

平成30年第 1 回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表	3
付議事件並びに結果	4

平成30年 2 月26日

出席及び欠席議員	7
地方自治法第121条の規定により出席した者	8
本議会に出席した事務局職員	8
議事日程	8
諸般の報告について	10
議会運営委員長報告について	16
会議録署名議員の指名について	17
議案の上程について	17
市長の提案理由の説明	17
議員提出議案の提案理由の説明	28

平成30年 2 月28日

出席及び欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により出席した者	32
本議会に出席した事務局職員	32
議事日程	32
議案質疑について（議案第 1 号～議案第 5 号）	34
（議案第 6 号～議案第12号）	35
（議案第13号～議案第23号）	37
（議案第24号～議案第26号）	40
（議案第27号～議案第34号）	41
（議案第35号）	43

平成30年 3 月 5 日

出席及び欠席議員	45
地方自治法第121条の規定により出席した者	46
本議会に出席した事務局職員	47
議事日程	47

一般質問について	48
菊次 太丸 議員	48
矢ヶ部広巳 議員	67
浦川 和久 議員	79
熊井三千代 議員	93
緒方 寿光 議員	108

平成30年3月6日

出席及び欠席議員	127
地方自治法第121条の規定により出席した者	128
本議会に出席した事務局職員	128
議事日程	129
一般質問について	129
白谷 義隆 議員	129
江口 義明 議員	142
荒巻 英樹 議員	155
佐々木創主 議員	169

平成30年3月19日

出席及び欠席議員	183
地方自治法第121条の規定により出席した者	184
本議会に出席した事務局職員	184
議事日程	184
議会運営委員長報告について	186
各委員長報告について	187
総務委員長報告について	187
建設経済委員長報告について	188
教育民生委員長報告について	190
予算審査特別委員長報告について	192
議案の上程について	202
市長の提案理由の説明	203
閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について	204

第 1 回 柳 川 市 議 会 (定 例 会) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
2 月 26 日	月	本 会 議	開会・提案理由説明
2 月 27 日	火	考 案 日	
2 月 28 日	水	本 会 議	議 案 質 疑
3 月 1 日	木	考 案 日	
3 月 2 日	金	考 案 日	
3 月 3 日	土	休 会	
3 月 4 日	日	休 会	
3 月 5 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 6 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 7 日	水	休 会	
3 月 8 日	木	委 員 会	
3 月 9 日	金	委 員 会	
3 月 10 日	土	休 会	
3 月 11 日	日	休 会	
3 月 12 日	月	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 13 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 14 日	水	休 会	
3 月 15 日	木	事務整理日	
3 月 16 日	金	事務整理日	
3 月 17 日	土	休 会	
3 月 18 日	日	休 会	
3 月 19 日	月	本 会 議	採決・閉会

第 1 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議案第 1 号	平成29年度柳川市一般会計補正予算（第 6 号）について	30. 2 .28	原案可決
議案第 2 号	平成29年度柳川市一般会計補正予算（第 7 号）について	30. 3 .19	原案可決
議案第 3 号	平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	30. 3 .19	原案可決
議案第 4 号	平成29年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	30. 3 .19	原案可決
議案第 5 号	平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	30. 3 .19	原案可決
議案第 6 号	平成30年度柳川市一般会計予算について	30. 3 .19	原案可決
議案第 7 号	平成30年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	30. 3 .19	原案可決
議案第 8 号	平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	30. 3 .19	原案可決
議案第 9 号	平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	30. 3 .19	原案可決
議案第 10 号	平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	30. 3 .19	原案可決
議案第 11 号	平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算について	30. 3 .19	原案可決
議案第 12 号	平成30年度柳川市水道事業会計予算について	30. 3 .19	原案可決
議案第 13 号	柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について	30. 3 .19	原案可決

議案 第14号	柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30.3.19	原案可決
議案 第15号	柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30.3.19	原案可決
議案 第16号	柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	30.3.19	原案可決
議案 第17号	柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30.2.28	原案可決
議案 第18号	柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30.2.28	原案可決
議案 第19号	柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について	30.3.19	原案可決
議案 第20号	柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について	30.2.28	原案可決
議案 第21号	柳川市観光地区建築条例の一部を改正する条例の制定について	30.2.28	原案可決
議案 第22号	柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	30.2.28	原案可決
議案 第23号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	30.2.28	原案可決
議案 第24号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	30.3.19	原案可決
議案 第25号	柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について	30.3.19	原案可決
議案 第26号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について	30.2.28	原案可決
議案 第27号	人権擁護委員候補者の推薦について	30.2.28	同意
議案 第28号	人権擁護委員候補者の推薦について	30.2.28	同意

議案 第29号	人権擁護委員候補者の推薦について	30.2.28	同意
議案 第30号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	30.2.28	同意
議案 第31号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	30.2.28	同意
議案 第32号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	30.2.28	同意
議案 第33号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	30.2.28	同意
議案 第34号	柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について	30.2.28	同意
議案 第35号	柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の 制定について	30.3.19	原案可決
議案 第36号	柳川市副市長の選任について	30.3.19	同意
議案 第37号	柳川市教育委員会教育長の任命について	30.3.19	同意

柳川市議会第1回定例会会議録

平成30年2月26日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
17番	浦 博 宣	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

20番 梅 崎 和 弘

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次													
副	市長	成松宏良													
教	育	日高良													
総	務	部	長	高崎祐二											
会	計	管	理	者	野田洋司										
市	民	部	長	石橋正次											
保	健	福	祉	部	長	原忠昭									
建	設	部	長	大淵洋祐											
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	田	尻	主	範		
消	防	長	木	下	隆	行									
人	事	秘	書	課	長	田	中	勝	裕						
総	務	課	長	松	藤	敏	彦								
企	画	課	長	椛	島	謙	治								
財	政	課	長	島	添	守	男								
税	務	課	長	川	口	俊	幸								
健	康	づ	く	り	課	長	大	橋	由	美	子				
福	祉	課	長	平	田	敬	介								
学	校	教	育	課	長	木	下	隆							
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋						
建	設	課	長	待	鳥	哲									
農	政	課	長	林	誠										
水	路	課	長	松	永	泰	治								

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成29年10月分、11月分、12月分)
- (2) 市長の所信表明について

日程（１） 議会運営委員長報告について

日程（２） 会議録署名議員の指名について

日程（３） 議案の上程について

議案第１号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第６号）について

議案第２号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第７号）について

議案第３号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
について

議案第４号 平成29年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
について

議案第５号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第３号）に
ついて

議案第６号 平成30年度柳川市一般会計予算について

議案第７号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第８号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第９号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第10号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第11号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第12号 平成30年度柳川市水道事業会計予算について

議案第13号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤
強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の制
定について

議案第14号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並び
に実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第17号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第18号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第19号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

議案第20号 柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 柳川市観光地区建築条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第25号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について

議案第35号 柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員21名、定足数であります。よって、ただいまから平成30年第1回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

次に、本定例会は平成30年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本定例会は、平成30年度の当初予算を初めとする重要な議案の御審議をお願いするものでございます。議案の説明に先立ちまして、平成30年度の市政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員の皆様並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

昨年は、初開通から10年目を迎えた有明海沿岸道路の徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジまでの4.5キロメートルが開通し、大牟田・みやま・柳川・大川の4市が自動車専用道路として直結されました。あわせて、両開地区と昭代地区をつなぐ沖端川大橋が開通し、国道208号浦島橋の開通も3月10日に予定されており、道路網のインフラは格段に進みました。今後も、国道443号バイパスの延伸や大牟田川副線バイパスの大川市への延伸、柳川庁舎前の三橋筑紫橋線の延伸などが予定されていますので、企業誘致の条件整備、通勤圏や定住要件の拡大につながるものと期待しています。

同じく昨年は、立花宗茂生誕450年の年ということもあり、戦国時代を生き抜いた数々のエピソードと、一度改易された同じ場所に再封された唯一の武将ということで、再封されて400年の記念の年である2020年を目標に、NHK大河ドラマの招致運動を開始いたしました。招致活動を通して、特に若い層や子供たちが、宗茂と閻千代の豊かなエピソードや物語を学び、地域の歴史に誇りを持ち、強い主体性を醸成するひとつづくりや足腰の強いまちづくりに結びつけていきます。

それでは、昨年策定しました第2次柳川市総合計画基本構想、その将来像「水と人とまちが輝く 柳川」を実現するための4つの政策目標に合わせ、私の施策の一端を述べさせていただきます。

まず1点目の政策目標、「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」についての主な取り組みについて申し上げます。

ことしの「赤い鳥」発刊100周年を記念し、北原白秋先生の作品、特に童謡に焦点を当てた音楽イベントを合唱団などの文化活動団体の皆さんと協働で実施し、白秋先生の作品を歌い継ぐ、柳川ならではの活動団体の育成と文化芸術に触れる機会を提供していきます。あわせて、市内において文化芸術活動に参加する子供たちが減少していることから、子供主体の文化活動団体に対し補助金を交付することで、新たな活動団体の活性化とともに文化活動を担う人材の育成へとつなげていきます。

また、本市の文化・芸術の拠点施設としての市民文化会館の建設については、着実に進めていくため、合併特例債延長の動向を注視しながら、しっかりと取り組んでまいります。

次に、現在改修中の旧綿貫家住宅に芸術家を招聘し、市内で生活しながら芸術作品の製作

や地域住民との交流を通して、地域文化の活性化とともに文化芸術を起点とした新たな魅力を創出することで、これまでターゲットになかった芸術関係者などの移住促進を進めていきます。

さらに、「おもてなしの心日本一」を目指し「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりに取り組んでいるところであり、「できる人が、できることから」を合言葉に、環境美化活動やあいさつ・しんせつ運動を行い、市民の意識向上を図り、定着してきているところです。

これに加え、特に「訪れてよし」の充実を図るため、観光客が訪れる施設を対象にANA総合研究所が調査を行いました。この調査から見えてきた課題を解決し、もう一度柳川に行きたいと言っただけの柳川ファンをふやし、観光入り込み客数の目標年間150万人の実現を目指します。

そのほか、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策基本法が改正されましたので、地域レベルの実践的な取り組みを推進するために柳川市自殺対策計画を策定することとしています。この計画の取り組みを通して、社会における過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の阻害要因を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等の促進要因をふやすことで、社会全体の自殺リスクを低下させることを目指すものです。

2点目の政策目標、「若い世代の希望を叶え、柳川の子育て、暮らしに幸せを感じるひとづくり」についての主な取り組みについて申し上げます。

今年度から、学校と地域住民、保護者が情報や課題を共有し、学校、家庭、地域の連携、協働体制を構築することで、地域の力を学校運営に生かしていくコミュニティ・スクール事業を推進し、地域とともにある学校づくりを進めているところです。これと並行し、来年度からは、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動、地域学校協働活動を推進することとしています。

地域には、地域の教育力向上を担うことができる人材が多く存在します。各校区に地域学校協働本部を設置し、学校、家庭、地域が連携して、学校支援や地域活動、学習支援を行う地域学校協働事業を推進することにより、地域が一体となって青少年健全育成の推進や教育力の向上を図ります。

小学校19校、中学校6校の25校全てで、平成35年度を目途に実施していくこととしています。

また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者及びその子供、家族からの相談やカウンセリング等の対応を図るため、専任の虐待対応強化支援員を配置し、要保護児童対策地域協議会との連絡調整や関係機関への協力要請が円滑に行えるようにします。あわせて、ひとり親家庭の自立支援の推進を図るために、相談窓口に自立支援相談員を配置し、子育てや生活に関する内容から就業に関する内容までワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応する、寄り

添い型支援の体制を整備します。

さらに、若い世代の移住・定住関係ですが、本市では若者を中心として都市部への人口流出が続いており、これをいかに抑制していくかが重要な課題です。平成26年から短期滞在型体験居住施設もえもんハウスを整備し、現在まで32組108人を受け入れ、3組の移住者を獲得いたしました。体験者は首都圏からが多く、今後さらに人を呼び込むためには首都圏での情報発信力の強化と情報の質の向上が重要となります。このため、東京有楽町にあります福岡県への移住相談専用窓口であるふくおかよかこ移住センターとタイアップした移住フェア及び相談会を実施し、地方移住を希望する都会の人の生の声を聞き、的確に移住施策に生かしていきます。また、移住体験をさらに加速するためにショートステイ型として1泊2日の柳川移住体験ツアー等を企画し、柳川暮らしの魅力をPRしていきます。

そのほか、仕事を探す人と人を求める地元企業のマッチングを促進するために、平成28年度からオープンファクトリー事業に取り組んでいます。今後は、工場見学の際にワークショップを実施するなど事業内容を充実させ、地元企業への親しみをより感じてもらう参加者をふやすことで地元企業への就職促進につなげていきます。

3点目の政策目標、「水郷柳川の風情や快適さに共感し、人を惹きつけるまちづくり」についての主な取り組みについて申し上げます。

冒頭申し上げました、立花宗茂公・闇千代姫を主人公にしたNHK大河ドラマの招致活動につきましては、これまで招致委員会の立ち上げなど活動基盤の整備を中心に取り組んでまいりました。これからはさらなる機運醸成のために、ゆかりの人、ゆかりの土地や宗茂・闇千代ファンとの連携を密にしながら活動の輪を広げていくこととしています。あわせて、次代を担う子供向けの講座を行うなど、本市の魅力を市民の方に再発見してもらい、地域の歴史文化に誇りを持てるような取り組みを進め、招致実現を目指します。

観光は、地域経済活性化のための手段であるとともに、まちづくりの手段でもあります。柳川を知っていただく、関心を持っていただく、行ってみたいと思っていただく、また行きたいという関心、満足、感動が肝要と思います。そのためには、市民が、柳川ならではの地域資源を活用し、かわりを持って、市民の暮らしに根づくことが基本と考えます。これらのことを念頭に、平成31年度から10年間の観光振興計画の策定を行います。

また、沖の端水天宮周辺は、本市観光の中心となっているところですが、既存の石畳の老朽化により歩行者、車両通行の安全性に支障が出ている状況です。そこで、単に補修整備を行うのではなく、地域住民の生活及び観光業や商工業も生かせる環境整備を行うべく、事業計画の作成に取り組めます。

さらに、川下りコース沿いの樹木は、水郷柳川の風情を感じさせ、掘割の水と緑は生活に潤いを与えているところですが、後継者不足や土地の売買により伐採されるケースも少なくありません。そこで、こうした樹木を市民と協働して保存し、水郷情緒を保全するとともに、

ふるさと柳川への愛着を持つ住民を育てるため、樹木手入れのスキルを楽しく身につける取り組みを行います。

次に、高齢者福祉の関係では、在宅医療と介護の連携を進めます。特に認知症対策としては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを配置することで、早期診断、早期対応に向けた支援体制を整えます。また、新たに脳トレ教室を実施したり、介護予防健診時には認知症簡易検査を取り入れます。引き続き認知症カフェをふやし、認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練も市内全体に広げ、住みなれた地域で暮らし続けられるよう取り組みます。

そのほか、空き家対策については、所有者等への啓発や通知、特定空き家の認定による指導書の送付など適切な管理の促進を図り、危険空き家85件のうち除却や使用確認などの対応済みが17件となっています。残りの68件については、引き続き所有者、管理者に適正管理を促し、特に周囲に悪影響を与える危険空き家については、空家等対策協議会において新たに特定空き家に認定した上で法的措置を実施することとしています。あわせて、適正に管理されていない危険家屋の除却に対して老朽危険家屋等除却促進事業を平成25年度から取り組み、今まで128件の解体に補助金を交付しています。今後も継続して事業を進めることで、市民の安全・安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持に努めていきます。

みやま市と一緒に取り組んでいます火葬場については、今年度に敷地の造成工事とそれに附帯する仮設道路工事を行い、いよいよ30年度から施設の建設工事に取りかかり、平成31年度中の供用開始を目指します。あわせて、ごみ焼却施設については、今月末まで技術提案、見積書提出を受け付け、6月中旬までに優先交渉権者を決定することとしています。8月には工事請負契約を締結し、組合議会で承認を得た後に実施設計、詳細設計に取りかかります。平成34年3月の供用開始を目指し、建設工事に取りかかることとしています。

4点目の政策目標、「柳川の地域資源や産物を誇れる しごとづくり」についての主な取り組みについて申し上げます。

これまで国主導で行われてきた米の生産調整につきましては、平成30年度産から県を中心とした地域主導へと移りますが、国の水田農業に対する支援が変動する中、本市においても従前の土地利用型農業に加え、高収益な園芸作物等の振興が課題となります。このため、昨年8月に新規作物等研究会を立ち上げ、試験栽培に取り組んでいるところです。あわせて、農地中間管理機構を利用した農地の集積化、集約化に取り組み、農用地の利用効率化及び高度化を図っているところです。この結果、利用権設定の面積を含めると、本市約4,000ヘクタールの農地のうち、57%の集積化を図ることができました。

一方で、土地の形状や水はけが悪く、道路が狭い未整備農地は、担い手農家が借り受けられない状況があります。このため、昨年9月に土地改良法の一部が改正され、新たに農地中間管

理機構関連農地整備事業が創設されました。この事業は、農業者の費用負担がなく、県営で基盤整備ができるものです。本市の農業振興促進のため、基盤整備未実施地区において、地元の協力を得ながら積極的に推進することとします。

次に、ノリ養殖業につきましては、生産コストの削減や労働力の軽減、良質なノリの生産による単価の向上を目的に協業化を進めてきました。中島漁業団地に来年度2棟計画されている分が完成すれば、当初計画どおり中島漁業団地計画が達成され、ほかの地区と合わせれば、15棟が稼働することになります。今後も協業化を推進することで、漁家所得の向上を図り、後継者の育成に努めてまいります。

また、西鉄の本格的な観光列車ザ・レールキッチン・チクゴが5億円を投じ平成31年春の運行開始に向けて着々と準備が進められています。この運行開始を盛り上げるとともに、柳川観光への相乗効果を図るため、西鉄や観光事業者などと連携した大型観光キャンペーンを展開します。食べる、見る、体験する、買う、夜を楽しむ、歩くといった柳川の魅力の磨き上げを進め、福岡都市圏や沿線住民の新規ターゲット層の獲得を目指します。

さらに、平成28年度地方創生拠点整備交付金を活用し鋭意進めております、有明海むつごろうランド周辺の再整備、柳川観光第2のエンジン創出事業につきましても、むつごろう会や地元の皆様としっかり連携し、また、御協力もいただきながら着実に推進し、柳川観光の課題であります滞在力の強化を図ってまいります。

あわせて、地場企業の経営拡大については、経営基盤の安定と円滑な資金繰りを支援するため、融資限度額の引き上げや融資利率の引き下げ等を行います。

さらに、新規起業、創業者の支援については、資金調達が困難な創業者の創業チャレンジを促進するため、新たな創業補助制度の創設や創業者融資制度を見直すこととしています。

最後に、消費者保護の充実であります。近年、消費者を取り巻く環境は、サービスの多様化や情報化の進展により大きく変化しています。それに伴い、消費者トラブルは複雑、多様化し、中でも高齢者を狙った悪質商法やにせ電話詐欺などの被害は後を絶たない状況です。

今後は、本市に設置しています柳川・みやま消費生活センターの消費生活相談員を常時2名体制に変更し、消費者被害を未然に防ぐための情報提供や地域、学校などへの出前講座等による啓発に力を入れていきます。

以上、意を尽くしますが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきました。

一方で、少子・高齢化が進む中、地域活動の担い手不足が深刻化しています。また、価値観の多様化、個の尊重による複雑多様化する地域課題がふえ、行政サービス、家族や地域で解決できる範囲を超える状況となっています。

そのため、一つの行政区で解決できない地域課題に対応できる体制づくり、行政と協働して地域課題を解決できる体制づくりが必要となります。

住民のニーズに対応した魅力的で住みよいまちの実現には、地域力の向上が不可欠となります。そのためには、自分たちの地域は自分たちでつくるという自主的で主体的な住民自治の地域づくりの推進が必要であります。

今後、未来の柳川を担う子供たちが、夢と希望の持てるまちを実現するために、市民の皆様と一緒に考え、ともに地域コミュニティを推進してまいりたいと考えております。

今後とも、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、どうか市民の皆様、議員の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長（荒巻英樹君）（登壇）

おはようございます。平成30年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日2月26日から3月19日までの22日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、27日は考案日、28日を議案質疑、3月1日、2日は考案日、3日、4日は休日で休会、5日、6日、7日を一般質問、8日、9日を委員会、10日、11日は休日で休会、12日、13日、14日を予算審査特別委員会、15日、16日は事務整理日、17日、18日は休日で休会、19日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第1号から議案第35号までの35議案の一括上程であります。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑についてであります。

初めに、議案第1号から議案第5号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第1号は即決、議案第2号は総務委員会に審査を付託、議案第3号及び議案第4号の2議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第5号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第6号から議案第12号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第6号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第7号から議案第9号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第10号は総務委員会に審査を付託、議案第11号及び議案第12号の2議案は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第13号から議案第23号までの11議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第13号及び議案第14号の2議案は建設経済委員会に審査を付託、議案第15号及び議案第16号の2議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第17号及び議案第18号の2議案は即決、議案第19号は建設経済委員会に審査を付託、議案第20号から議案第23号までの4議案は即決といたしております。

次に、議案第24号から議案第26号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第24号は建設経済委員会に審査を付託、議案第25号は教育民生委員会に審査を付託、議案第26号は即決といたしております。

次に、議案第27号から議案第34号までの8議案を一括議題とし、質疑終了後、8議案とも即決といたしております。

次に、議案第35号を議題とし、質疑終了後、教育民生委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、10番佐々木創主議員及び13番諸藤哲男議員を指名いたします。

日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3．議案の上程について。

議案第1号から議案第35号までの35議案を一括上程いたします。

初めに、議案第1号から議案第12号までの12議案について、市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．議案第1号から議案第5号までの補正予算5議案、及び議案第6号から議案第12号までの平成30年度予算関係7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第1号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、継続費の補正を行うものであります。

市民文化会館（仮称）整備事業において、建築費の高騰などにより事業入札の不調が続いたことから、当初設定した継続費の期間においては事業の完了が見込めないこととなりました。このため、平成29年度補正予算に計上しておりました市民文化会館（仮称）整備推進費の継続費について、年度を平成32年度までと変更し、その年割額においても変更を加えるための継続費の補正を行うものであります。

次に、議案第2号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、さきに成立した平成29年度国の補正予算に伴い、農業機械導入などの費用を助成する担い手確保・経営強化支援事業費補助金、両開・皿垣開漁港のしゅんせつ事業である機能保全事業費などを追加するほか、決算見込みや事業費の確定などに伴う予算調整を行うものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額31,642,256千円から182,831千円を減額し、歳入歳出それぞれ31,459,425千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から款を追って御説明いたします。

まず、2款・総務費は85,893千円を増額補正しております。これは、ふるさと寄付金事務委託料、ふるさと元気応援基金積立金などを追加したことによるものです。

3款・民生費は189,180千円を減額補正しております。これは、保育所運営費などを増額する一方、国民健康保険対策費や福岡県介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療事業費などをそれぞれ減額したことによるものです。

4款・衛生費は104,600千円を減額補正しております。これは、新火葬施設分の有明生活環境施設組合負担金や、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費などをそれぞれ減額したことによるものです。

6款・農林水産業費は171,582千円を増額補正しております。これは、農業機械導入などの費用を助成する担い手確保・経営強化支援事業費補助金、両開・皿垣開漁港のしゅんせつ事業である機能保全事業費、国土調査事業費などを追加、増額する一方、県営災害に強いため池等整備事業負担金などを減額したことによるものです。

8款・土木費は134,845千円を減額補正しております。これは、市道高橋中牟田線道路整備事業費や塩塚川高潮対策番所橋架替事業費などを減額したことによるものです。

9款・消防費は6,252千円を減額補正しております。これは、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク再整備事業負担金の確定などによるものです。

10款・教育費は5,429千円を減額補正しております。これは、市内の全中学校に理科教材

を購入するための備品購入費や準要保護児童・生徒就学援助費などを増額する一方、私立幼稚園就園奨励事業費、市史刊行経費などを減額したことによるものです。

なお、今回の中学校への理科教材購入につきましては、緒方記念科学振興財団からの寄付金を活用して行うものであります。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、この歳出に対する歳入財源について御説明いたします。

まず、2款・地方譲与税、3款・利子割交付金、6款・地方消費税交付金、7款・自動車取得税交付金につきましては、決算見込みによる増額及び減額を計上しております。

9款・地方交付税は68,157千円を増額補正しております。

11款・分担金及び負担金は11,524千円を増額補正しております。

13款・国庫支出金は161,166千円を減額補正しております。これは、決算見込みにより、生活保護費や社会資本整備総合交付金を減額したことなどによるものです。

14款・県支出金は111,160千円を増額補正しております。これは、担い手確保・経営強化支援事業費補助金や機能保全事業費補助金を増額したことなどによるものです。

15款・財産収入は、積立基金利子896千円を増額補正しております。

16款・寄付金は52,847千円を増額補正しております。これは、ふるさと寄付金として50,000千円、そのほか、まちづくり支援自動販売機寄付金や教育費寄付金、民生費寄付金で合計2,847千円の寄付をいただいたものです。今後、本市の貴重な財源として活用させていただくとともに、寄付をいただきました方々に対しまして、この場をかりまして厚くお礼を申し上げます。

17款・繰入金は205,000千円を減額補正しております。これは、歳出面での減額補正による財政調整基金からの繰り入れの減額、及び大河ドラマ招致事業費についての県補助金への財源更正によるものです。

19款・諸収入は12,549千円を減額補正しております。これは、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費みやま市負担金を減額したことなどによるものです。

20款・市債は、漁港機能保全事業費について増額を行う一方、地方債対象事業費の確定に伴う地方債借入額の調整などによる減額を行ったことで、57,700千円を減額補正しております。

このほか、第2表 繰越明許費補正では、新火葬施設整備事業費など16件につきまして、事業の追加及び変更を行っております。

第3表 債務負担行為補正では、歴史民俗資料館指定管理料など3件につきまして、追加及び限度額の変更を行っております。

第4表 地方債補正では、新火葬施設整備等事業費など5件につきまして、借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第3号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、療養給付費の伸びに伴う必要額の補正や、決定通知による国、県からの交付金を調整するとともに、決算見込みにより必要額の補正を行うものであります。

歳出において、2款・保険給付費を146,735千円、4款・前期高齢者納付金等を39千円、11款・諸支出金を5,170千円増額するとともに、3款・後期高齢者支援金等を2,881千円、6款・介護納付金を3,961千円、7款・共同事業拠出金を259,044千円減額しております。

歳入では、療養給付費の増加に伴い、3款・国庫支出金を114,869千円、6款・県支出金を50,554千円増額するとともに、7款・共同事業交付金を301,434千円減額しております。

これにより、歳入歳出それぞれ113,618千円を減額し、補正後の予算総額を10,530,426千円とするものであります。

次に、議案第4号 平成29年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額するもので、あわせて前年度繰越金の調整を行ったところであります。

歳出においては、基盤安定負担金を含む後期高齢者医療広域連合納付金を13,312千円減額しております。

歳入では、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り入れる保険基盤安定繰入金を13,188千円減額し、前年度繰越金を124千円減額しております。

これにより、歳入歳出それぞれ13,312千円を減額し、補正後の予算総額を1,019,688千円とするものであります。

次に、議案第5号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、国庫補助事業等の確定に伴う事業費の減額、及び国庫補助金、市債の減額と、繰越金の増額であります。

このため、歳入歳出それぞれ27,000千円を減額し、補正後の予算総額を1,093,493千円とするものであります。

このほか、第2表 繰越明許費補正では、移設補償費につきまして、翌年度への予算繰り越しを行っております。

また、第3表 地方債補正では、借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第6号 平成30年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度の予算編成の基本的な考え方といたしましては、昨年6月に作成しました第2次柳川市総合計画の4つの政策目標を達成するための予算編成を行ったところであります。その中でも、現住者の地元への定着及び転出の抑制を図る取り組みを重点事項として取り組

んでいくこととしております。

また、合併算定替による優遇措置が平成27年度から段階的に縮減されていることにより、普通交付税がさらに減額されることが見込まれることから、例年以上に健全な財政運営に留意しつつ、限られた資源の有効活用、事業の選択と集中、行政と住民の皆さんとの役割分担などを念頭に、また、決算審査特別委員会、監査委員の意見要望を踏まえて予算編成に臨んだところであります。

このようにして編成しました結果、予算規模としましては、歳入歳出ともに29,301,000千円となり、前年度の当初予算と比較しますと、額にして2,266,000千円、率にして8.4%の増額となりますが、これは前年度予算を骨格予算として編成したことによるものです。また、前年度の6月補正予算後と比較しますと、額にして752,419千円、率にして2.5%の減額予算となっております。

それでは、予算の内容につきまして、前年度の6月補正後予算との比較により、歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、1款・市税は、平成29年度の収納見込み、税法の改正及び現下の景気状況などを勘案し、前年度より21,902千円増の6,189,713千円を計上しております。

6款・地方消費税交付金は、平成29年度の交付見込み額や国の地方財政計画等から、前年度同額の1,130,000千円を計上しております。

9款・地方交付税は、普通交付税が国の地方財政計画や平成29年度交付額を参考に、前年度同額の7,250,000千円を計上し、特別交付税が前年度同額の1,150,000千円を計上しております。

17款・繰入金は、財政調整基金やふるさと元気応援基金などから繰り入れ、前年度より117,857千円増の736,146千円を計上しております。

20款・市債は、前年度より1,193,900千円減の2,947,300千円を計上しております。

これにより、平成30年度末の市債残高は、前年度末と比較して162,056千円増の32,693,067千円となる見込みです。今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の約73.4%に相当する2,162,085千円と試算しております。

また、合併特例事業債は、道路整備事業など14事業に1,728,600千円を計上しており、この結果、平成30年度末の借り入れ見込み総額は、普通建設事業分で22,151,900千円となります。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

1款・議会費は、前年度より3,460千円減の231,352千円を計上しております。

この減額の主な要因は、平成30年度に実施される市議会議員選挙から、議員定数が1名削減され21名になることに伴う、議員報酬の減額などによるものであります。

2款・総務費は、前年度より58,601千円減の2,712,801千円を計上しております。

この減額の主な要因は、基幹系の電算システム再構築に係るシステム改修や柳川庁舎の耐震補強工事が昨年度終了したことによるものです。

予算の主なものとしましては、庁舎管理などの財産管理費、電算推進費、定住促進事業を初めとした企画費、市議会議員選挙を初めとした各選挙費、徴税費、指定統計費などであります。

3款・民生費は、前年度より150,831千円増の11,847,442千円を計上しております。

この増額の主な要因は、介護給付費や訓練等給付費等のサービス利用者の増加、及びふたば幼稚園の施設整備に対する保育所施設整備事業費補助金交付などによるものです。

そのほか、新たに認知症初期集中支援事業による認知症の早期診断、早期対応に向けた取り組みを行っていくこととしております。

4款・衛生費は、前年度より91,888千円増の2,288,743千円を計上しております。

この増額の主な要因は、みやま市と共同で建設を進めている火葬場の有明生活環境施設組合に対する負担金が増額になったこと、及び柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費の増額によるものです。

そのほか、生活習慣病の重症化を予防するための訪問指導、ごみ減量化の市民等の意識を高めるため、廃棄物の3R推進事業を引き続き実施することとしております。

また、適切に管理が行われていない空き家等についても、実態調査に基づき、引き続き具体的な取り組みを行っていくこととしております。

5款・労働費は、前年度より597千円増の12,843千円を計上しております。

この増額の主な要因は、シルバー人材センター高年齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金が増額になったことによるものです。

6款・農林水産業費は、前年度より296,162千円増の2,674,556千円を計上しております。

この増額の主な要因は、県営集落基盤整備事業負担金の増額、農地耕作条件改善事業費補助金の増額などによるものです。

農業関係では、農業振興費として、各種農業施設・機械整備への補助のほか、国や県の補助事業を適切に活用するために農地中間管理機構への農地の集約など国や県の補助事業に合わせた条件の整備を進めていくこととしております。

農地・クリーク保全関係では、国や県の事業を活用しながら、クリーク防災機能保全対策事業費やクリーク管理費などを引き続き計上しております。

水産業関係では、国の補助事業を活用する予定の両開地区ノリ共同加工施設整備事業補助金を計上しております。

7款・商工費は、前年度より184,619千円増の1,007,488千円を計上しております。

この増額の主な要因は、企業立地等促進費として、ホテル誘致建設費補助金、ホテル誘致雇用奨励金を計上したほか、新規起業・創業支援事業費として新規起業支援補助金を新たに

計上したことなどによるものです。

また、観光費として、柳川市・西鉄グループ連携デスティネーションキャンペーン負担金を新たに計上したほか、継続事業として柳川観光第2のエンジン創出事業費を計上しております。

そのほか、地域おこし協力隊を活用した、柳川観光の未来を担うマルチプレーヤー育成事業や地域資源の物語を紡ぐプロモーション事業、水郷柳川ゆるり旅コーディネーター事業のほか、新たな産業の創出に向けた取り組み、商品改良や商品開発、市内商店街の活性化を図る取り組みを新たに行っていくこととしております。

8款・土木費は、前年度より109,483千円増の1,815,907千円を計上しております。

この増額の主な要因は、柳河団地（仮称）建設工事に着手することや沖端水天宮周辺整備事業費を新たに計上したことなどによるものです。

そのほか、予算の主なものとしましては、生活基盤道路の整備費、塩塚川高潮対策番所橋架替事業費、柳川駅東部土地地区画整理事業費、住宅管理費などであります。

9款・消防費は、前年度より41,841千円増の873,707千円を計上しております。

この増額の主な要因は、高規格救急自動車の更新費用を計上したことなどによるものです。

予算の主なものとしましては、筑後地域消防通信指令事務協議会事務費負担金、消防団第7分団のポンプ車更新費用などを計上しております。

10款・教育費は、前年度より1,701,004千円減の2,754,603千円を計上しております。

この減額の主な要因は、藤吉小学校運動場改修事業が終了したことや、市民文化会館（仮称）整備推進費が平成29年度からの継続事業として減額となったことなどによるものです。

予算の主なものとしましては、昭代第一小学校や豊原小学校の校舎大規模改造事業、両開小学校グラウンドの防護ネット設置工事費のほか、新たに地域学校協働活動事業として学校、家庭、地域が連携した学校支援を行うこととしております。

12款・公債費は、前年度より135,313千円増の3,031,703千円を計上しております。

この増額の要因は、平成26年度の柳川駅周辺地区事業、柳川駅東部土地地区画整理事業などの借入額の大きな事業の元金償還が開始されたことに伴うものです。

以上が歳入歳出予算の主な内容であります。

また、第2表では柳川市市民協働のまちづくり事業補助金など16事業の債務負担行為を、第3表では柳川庁舎空調設備改修事業費など22事業に係る地方債をあわせて御提案申し上げます。

次に、議案第7号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度から国民健康保険運営の県単位化により、財政面の運用主体は福岡県が担うこととなります。

平成30年度の柳川市国民健康保険特別会計は、県に納付金を納め、療養給付費については同額を福岡県から受け取ることとなっており、それに伴い、予算上では款項目の科目の変更等を行っております。

平成30年度の1人当たりの医療費については、近年の医療費の伸びを勘案し、平成29年度決算見込みの1.0%増で見込んでおります。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに8,935,000千円としております。

次に、議案第8号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本会計の歳出としましては、保険料の徴収に伴う事務経費と後期高齢者広域連合への納付金が主なものであります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と被保険者からの保険料で賄うようになっております。

予算規模は、予算総額を歳入歳出ともに1,034,000千円としております。

次に、議案第9号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

平成30年度の予算規模としましては、歳入歳出それぞれ632千円を計上しております。

歳出においては、事業費22千円、公債費610千円を計上しております。

歳入では、県補助金37千円、繰越金333千円、諸収入262千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は、平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収入及び公債費の償還事業が主な内容であります。

次に、議案第10号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって、用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

平成30年度予算については、平成29年度と同様に、予算総額を歳入歳出ともに5千円の科目開設の予算といたしております。

次に、議案第11号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、歳入歳出それぞれ954,646千円としております。

歳出予算については、主なものとして、事業費及び維持管理費を含む下水道費400,934千円、公債費507,785千円を計上し、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

歳入予算については、主なものとして、下水道使用料162,400千円、国庫支出金52,150千円、市債173,100千円、繰入金526,258千円を計上しております。

また、第2表では、公共下水道事業に係る地方債をあわせて御提案しております。

次に、議案第12号 平成30年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,453,534千円、事業費用を1,411,924千円計上しております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は265,104千円、支出は656,125千円計上し、資本的収入額が資本的支出額に不足する額391,021千円は、損益勘定留保資金等で補填する予定にしております。

なお、議案第6号から議案第12号までの平成30年度予算関連の7議案の内容、詳細については、既に配付しております予算書及び予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

次に、議案第13号から議案第34号までの22議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第13号から議案第23号までの条例案11議案、そのほか3議案及び人事案件8議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第13号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について御説明申し上げます。

国において、地域の特性を生かし、地域経済を牽引する事業を促進するための地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律が昨年6月に制定されました。

この法律に基づく国の支援措置の中に、地方税の減免に対する補填措置が設けられており、この制度を生かして、本市における地域経済牽引事業を促進するために、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものであります。

なお、本条例により固定資産税の課税を免除した場合、別に定める国の条件を満たせば、地方交付税により課税免除額の4分の3が補填されます。

次に、議案第14号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川駅東部土地区画整理事業施行地区内の町界、町名及び地番を整理するために設置された柳川市町界町名地番整理審議会について、当事業の換地処分後は審議事項がないため、同審議会を廃止するよう条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立公民館体制の統一を図るため、柳川・大和・三橋地域の区分を廃止し、公民館長及び主事の報酬を勤務体制別に改正するものであります。

次に、議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

福岡県内60市町村のうち、平成29年度において資産割の算定方式を採用している市町村は24団体、県南10市においては3団体となっております。

また、平成30年4月1日から施行される福岡県国民健康保険運営方針において、市町村における標準的な保険料算定方式は所得割、均等割、平等割の3方式にすると示されております。

このような状況に鑑み、本市においても、平成30年度国民健康保険税の被保険者に係る資産割を廃止するものであります。

次に、議案第17号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたため、本条例の整備を行うものです。

次に、議案第18号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国民健康保険法第116条の2の規定により、住所地特例の適用を受けている者は、従前の住所地の市町村の被保険者とされています。

本案は、75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合には、その特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療の被保険者とするものであります。この改正による規定は、平成30年4月1日から適用することとしております。

次に、議案第19号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、条例の運用状況の実態や昨今の人手不足等企業を取り巻く状況を踏まえ、より活用しやすい制度とすることで、市内への企業立地の促進と市内企業の市外転出の防止を図ることを目的に、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容を申し上げますと、奨励措置の適用要件であります新規常用雇用者の定義から市内在住の要件を廃し、あわせて必要な雇用人数を変更しております。また、実際の制度運用上、疑義が生じるような点について、条例において明文化するとともに、条文の整備を図るものです。

次に、議案第20号 柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

柳川駅東部土地区画整理事業について、平成30年2月2日付で福岡県より換地処分公告が行われました。公告の日の翌日から当事業施行地区内の地番が新地番に変更されたことに伴い、柳川駅東口駅前広場の所在地も変更されたため、条例の一部を改正するものであります。

す。

次に、議案第21号 柳川市観光地区建築条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、建築基準法が改正されたため、条例において建築基準法を引用する部分の修正を行うものであります。

次に、議案第22号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年4月1日から施行され、製造所等に係る手数料が改定されることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の改正により、支給対象及び扶養手当の支給額が改定されたため、本法律に準じています非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正がなされました。これにより、本政令に準じています条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号 市道路線の認定及び変更認定について御説明申し上げます。

本案は、開発計画、市道一部区間の変更認定等に伴う3路線の新規認定及び14路線の変更認定とともに、通行上機能を果たしていない路線など5路線を廃止するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

柳川市立歴史民俗資料館の管理については、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入しておりまして、この指定期間が平成30年3月31日で満了しますので、前回と同じく柳川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第1項第1号の「公の施設の性格、規模及び機能により公募に適さないとき」の規定を適用し、公募によらず、引き続き公益財団法人北原白秋生家記念財団を指定管理者に指定しようとするものです。

なお、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

次に、議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について御説明申し上げます。

平成30年3月31日をもって豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合同

約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の古賀信正委員が平成30年6月30日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の加藤君代委員が平成30年6月30日で任期満了となりますので、再度、同氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員の森田好孝委員が平成30年6月30日で任期満了となりますので、後任の委員に田中利光氏を候補者として推薦しようとするものであります。

次に、議案第30号から議案第34号までの柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について御説明申し上げます。

これら5議案は、柳川市政治倫理条例により設置されております柳川市政治倫理審査会の委員が平成30年3月31日で任期満了となるため、後任委員の委嘱について御提案するものであります。

政治倫理審査会の委員は2年の任期で、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定により、専門的知識を有する者、及び柳川市に居住し、選挙権を有する者の中から、合計5人を委嘱することとなっております。

そこで、専門的知識を有する委員としまして、第30号では弁護士の桑原義浩氏、及び第31号では税理士の富永諭氏の両氏を引き続き委嘱し、第32号では公認会計士の上野雅成氏を新たに委嘱しようとするものであります。

また、柳川市に居住し、選挙権を有する委員としましては、第33号で三小田悦子氏、及び第34号で石川真貴子氏の両氏を新たに委嘱しようとするものでありまして、これら5人の委員委嘱について、柳川市政治倫理条例第8条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

次に、議員提出の議案第35号について提出者の提案理由の説明を求めます。

10番（佐々木創主君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、ただいまから柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、この条例制定に至る背景は、柳川市男女共同参画計画の冒頭にあるように、国際的な女性の地位向上という動きの中で、日本でも男女平等社会の実現を目指して、平成11年に

男女共同参画基本法が制定されました。その基本理念は、男女の人権の尊重、個人の能力が発揮でき、社会の制度、慣行によって、個性や能力が制限されることなく活動できること、政策立案、決定への共同参画、家庭生活でも男女が協力して役割を果たすというものであります。柳川市でもこの基本理念をもとに、平成19年に男女共同参画計画が策定され、昨年6月にこの条例が制定されたわけであります。

現在、社会に目を向けてみますと、さまざまな分野への女性の進出は目覚ましいものがあり、男性中心であった分野への女性進出、女性中心であった分野への男性の進出も進んでいます。また、家庭生活の家事・育児においても男女が共同して役割を分担するという家庭がふえております。女性の活躍、能力を発揮できる場がふえることを大いに期待するものであります。

しかし、男女には持って生まれた性の差のみならず、それぞれが持つ特性というものがあり、さまざまな場面で特徴が出てくることも事実であります。それは子供のときから見られます。好みの色であったり、遊びであったり、将来の夢、それぞれ傾向があることも事実でございます。そして、職域においても、男性は技術職、体力が必要な仕事、危険と隣り合わせの仕事、女性は教育、子供、老人のケア、服飾、サービス職など、きめ細やかでホスピタリティが生かせる職業の中心となっています。ひな祭り、こいのぼり、男言葉、女言葉といった伝統文化、また、家庭生活においても、父性、母性が大きく役割を果たしますし、家事、育児、専業主婦を生きがいとする女性も少なからずいます。

そこで、条例の中身を見てみますと、基本理念をうたう第3条の第2項は「社会制度や慣行による固定的な役割分担意識によって、個性や能力を制限されることなく、家庭・職場・地域において男女が様々な活動ができること。」とありますが、ここに「男女が互いに特性を認め、生かしながら」という文言を入れるべきだと思います。

そして、第1条の目的の項目、第5、6条において、市民、事業者の責務という言葉となっておりますが、まず市民である個人、そして、家庭はそれぞれ個性、考え方、特徴があり、それは基本的人権として尊重されるべきものであります。事業者については、さきに述べたとおり、職業、業種によっては男女それぞれに偏る分野もあり、また、事業を継続できることが大前提であります。そういったことから「責務」という言葉で縛ってしまうのではなく、「役割」という表現にすべきだと思います。

最後に、第2条の市民の定義については、柳川市のほかの条例と違い、「市内を活動の拠点とする者」の文言があります。この男女共同参画推進に当たっては、平成17年当時、ジェンダーフリーという名のもと、全国各地の小・中学校で過激な性教育が行われるといった行き過ぎた動きがありました。そして、国会においても大きな問題となりました。そういう動きは組織的な活動が背景にあったと言われております。また、沖縄の基地問題に関して、県外から来た方々が過激な反対運動の中心と言われております。そして、県内の市町村はそれ

それが男女共同参画に関する条例、計画を策定しています。

したがって、市民の定義は、市内に居住、通勤、通学する者で十分であると思います。

以上で提案理由の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、どうぞ御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（田中雅美君）

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時14分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成30年2月28日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	13番	諸 藤 哲 男
14番	河 村 好 浩	15番	緒 方 寿 光
16番	藤 丸 正 勝	17番	浦 博 宣
18番	樽 見 哲 也	19番	伊 藤 法 博
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

2.欠席議員

12番	高 田 千壽輝	20番	梅 崎 和 弘
-----	---------	-----	---------

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次												
副市	長	成松宏												
教	育	長	日高良											
総務	部	長	高崎祐二											
会計	管	理	者	野田洋司										
市	民	部	長	石橋正次										
保	健	福	祉	部	長	原忠昭								
建	設	部	長	大淵洋祐										
産業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	成	清	博	茂
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	田	尻	主	範	
消	防	長	木	下	隆	行								
人	事	秘	書	課	長	田	中	勝	裕					
総	務	課	長	松	藤	敏	彦							
企	画	課	長	椛	島	謙	治							
財	政	課	長	島	添	守	男							
税	務	課	長	川	口	俊	幸							
健	康	づ	く	り	課	長	大	橋	由	美	子			
福	祉	課	長	平	田	敬	介							
学	校	教	育	課	長	木	下	隆						
生	涯	学	習	課	長	袖	崎	朋	洋					
建	設	課	長	待	鳥	哲								
農	政	課	長	林	誠									
水	路	課	長	松	永	泰	治							

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則					
議	会	事	務	局	次	長	兼	庶	務	係	長	内	田	猛
議	会	事	務	局	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香	

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第1号 平成29年度柳川市一般会計補正予算(第6号)について

議案第2号 平成29年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について

- 議案第3号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 議案第4号 平成29年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 議案第5号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 議案第6号 平成30年度柳川市一般会計予算について
- 議案第7号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第8号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第9号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 議案第10号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 議案第11号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 議案第12号 平成30年度柳川市水道事業会計予算について
- 議案第13号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤
強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の制
定について
- 議案第14号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並び
に実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第17号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第18号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第19号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第20号 柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第21号 柳川市観光地区建築条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

- 議案第22号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 議案第25号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について
- 議案第35号 柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第1号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について、議案第2号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について、議案第3号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第4号 平成29年度柳川市後期高齢者医

療特別会計補正予算（第1号）について及び議案第5号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第2号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第3号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第4号 平成29年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第5号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成30年度柳川市一般会計予算について、議案第7号 平成30年度柳

川市国民健康保険特別会計予算について、議案第8号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第9号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について、議案第10号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について、議案第11号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算について及び議案第12号 平成30年度柳川市水道事業会計予算についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第6号 平成30年度柳川市一般会計予算については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員22名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました全議員22名を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思えます。

お諮りいたします。議案第7号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第8号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 平成30年度柳川市水道事業会計予算については、建設経済委員会に審査を付託したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第13号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について、議案第14号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 柳川市観光地区建築条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第23号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上11議案を一括議題といたします。

11議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の

基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 柳川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第20号 柳川市柳川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第21号 柳川市観光地区建築条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第22号 柳川市消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第23号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第24号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について、議案第25号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について及び議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についての以上3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第24号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第26号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、委員会付託及び討論

を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について、議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について、議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について及び議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱についての以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。8議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり古賀信正氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり古賀信正氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり加藤君代氏の人権擁護委員候補者の推薦

に同意することに決定いたしました。

次に、議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり田中利光氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり田中利光氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第30号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり桑原義浩氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第31号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり富永諭氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第32号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり上野雅成氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり上野雅成氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり三小田悦子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり三小田悦子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号 柳川市政治倫理審査会委員の委嘱について採決いたします。

本案は原案どおり石川真貴子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり石川真貴子氏の柳川市政治倫理審査会委員の委嘱に同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号 柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第35号 柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時30分 散会

平成30年 3 月 5 日（月曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

平成30年3月5日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	13番	諸 藤 哲 男
14番	河 村 好 浩	15番	緒 方 寿 光
16番	藤 丸 正 勝	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

12番	高 田 千壽輝	17番	浦 博 宣
20番	梅 崎 和 弘		

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	野	田	洋	司
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	田	中	勝	裕
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	大	橋	由	美
福	祉	平	田	敬	介
学	校	木	下		隆
生	涯	袖	崎	朋	洋
建	設	待	鳥		哲
農	政	林			誠
水	路	松	永	泰	治
子	育	乘	富	由	美
生	活	武	田	真	治
都	市	高	須		亨
下	水	松	永		久
商	工	古	賀	和	明
消	防	武	田	和	時
消	防	江	口	和	秀
消	防	本	木	真	二

4．本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 樽 見 孝 則
 議会事務局次長兼庶務係長 内 田 猛
 議会事務局議事係長 徳 永 喜 美 香

5．議事日程

日程（１） 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項
1	3 番 菊 次 太 丸	1．今後の子育て支援策について (1) インフルエンザワクチン公費助成は (2) 義務教育における学級費の考え方は 2．今後の労働政策について (1) 個人事業主と労働者とのマッチングは
2	1 番 矢ヶ部 広 巳	1．中学生の修学旅行実施時季検討を 2．市有地の空地の現状と対策は 3．空き家等対策計画にひとこと 4．下水道事業は進んでいるのか
3	4 番 浦 川 和 久	1．消防力の充実強化 (1) 11人が死亡した札幌市の共同住宅「そしあるハイム」火災 ～高齢者への防火対策は (2) 消防職員の充足について (3) 常備消防の広域化について 2．柳川市公共施設等総合管理計画 (1) 財政シミュレーションについて (2) 長寿命化の策定について
4	7 番 熊 井 三千代	1．代読・代筆支援の充実について 2．ヘルプカード配布について 3．子どものネット依存予防への取り組みについて
5	15 番 緒 方 寿 光	1．入札不調の市民文化会館の方針は 2．企業誘致実現へ向けての市長方針は (1) トップセールスはいかに (2) 具体的施策は 3．市内で最も危険とされる交差点の改良工事は

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員19名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

2月28日の本会議において設置されました予算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は荒木憲議員、副委員長は立花純議員に決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、3番菊丸太丸議員の発言を許します。

3番（菊次太丸君）（登壇）

皆様おはようございます。3回目の3番ということで名前を間違えていただきまして、非常に皆さんに菊丸なのか、菊次なのか、怪しいところでございますけれども、トップバッターということで、きょうは本当に緊張しておりましたけれども、議長の配慮なんだろうね、ゆったりとやんなさいということでしょうから、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

議長より発言の機会を得ましたので、質問をさせていただきます。

1点目に今後の子育て支援について、2点目に今後の労働政策についてであります。

さて、2018年以降、待機児童解消に向けた保育の受け皿の拡大や、保育教育の無償化が大きく前進をするようです。

政府は、昨年12月に閣議決定した新しい経済政策パッケージにおきまして、32万人分の保育の受け皿を整備する子育て安心プラン実現の時期について、当初の2022年度末から2020年度末へと2年前倒しをし、整備を加速化する方針を示しました。保育所の整備改修に2017年度補正予算で643億円、2018年度予算案で1,231億円を計上いたしました。保育所などの運営費は、昨年度よりも1,152億円増額いたしました。これは11万人分の受け皿を見込んだものです。

本市においては、待機児童が少ないようではありますが、このことは逆に、子供の数が少な

いということです。しかし、ゼロ歳児から2歳児では、保育の受け皿は足りておりません。このことで仕事をしたくてもできない現状もあります。若者の結婚、出産、子育て、仕事の希望をかなえていくための施策が重要であります。保育環境の整備を急ぐ必要があります。

学童保育においても、現行法の対象である6年生までの受け入れには至っていない現状でもあります。柳川の将来のことを思えば、大変大きな問題です。ようやく国が教育負担の軽減ということで、幼児教育の無償化や私立高校の授業料の実質無償化、そして、既に始まっている大学生の返済する必要のない給付型の奨学金制度を創設しました。これは各地方自治体で独自に進めてきた子育て・教育支援事業がやっと国において責任を持って取り組んでいく課題であると認めていただいたと、このように思っております。

このように国を挙げて子育て支援がなされていく中で、本市においても、さらに未来への投資として、何を差しおいても、子育て支援、教育支援に力を注いでいくときではないかと、このように思っております。市長のお考えをお伺いいたします。

壇上からは以上でございます。残りの質問は自席にて行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

市長（金子健次君）

おはようございます。菊次議員の御質問にお答えをいたします。

近年、離婚率の増加や晩婚化などによりまして、少子化が進行し、社会問題となっている状況の中において、議員御指摘のとおり、本市において子育て支援、教育支援は最重要施策と考えております。

また、改めて申し上げるまでもなく、これからの柳川の未来を担う子供は、柳川市の宝でもあります。本市では、子育て中の保護者の経済的な負担軽減を図るため、毎年2億円を超える保育料の超過負担を行って、国の基準より低く設定をしております。さらに、学童保育の充実、教育環境の充実やコミュニティスクールの事業推進など、逐次実施しているところでもございます。

国は2019年、8%から2%アップして、10%への消費税引き上げに伴う財源で、幼児教育、保育の無償化を初めとした子育て安心プラン等の政策を明らかにいたしました。今後とも、この動向を注視しながら、市民の誰もが安心して子育てすることができ、一人一人の子供が笑顔で生き生きと健やかに成長できるよう、子育て支援及び教育支援に取り組んでいく考え方でございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。子供たちは柳川の宝ということで、子育て支援、教育支援、これは最重要施策ということで、これまでも学童保育、そして、コミュニティスクールと教育環境の整備、そして、毎年2億円を超える保育事業への超過負担金分と、しっかりと子育て世

代を支えていただいていることに本当に感謝をしたいというふうに思っております。

今後、国が進めるこの子育てプラン、この中での制度設計、これをしっかり私もこれから注視していきたいというふうに思っております。

先ほど市長が子育て支援、そして教育支援は、今後この柳川にとっての重要施策と、そういう位置づけをしていただきましたので、これから期待をしておりますので、どうか今後ともよろしく願いをいたします。

今回、私は子育て支援ということで、インフルエンザワクチン公費助成、これをしていくことが全ての世代にとって、これは有益であると。そして、それは子育て支援につながっていく、そういう観点で今回の質問をいたします。

ことは、インフルエンザが全国で流行をいたしました。そしてまた、本市でもいろんな世代でやっぱり流行したんじゃないかと思えます。このインフルエンザA、Bの感染、その状況を、まずは県内の状況、そして市内小・中学校、そして保育施設、庁舎内、これはどうだったのか、お尋ねをいたします。

健康づくり課長（大橋由美子君）

菊次議員御質問のことのインフルエンザの感染状況についてお答えいたします。

まず、県内の状況につきましては、福岡県に問い合わせましたけれども、罹患者数や罹患割合等は把握できていないということでございました。

インフルエンザの流行状況をはかる指数として、定点当たりの報告数が用いられております。定点当たりの報告数とは、県内198の医療機関を定点としまして、週ごとに報告された患者数の平均値で、この報告数が30以上になると、県はインフルエンザ流行の警報を出すことになっております。

福岡県の資料によりますと、今シーズンピークとなった1月第3週目の定点当たりの報告数は83.99で、28年同時期の約6.1倍、29年の約2.4倍、次に多い1月第4週目の報告数は77.35で、28年の約2.4倍、29年の約1.4倍となっており、本シーズンは患者数が非常に多いという状況でございます。

学校教育課長（木下 隆君）

市内小・中学生でインフルエンザに感染したことに伴い、欠席しました児童・生徒の状況でございますが、小学校での延べ欠席者数は2,588名、中学校での延べ欠席者は887名です。

また、小・中学校の学級閉鎖の状況は、小学校は15校で45学級、中学校は1校で3学級の学級閉鎖が行われております。

なお、A型とB型に分けての統計はっておりません。

以上です。

子育て支援課長（乗富由美子君）

続いて保育所の状況でございますが、昨年12月では、市内19園の保育所の入所児2,091名

のうち、1.8%に当たる38名がインフルエンザで休園し、ことしの1月では、入所児2,109名のうち、9.6%に当たる203名が休園をしたという状況でございます。

以上です。

人事秘書課長（田中勝裕君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

人事秘書課からは、庁舎内でのインフルエンザの感染状況ということで、市職員の感染状況についてお答えをいたします。

インフルエンザを理由に病気休暇を取得した職員数で見ますと、柳川、大和、三橋の3庁舎を初め、消防署等、全ての職場の合計で、2月末までの休暇取得者数は19人となっております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

福岡県が一番多いとき、去年の2.4倍ということで、庁舎内の病気休暇取得数が19人、これは実数でいうとインフルエンザにかかられた方というのは、もっとこの三、四倍ぐらいあったような気がするんですけども、そういった数が今後もし出るのであれば、出していたきたいというか、それは皆さん方の要望として使っていただきたい数字かなというふうに思っています。

それと小学校、これが延べ2,588の学級閉鎖が15校と、45学級、中学校延べ887、学級閉鎖が1校で3学級、保育所が1月が多くなってあって、203名の休園が9.6%という高い数値になっているのかなというふうに思います。

やはりどの世代でもこれは感染してあるようですけれども、保育所だけを見ても、この200名ほどの子育て世代のお父さんかお母さん、保護者の方が仕事ができなかったんじゃないかなというふうに私は分析をします。そして、この仕事ができなかったことで、家計への負担というのは、もう相当あったんじゃないかなというふうに思います。これだけを見ても、やはりこの柳川の経済活動に物すごく大きな影響があったんだとも思います。やはり予防と感染を防いでいく、こういった取り組みが必要です。

私が思う模範的な取り組みということで紹介をさせていただきたいと思うんですけども、ある保育施設の取り組みがあります。ここでは、園長先生初め、全てのスタッフがインフルエンザ予防接種を行っております。園児が発症し、再び登園する際には、登園許可証の提出が義務づけられております。これは国の基準に基づいて、各医療機関が子供が登園していいのはいけないのか判断をして、大丈夫と認められた場合に限り、各医療機関がこれを保証します。こうして初めて登園することが許されます。

この取り組みは、保育施設に関係する全ての人が、感染予防にとどまらずに、柳川市の医療費の削減に多く寄与する取り組みではないかと、このように思いますけれども、市長はこ

の取り組みについて、どのようなお考えをお持ちでしょうか。できたら市長にお願いをしたいんですが。

副市長（成松 宏君）

済みません、市長と今、打ち合わせをして、大方、私のほうで話をさせていただきたいと思います。

私も保育園児3人、ゼロ歳児保育からやりましたので、非常にこのインフルエンザの大変さというのは、よくわかっているところでございます。そういった中で、登園許可証というのを医療の専門機関が発行するものということで、そういったものを用いること自体は、園にとっては非常に助かる。判断が、先生方で多分わからない部分があると思いますので、いいことだろうとは思いますが。

一方で、私も深くは調べていないですけれども、許可証なので、多分お金がかかるんじゃないかと思います。ただでは多分発行できないんじゃないかと思います。どうもそこら辺の負担はあるのかなというふうには思います。

以上です。

3番（菊次太丸君）

お金はかかりません。園が発行したやつを医療機関に持って行って、そこで、この人は大丈夫ですよということで、医療機関に判断をしていただくという仕組みになっております。

こういった感染予防というのをしっかりやっていくと。園でしっかりやっていくということが、この感染を防ぐ上でやはり大事なだろうと。それを高く評価をしていただきたいなというふうに思って、しっかりと取り組みをやっておられますので、市長のほうから、ああ、頑張っているねと、こう言っていただけたら、皆さん喜ばれるのかなと、そういう意味で市長というふうに名指しで失礼しました。

市長（金子健次君）

内容について、やっとわかりました。

医師会の先生方もついて、無料でそういうことを証明していいよということで、今、菊次議員から言われたわけでございます。最初に私も、この負担増の分が来るかなということと、もう一つ、いろんな予防接種等々については、医師会とも大分時間をかけて協議はしなきゃなりませんので、そういう言われたことについては、医師会の地域担当の方と、またお話をしたいというふうに考えます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。前向きに捉えていただいて本当にありがたい、このように思います。

このように予防と、感染、こういったのを防いでいく取り組みが最も重要ではないかと、

このように思っております。そのための周知対策と周知の内容、それはどうなっているのでしょうか。

健康づくり課長（大橋由美子君）

インフルエンザの予防と感染防止対策、それから、周知方法及び周知内容についてお答えをいたします。

まず、市民向けといたしましては、流行期に入る前の12月1日号の市報及びホームページに掲載を行いまして、外出を控える、適度な室内環境を保つ、マスクを着用する、栄養や睡眠を十分にとる、手洗いやうがいをするなどの啓発を行っております。

また、重症化しやすい65歳以上の高齢者等につきましては、予防接種法に規定する定期接種B類の対象となっているため、市は医療機関への委託により予防接種を実施しております。

高齢者のインフルエンザの予防接種につきましては、10月1日号の市報及びホームページ並びに委託先の医療機関においても周知を行っております。

以上です。

学校教育課長（木下 隆君）

学校教育現場におけるインフルエンザの予防は、手洗い、うがい、マスクの着用を徹底するとともに、早寝早起きなどの規則正しい生活習慣、好き嫌いのない食生活などの徹底を図るほか、適度な外遊びを奨励しているところでございます。

次に、感染症を防ぐ対策としましては、教室等の換気の徹底を行うほか、児童・生徒が集団で集まる場を控えるなどの対策を行っております。

さらには、児童・生徒が体調不良の場合は、保護者と連絡をとった上で、無理せず登校を控えるなどの対策をとっているところでございます。

保護者に対する周知につきましては、インフルエンザの予防について、学校だよりや保健だよりにより、家庭におけるインフルエンザ対策についてお知らせするとともに、学校の安全・安心メールを活用して、各学校の状況をつぶさに御報告しているところでございます。

以上です。

子育て支援課長（乗富由美子君）

子育て支援課からは、保育施設におけるインフルエンザの予防と感染防止対策等についてお答えいたします。

平成24年11月に厚生労働省から出された保育所における感染症対策ガイドラインに沿って、各園においてインフルエンザ等を初めとする感染症の予防と、その対策を実施しているところでございます。

具体的に申し上げますと、予防、感染防止対策として、ワクチン接種、マスク着用等の咳エチケット、手、指などのアルコール消毒、さらにインフルエンザ発症の疑いがある保護者

の送迎を控えてもらうことなどを行っているところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

皆さん、さまざま、これは国のほうの指標であるかと思えますけれども、手洗い、マスクの着用、食生活と十分な睡眠とワクチンを接種すると、さまざまな取り組み等がございます。

特に、これは学校に 個人的と言ったらちょっと語弊があるんですけども、子供たちの感染を予防していくためには、やはり免疫力を高めていく必要があるんじゃないかなというふうに思って、それで、これは3月の給食献立表ということで、子供がうちに持って帰ってきているものなんですけれども、ここに献立と品目ごとに体をつくる食品、体の体調を整える食品、エネルギーのもとになる食品と、こんなふうに分けて書かれてあるんですね。その欄に、体の免疫力を上げるものとか紹介していただけたら、本当に親としても、ああ、こういったものを学校給食で免疫を上げるようなもの、給食の中で子供たちに提供していただいているんだなということで、親自身もこういったものが抵抗力を上げていくのか、免疫力を上げていく食品になるかということができまので、できたらで結構なんですけれども、こういった形で保護者のほうにもお知らせをしていただけるとありがたいなというふうに思っております。これは感染を予防していくというところでの対策の一つとしてお願いをしたいというふうに思っております。

そして、国が今、認めているとおりに、私はやはり、インフルエンザワクチン接種が大変効果があるというふうに思っております。しかし、ワクチン接種の有効性を否定的にやはり考えている方もおられます。この周知の意味を込めて、ワクチンの有効性について、その効果を得るための接種の時期や回数、それにあわせて1人1回、幾らぐらいワクチン接種にかかるのか、お尋ねをいたします。

健康づくり課長（大橋由美子君）

ワクチンの有効性及びその効果を得るための時期についてお答えをいたします。

平成28年に出されております予防接種ガイドラインによりますと、高齢者においては、施設入所者や入院者の約45%の発病を阻止し、約80%の死亡を阻止する効果があり、若年者になると、もう少し高い効果が得られるとされております。

しかし、幼児になると、年齢が低いほど、ワクチンの効果は下がるとされておまして、1歳以上6歳未満における発熱を指標とした発病阻止効果は30%前後とされております。

ワクチンの接種内容は、年々改良されておりますので、この数値は改善していくものと考えております。

予防接種の時期につきましては、1月から3月の流行期に備えて、前年の10月から12月中旬までに行うことが適当とされておまして、ワクチンが十分な効果を維持できる期間は接種2週間後から約5カ月間とされております。

次に、接種回数ですけれども、生後6カ月から3歳未満は0.25ミリリットルの2回接種、3歳以上13歳未満は0.5ミリリットルの2回接種、13歳以上は0.5ミリリットルを1回接種となります。

また、費用につきましては、65歳未満のインフルエンザ予防接種の場合、自由診療となっておりますので、全ての医療機関の把握はできておりませんが、3千円から5千円前後というふうになっております。

3番（菊次太丸君）

約80%の死亡を阻止すると、そういう効果があると。その後、若年者になると、もう少し高い効果が得られるということで、ちょっと何か20%の方は亡くなると。その後、若年層も亡くなる可能性があるみたいな感じに受け取られるので、ちょっともう一回その部分だけ、違っていたらお願いします。

健康づくり課長（大橋由美子君）

予防接種ガイドラインの内容をお話しさせていただいているということになりますので、ガイドラインによりますと、高齢者においては、施設入所者や入院者ということで、これは限定をされておりますけれども、その中で約45%の発病を阻止、約80%の死亡を阻止する効果があるというふうに書かれております。若年者、65歳未満の若人になると、もう少し高い効果が得られるということになるかと思えます。

3番（菊次太丸君）

またかみ合わなかったけど、もういいです。

3千円から5千円ということで、やっぱり高いなと率直に思ったんですね。高いところをあえて好んで受診する方はいないと思うんですけども、5千円で、一般的な子育て世代になると、子供さんお二人と、それと両親と、4人いれば、やっぱり20千円と。20千円の出費となったら、幾ら効果があると、受けてくださいと、こういう形になっても、なかなか進まないというふうだと思うんですね。やっぱり助成してもらって、何かあれば違うと思うんですよ。

そこで、ちょっとお聞きをいたします。高齢者、ワクチンの公費助成の、この状況。対象者数、ワクチン接種数、よろしくをお願いします。

健康づくり課長（大橋由美子君）

本市の高齢者のインフルエンザ予防接種につきましては、1人当たりの予防接種委託料が5,011円で、そのうち自己負担額は1千円となっております。

なお、生活保護世帯や非課税世帯につきましては無料といたしております、それぞれの差額を市が負担することになります。

本年度の接種状況でございますが、1月末現在の対象者2万1,137人のうち、既に接種が終わっている方は1万2,183人で、接種率は57.6%というふうになっております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

予防委託料が1人につき5,011円、最高額、2万人も受診しているのに最高額というのが、もうちょっとお医者さん頑張っていたらいいなというか、そう思ったんですけどね。

全国的にこれを見れば、企業とか多くの自治体が助成をしている。子育て支援として、それが行われているところが多いようでございます。病院などは、従業員に対して、ワクチン接種を促したり、企業の一部負担、そういったものを行っているようでございます。学校の教職員、庁舎内、保育施設の状況、一部の保育施設では、先ほども紹介しましたけれども、義務化をしておられます。

それとまた、学童の指導員さんは助成、こういったものがあるようでございますけれども、状況はどんなふうでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

小・中学校の学校現場で働く教職員がインフルエンザの予防接種を受ける際の費用負担についてですが、公費による補助などは行っておらず、全額自己負担で接種を受けているところでございます。

以上です。

人事秘書課長（田中勝裕君）

人事秘書課からは、市職員の状況についてお答えいたします。

まず、市職員のワクチン接種の状況でございますが、2月26日から27日にかけて調査を行いました。その結果、ワクチンの接種を受けている職員数は106人となっております。市職員485人に占める割合は22%でございます。

市役所は不特定多数の人が出入りし、感染のリスクが高い施設でありますし、市役所においてインフルエンザが蔓延しますと、業務遂行に支障が出るおそれがございます。そういったことを防止するためにも、インフルエンザの予防接種につきましては、積極的に受けていただきたいというふうに考えております。

なお、予防接種の費用につきましては、市職員共済会におきまして、その一部を助成しているところでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。

市職員さんたちは22%、ワクチン接種をされてあると。ちなみに、幾ら助成されていますか。

人事秘書課長（田中勝裕君）

2千円を限度として助成をいたしております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

学校のほうで接種をされてある方というのは数字は出ていませんか。

学校教育課長（木下 隆君）

申しわけありません、そこまでの数字は把握しておりません。

子育て支援課長（乗富由美子君）

保育施設の状況についてでございますが、19園の保育士等の勤務者445名のうち、57.8%に当たる257名がワクチンの接種をしておられる状況でございます。

費用負担につきましては、公費による補助等は行っていない状況でございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

分析をしますと、補助があれば、やっぱり受けやすいと、それとあとは保育園なんか補助がなくても、やはりお子さんを預かっているという責任感のもとでこういったことをされてあるのかなというふうには感じました。市職員の共済会での助成はあるということですので、100%これを目指していかれるようお願いをしたい、このように思います。

これが進んでいけば、地元企業さん、自分のところの社員さん、こういったところにも補助をしていこうかと、そういう機運も高まっていこうかなというふうに思いますので。

それと、この柳川市議会におきましても、互助会等を利用して、しっかりと予防を皆さんでしていかれたらというか、お願いをしたいなというふうに思うんですけども。

そこで、私ごとで、ことしの冬、もう本当に、うちの下の子供、保育園に行っているんですけども、上の子供が小学生、B型になりまして、それで、看病していたうちの奥さん、またB型に感染しまして、それとまた別にうちの母親がA型にかかりまして、家族の中で蔓延したんですね。もう本当に大変でした。

やっぱりこの感染源となるのが、主に子供による感染というのが本当に多いんじゃないかなというふうに思います。学校で広がって、また、保育園で広がって、家庭内でも広がると。予防効果をやっぱり上げようとするれば、当然、国が示している手洗いとか、いろいろやるわけですけども、予防接種以外のことを当然しなきゃいけないんですけども、やはり子育て世代の生活をこの行政が守っていこうとするれば、やはりそこに公費助成をすべきではないのかなというふうに思っております。

この子育て世代を支援していく、その考えはありませんでしょうか。

健康づくり課長（大橋由美子君）

インフルエンザは、くしゃみや咳などの飛沫に含まれるウイルスにより感染すると言われ、人が集まる場所に罹患した人がいれば、周囲の人たちにウイルス拡散をしていくこととなります。また、症状の出していない潜伏期間もありますので、子供たちの集団生活の場所がウイ

ルスが広がりやすい環境にあると考えます。

しかし、本市におきましては、予防接種法に基づき、定期接種を実施しているところでございまして、65歳未満の方のインフルエンザ予防接種については、定期接種ではなく、任意接種に分類されていることから費用助成はいたしておりません。

また、インフルエンザワクチンは鶏の卵から培養されることから、卵白によるアナフィラキシーショックなどのアレルギーによる重大な副反応を起こすなど、健康被害も懸念され、費用助成によって、行政が積極的に予防接種の勧奨を行っているにとられかねない状況は避けたいと考えております。

このような状況でございますので、任意接種となっている子供を含めて、65歳未満の方に対するインフルエンザ予防接種の公費助成につきましては、予防接種法による定期接種としての取り扱いがなされていないことも踏まえ、慎重に考えていく必要があると考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

アナフィラキシーショックの話があったようですけれども、この日本のインフルエンザワクチンは、欧米とかに比べますと、非常にすぐれているわけでありまして。卵の含まれている量も極めて微量、1ナノグラム程度と言われております。

日本でインフルエンザワクチンを打って、アナフィラキシーショックを起こした例は、私は調べた限りなかったと、お医者さんの話なんですけれどもね。私もちょっと調べてみました。死亡事故に直接的につながった事例というのは、なかったように思いますけれども、やっぱり慎重になり過ぎて、予防がおくれていくというのも、ちょっといかなものかなというふうには感じます。

もう一つの考え方として、先ほどは子育て世代という考え方でありました。インフルエンザのこの流行時期というのは、やはり受験のシーズンでもあります。多くの方が、多くの家庭で、自分の子供だけという形で、高校受験される息子さん、娘さんに予防接種をされるケースがあるかと思えます。

その一方で、家計の事情から予防接種が受けられない、そういった子供もいます。高校受験という大事な時期であります。中学生までの助成という考え方はありませんでしょうか。

保健福祉部長（原 忠昭君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

中学生までの義務教育の範囲を公費助成することができないかという御質問にお答えいたします。

過去にインフルエンザ予防接種は、社会全体の集団免疫力を一定水準以上に維持するとい

う社会防疫の考え方に基づいて、小・中学校において集団接種を行っていた時期もございました。しかし、このことを積極的に肯定する研究データが十分でないということから、平成6年の予防接種法改正により、定期予防接種から除外をされております。

本市といたしましては、先ほど健康づくり課長が答弁をいたしましたように、子供のインフルエンザ予防接種については、予防接種法に定める定期接種ではなく、任意接種であるという状況でございますので、今後の国の動向を見ていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。

済みません、さらにしつこく、もう一度、ちょっともう一つの考え方として、この就学前の小さい子供ほど、感染予防が本当にしづらいんですね。なぜかという、うちもそうだったんですけども、隔離ができない。マスクしとってよと言っても、マスクを外してしまうんですね。そして、熱があつたりして、つらいと、やっぱりひっついてくるんですね、「抱っこして」と。こうすると、やっぱりどうしても親も一緒に感染せざるを得なくなるということですね。

子供たちは、高齢者と同じように、感染してしまえば重篤化しやすい、インフルエンザ脳炎、脳症、こういったやっぱりリスクが高い、こういったところを考えればですね。しかも、ここが感染源ですよ。これは感染源と僕は思っています。ここの感染源に手を打たずに、予防というのはあり得ないんじゃないかなと私は思っております。いかがでしょうか。

保健福祉部長（原 忠昭君）

お答えいたします。

予防接種は、接種による健康被害についても留意する必要があると思っております。接種後の後遺症については、定期接種と任意接種とでは補償に大きな差が出てくるということもありますので、本市といたしましては、今後も予防接種法に基づき、進めてまいりたいというふうに考えております。

国のほうでは、厚生労働省の厚生科学審議会に予防接種・ワクチン分科会が設置をされ、専門的な見地から随時評価、検討が行われておりますが、子供のインフルエンザ予防接種は、今のところ任意接種のままでございます。

菊次議員御提案の就学前児童に対する助成につきましては、乳幼児におけるインフルエンザの発症予防やインフルエンザ脳症などの重症化予防の観点から、その効果が期待されるところでございますので、県市長会や全国市長会と連携をしながら国のほうに要望書を出しまして、全体の制度を検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

全国市長会のほうでしっかりと訴えていただいて、国の事業でできるところはできる。さらに僕がもしうれしく思うとするなら、やっぱり市長がちょっと頑張ってみようかなというふうにおっしゃっていただけたら、本当に皆さん喜ばれるというふうに思っておりますので、今後の取り組みがあれば、本当に期待をしたいというふうに思っております。

次に移ります。

義務教育における校納金、一般的には学級費とか言われているものなんですけれども、どのようなものが校納金と言われているのでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

校納金の内訳の御質問にお答えいたします。

校納金の内訳は、PTA会費、修学旅行積立金、社会科見学費用、給食費、卒業アルバム代、学級費、教材費などがございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

はい、わかりました。

その中の教材費と学級費、これはどのくらいの金額になっているのでしょうか。これは各学校で違いがあるのか、教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

まず、学級費の金額からお答えをいたします。

各学校でそれぞれ決められておる金額で、一番高いところと低いところ、一月当たりの金額で答弁をさせていただきます。

小学校で一番高いところは300円、低いところで100円。なお、中学校におきましては、学級費は教材費の中に含まれて徴収をされております。

次に、教材費の金額でございます。

学級費と同じように、一番高いところと低いところで、一月当たりの金額で答弁をさせていただきます。

小学校で一番高いところは1,160円、低いところは620円。また、中学校で一番高いところは1,720円、低いところは920円になります。

以上です。

3番（菊次太丸君）

これは同じ学年のデータでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

はい、同学年でのデータでございます。

3番（菊次太丸君）

この学級費と教材費というのは、具体的にどういったものなのでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

学級費と教材費の内訳ということでございます。

各学校で徴収している学級費の内訳としましては、画用紙や作文用紙など、児童・生徒が学級の係活動や班活動などで共通に使う物品を購入するものでございます。

また、教材費の内訳としましては、授業で使用するテストや宿題プリント、学習ドリルなどの教材や、乾電池や虫眼鏡などの実験観察道具などを指すものでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

中学校の学級費、これは出ていないんですけど、一括になっているんですけども、これは内訳か何かありますか。

学校教育課長（木下 隆君）

先ほども申し上げましたとおり、教材費の中に含まれておるということでございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

わからないということですね。

そしたら、この学級費と教材費、これは大分差があるんですね。学級費は100円から300円、3倍になっていますね。教材費も小学校は1,160円と安いところで620円、倍近いですよ。中学校も1,720円、安いところだと920円、倍近いですよ。何でこの倍近く、そして、学級費は3倍になっているんでしょうか。

教育部長（田尻主範君）

学校費と教材費ともに差が生じている理由はという御質問でございますが、まず、各学級の児童・生徒数の違いも影響していると思われま。

次に、各学校では、児童・生徒の実態に応じまして、1年間の指導計画に特色を持たせております。つまり、学校ごとに特に力を入れる教科や児童・生徒の活動に違いがあり、それぞれの時間に使う教材にも違いがございます。その結果として、このような差が生じているものを考えられます。

確かに教材に大きな差が生じることは、各家庭の負担という観点からは一考をすべきことと思えます。今後、校長会に実態を提示するとともに、学校や学級間の差が広がらないよう指導してまいり所存でございます。

以上です。

3番（菊次太丸君）

そしたら、スケジュールはどんなふうに、いつからこれは平準化されるということですか。それとも、とりあえず校長会に話を持って行って、するおつもりということなんでしょうか、どうなんでしょうか。

教育部長（田尻主範君）

それぞれ各学校に特色ある活動を、授業をさせていただきますので、平準化という考えまではありませんけれども、多少、この2倍以上の差がございますので、それをある程度差が広がらないように縮めたいという考えで思っております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

昨年9月議会において、教育長の答弁で、物的環境として学校施設整備、運営的環境としての指導計画、その前に、人的環境として教職員の指導力量、これらの環境を整えて、柳川市の子供たちが同じ環境のもとで日々学習することができるようにすることが教育委員会の務め、このようにおっしゃっていただきました。このことはありがたいことだというふうに思っています。

しかし、この2倍ほどの差がある教材費のこの考え方は、教職員の指導力量不足を教材費で補っているのか、学校の裁量として、特別な指導計画のもとに教材費の金額が、これが2倍ほどになっているのか。もしそうならば、同じ環境のもとでの教育というものをどんなふうに考えればいいのか、ちょっとわからないもので答えていただきたいと思いますが。

教育長（日高 良君）

菊次議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、御指摘いただきました指導力量の不足を教材費で補っているのかということにつきましては、決してそうではないというふうに考えているところでございます。

そもそも義務教育というものは、御承知のとおり、学習指導要領で指導すべき内容が定められております。その具体的な姿として教科書というものがございます。つまり、教科書の内容をきちっと教えるというのが義務教育というふうに考えていただいていいかと思えます。

それからもう一つ、教育の機会均等というのが法律で定められております。それは柳川市内の19小学校、6中学校、どの小・中学校に行っても、子供たちに同じ教育がなされるというのをここで保障しているところでございます。

そのために各学校におきましては、子供たちの実態に応じて、教育の効果と効率を上げて、義務教育の結果をよりよいものにしたいというふうに考えているものと考えられます。しかし、学校によっては、効果を追い求める余りに、効率、つまり、費用対効果というものです。費用を少し上げてでも効果を出したいというふうに考える学校もあれば、なるべく費用を抑えてでも最大限の効果をとるというふうに、そのところは非常に校長の判断として、微妙な部分が多いかというふうに思っております。

しかし、いずれにしましても、これだけの差が生じておりますので、部長、先ほど答えましたように、今後、校長会等にも実態をもう一度検討いただくようなことをしまして、学級間の差、また、学校間の差が広がらないように努力してまいりたいというふうに考えていると

ころです。

以上です。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございました。学級間の差が広がらないようにしていただくということでもありました。

今回、ここで終わろうかなというふうに思っていたんですが、もうちょっと大丈夫かなというところで、今後、教育負担の軽減、国が今やっております。市長も、やはりここには力を入れて重点施策であると、このようにおっしゃっていただきました。

やっぱり市民の声として、この教材費、こういったものというのは、やはり教育の一環の部分であるので、できたら補助をしていただきたいという声が多いんですね。ここはきょうはそのお考えというか、をお聞きしたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

教育長（日高 良君）

菊次議員のお尋ねにお答えをいたします。

ただいま御指摘いただいております柳川市内の義務教育における各家庭の負担を少しでも減らすような方向でお考えいただけないかということにつきましてでございますが、現在、本市におきましては、授業で活用する 済みません、柳川市におきましては、全児童・生徒を対象に実施しております学力テストの実施に係る費用、小学校を卒業する子供たちへ、中学校で使用する英語辞典や、市内全児童へ資料集「やながわ人物伝」の無償配布のほか、小・中学校の学校給食につきましても、市独自で補助金を支出しまして、保護者の負担を軽減するなどの措置を講じているところでございます。

このように本市におきましては、他自治体と比較しましても、遜色のないような取り組みを行っているものと考えております。

また、義務教育に必要な学用品費等につきましては、ある一定の所得の低い方には、就学助成制度を活用いたしまして支援を行っているところでございます。

このように本市におきましては、現在も学校に通う児童・生徒の家庭の負担軽減に努めてきておりまして、今後もこのような取り組みを継続してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

市長（金子健次君）

教材についても無償化ということで、市長の考え方をということで、この点に対して、先ほど教育長が答弁いたしましたけれども、私も大体教育長の答弁と同じ考え方でございます。

「子供は柳川市の宝」を合い言葉に、将来に向けて夢を育むことができる子供の育成に取り組むことは同じではありますけれども、そのために議員がおっしゃいます教材等に係る保護者の負担軽減も必要だと思っておりますが、私は児童・生徒の学習環境の向上を図ることがまず

最優先というふうに考えております。

その一つが特別支援教育支援員の充実でありますし、また、各小・中学校では、特別な支援を必要とする児童・生徒が年々ふえてきております。これに対しましても本市は、他の自治体と比較いたしましても、多くの特別支援教育支援員を雇用しております。また、議員御承知のとおり、平成29年度から校舎内の和式トイレの洋式化も進めているところでもございます。

このような事業を本市では市の単独事業で実施しておりますし、したがって、まずは、このような学習環境の充実を図ることが本市の最優先課題と考えておりまして、先ほどから教育長から答弁しましたとおり、現行負担軽減の取り組みを続けてまいりたいと考えております。

以上です。

3番（菊次太丸君）

これから先の学校の施設整備、こういったものもありますので、それが終わった後ということでも結構ですので、そのときにまた検討していただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

次の質問をします。今後の労働政策について質問いたします。

個人事業者と労働者のマッチングがうまくいかない、そういった状況がずっと続いてきていると、こういうふうに思っております。

今回は事業者の目線で質問させていただきたいというふうに思います。その中身というのが、人材不足に苦慮をされている零細企業、そして、個人事業さんのところ。ハローワーク、募集をかけても、やっぱりなかなか何年たっても結果が出ないと、こういった実態を労働不足に苦しんでおられる、そういった状況把握をされておりますでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

菊次議員のほうから中小企業、中小零細企業の人材不足をどのように把握しているのかということでございますけれども、企業訪問を行っている中で、事業経営者の中から人手が足りない、ハローワークに求人を出しても応募がないと、そういう声を多く聞くところでもございます。

ここで、ハローワークと今お話が出ましたので、ハローワークが毎月出しております雇用情報を紹介いたしますと、ハローワーク大牟田における平成29年12月での有効求人倍率は4,815人、有効求職者数は2,823人、就職者数は275人と、そういうふうになっているところでございます。事業者が求めました雇用者数が4,815人に対し、職を求めている人がその6割弱の2,823人ということであり、事業者から見れば、人手不足と、そういうふうを感じているのではないかと感じているところがございます。

この深刻な人手不足対策として、国は、生産年齢人口が減少していく中で、女性や高齢者の活躍の場を広げるといこと、それとITの活用によって、生産性を高めることが重要であると、そういうふうには国は考えているところでございます。

そこで、市といたしましては、平成28年度から柳川おしごと広場を開設いたしまして、国や県と連携して、働きたい子育て中の女性や中高年を対象としたセミナーや個別相談会を実施いたしております。

また、先ほどマッチングというお話がございましたけれども、就職希望者と企業のマッチングを図るために、平成27年度から市内で頑張っている企業を市報で紹介して、平成28年度からは市内の企業を見学するイベント、やながわオープンファクトリー、それと企業での就業体験を行うインターン・バイターン事業というものを実施いたしておるところでございます。

今後もこれらの取り組みを継続、持続していくことで、中小零細企業が抱えております人材不足という問題の解決を図っていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

3番（菊次太丸君）

ありがとうございます。女性の活躍とアクティブシニアのお話までしていただきまして、ありがとうございました。

ハローワークの就職数、まだ275人という、この数字が物語っているとおり、やはり人手不足、こういったものが深刻だというふうに思います。しかし、焦らずに、今後もやながわオープンファクトリー、そして、インターン・バイターンモデル事業に取り組んでいただきたいと、このように思います。

そして、この事業が周知が進んでいって、就業者、就業希望者、企業と、もっと利用しやすい、こういったものになっていけば、マッチングもさらに進んでいくのではないかと、このように思っております。

次に移ります。

市内の廃業した事業者のほとんどが、誰にも相談ができずに廃業している、そういった現状がありますが、どのように把握をされておりますでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、市内企業の廃業をどのように把握しているかということについてお答えしたいと思います。

市は平成20年1月から平成29年3月まで企業支援相談員というものを採用いたしまして、毎年250件ほど市内の企業訪問を行ってきました。現在の経営状況や今後の経営の見通し、あるいは後継者問題など、事業者が抱えます課題や問題について、事業経営者から直接聞きながら、経営の相談支援を行ってきたところでございます。

平成28年度におきます企業訪問の集計結果につきましては、事業継承については決めていないと、そういう回答をした事業者が半数以上の56%あったと、そういうところでございます。

議員のほうから、廃業した事業者のほとんどが相談することができずに廃業していると、そういう御指摘でございましたけれども、今後も中小零細企業に対して、商工会議所、商工会と連携して、きめ細やかな相談、支援ができるよう努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

菊次議員に申し上げます。残り1分でございます。簡潔にまとめてください。

3番（菊次太丸君）

はい、わかりました。

今後、手を尽くさなければ、約20年後には、その半数の企業さんがもうこの柳川市からなくなると。それは世の中から必要がなくなってなくなるんだったら問題ないとは言いませんけれども、でも、やっぱりそれは事業承継の問題であるとか、人材不足とか、後継者の問題、こういったことでなくなっていくというのは、もう大変なことでありますので、その後、事業承継に対して、国のほうでも税制上の優遇をするようなこともやっております。今後、事業者が、そのためには気軽に相談ができる窓口をつくっていただきたい、このように思いますけれども、どうでしょうか。

議長（田中雅美君）

商工・ブランド振興課長、これを最後にしてください、答えだけ。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

では、最後ということでございますけれども、きめ細やかな相談ができますように、企業支援相談員を平成30年度配置をしていきたいと思っておりますし、福岡県が開設をいたしております福岡県よろず支援拠点、そういったものを開設しておりますので、そういった中できめ細やかなそういう窓口ができるような形で頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前11時3分 休憩

午前11時14分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、1番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

1番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。1番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

超高齢社会となりまして、柳川市でも買い物難民が現実なものとなり、高齢者はますます毎日の暮らしに不安は増すばかりであります。私が住んでいる地区では、トライアルが移転してなくなりました。数年前には、にしてつストアがなくなりました。高齢になるにつれ、自動車運転免許証を返上すべきか。返上してしまったら、もうまた免許証が要るといっても取り返しはつかんが、そうなったら、返上してしまったらもう買い物にも行かれん、非常に不便さを感じる、不自由だなと。そういうことで、運転免許証を返上すべきかどうか、真剣に悩んでおられる人の声を多く耳にします。足腰が弱って、歩くのもままならない体で買い物をする店がなくなってしまったら、どうしてこれから先を生きていくのか。市民の暮らしぶりを知ることこそ、私たち議員の務めでありまして、行政はその市民の切なる声をどのように対応していくのか、それが求められているものであります。

そんな思いから、私は最初に中学生の修学旅行実施時期の見直し検討を、2番目に、市有地の空き地の現状と対策は、3番目に、核家族による高齢化社会のひずみとなった空家等対策計画に一言、最後に下水道事業は進んでいるのか、以上4点について執行部の思いを、考えをただしていきたいとあらかじめ通告をしております。

あとは自席で一問一答のやりとりをさせていただきますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

1番（矢ヶ部広巳君）続

まず、中学生の修学旅行実施時期検討をということで質問します。

修学旅行費用の限度額をまず教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

市内中学校の修学旅行に係る保護者負担限度額は幾らかということでございますが、国の基準では57,590円と定められております。どの学校も、各家庭の負担にならないように、この基準内で設定をしているところでございます。

次に、平成29年度において生徒1人当たりの負担額ということでございます。高いところで57,400円、低いところで43,980円となっております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

済みません、低いところをもう一遍お答えください。

学校教育課長（木下 隆君）

低いところで43,980円となっております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ということは、高いところと低いところは14千円ぐらいの開きがあるということですね。

学校教育課長（木下 隆君）

はい、そうです。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、修学旅行は指名入札なのか、それとも競争入札なのか、教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

修学旅行で活用する旅行会社の決定方法に係るお尋ねでございますが、各学校におきまして複数の旅行会社から見積もりを徴取し、プレゼンテーションを行ってもらい、修学旅行の目的、保護者の負担、期待される生徒の学びなどの観点から判断し、決定をしているところでございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

今の時代の趨勢といたしますか、外国からの観光客が非常に多いということをニュースとかなんとかで聞きます。実際に、なかなか我々が東京あたりに行ってもホテルが簡単にとれないという現状であります。

そこで、現在の限度額では、ホテルの確保などにかなり厳しいしわ寄せ等がっていないのか。その結果、サービスがひところよりも悪くなりまして、子供たちへダウンしていないのか。そういう心配がやっぱりあるわけですが、取り越し苦労ならよかばってんがら、どうでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

修学旅行に係る現在の負担額では、ホテルなどの確保が難しく、結果、子供たちへのしわ寄せになっていないかということでございます。この負担額の決定につきましては、旅行会社からの提案をもとに、修学旅行に係る全体の金額を算出し、その金額をもとに個人の負担額を計算しているところでございます。つまり、ホテルの確保を先に行ってから負担額が決まっておりますので、ホテルの確保が難しいということはないかと考えております。

また、議員おっしゃるとおり、海外からの観光客の増加により、修学旅行の日程調整が厳しくなっていることから、全ての学校が2年前から調整し、日程や目的地の決定を行っております。

このようなことから、旅行会社からは、できるだけ早い時期に提案をいただき、ホテルの確保などもしつつ、保護者の負担をできるだけ減らすように検討しながら進めているところでございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、今年度、中学校が修学旅行をしておりますが、その実施した月日を中学校別に教えていただきたいと思います。

学校教育課長（木下 隆君）

今年度の修学旅行の日程はということでございますが、柳城中学校在12月10日から、昭代中学校が1月18日から、蒲池中学校が12月11日から、柳南中学校が11月29日から、大和中学校が12月7日から、三橋中学校が1月31日から、全て2泊3日の日程で行われております。

なお、行き先はいずれも関西方面でございます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。全てが2泊3日ということですね。そして、関西方面ということで、今の報告によりますと、大和中学校は11月7日やったですかね。（「12月7日。大和中学校は12月7日です」と呼ぶ者あり）12月ですね。そしたら、柳南中学校が11月29日で一番早いんですね。わかりました。

今、報告された実施時期というのは、ここ数年、大体変わらん日数ですかね。月日が大体そうなのかどうかを聞きます。

学校教育課長（木下 隆君）

修学旅行の日程の動向でございますけれども、過去4年間、各学校ともほぼ同じ時期に実施しております。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

冬場は、先ほど菊次議員の話もありましたが、インフルエンザ等で、子供はもちろんのこと、学校、あるいは家族、引率の先生方、もうはかり知れない苦労があると思われま。特に、じいちゃん、ばあちゃんがおるところは、もう修学旅行に行く1カ月前から、じいちゃん、ばあちゃん、出入り禁止ですよ。本当にそれはもう真剣に電話してくるち、娘が。うちの子供が来るけん、来たらでけんち。もうインフルエンザでももらうなら大ごとち、せっかく3年間学校に行たて一遍しか行かん修学旅行がペアになるけん、絶対じいちゃん、ばあちゃん来てでけんばいち言う。もう哀れですばい。

そこで、私が言いたいのは、時期の見直しをやっぱり検討していただけないだろうかということで御所見をお願いいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

修学旅行の実施時期を見直してはということですが、確かに先ほど答弁しましたとおり、各学校においては冬場のインフルエンザが流行する時期に修学旅行が実施されております。

議員御承知のとおり、観光シーズンは旅費や宿泊料金などが高くなるとともに、ホテルの確保も困難になります。

そこで、各学校において、できるだけ保護者の負担を減らすこと、また宿泊施設などを確保しやすいようにするため、旅行のオフシーズンであるこの時期に実施しているものでございます。

確かに今年度も、修学旅行中にインフルエンザに感染し、途中で帰宅した生徒がいることも事実でございます。現在、インフルエンザが感染する時期に実施していることから、出発前には健康観察に十分留意し、少しでも症状がある場合は、保護者の同意のもと、体制を整えて参加するようにしております。

修学旅行の実施時期につきましては、来年度は既に学校の年間行事などの関係、また施設の予約などの関係もあり、大きく見直すことは難しい状況でございます。

しかし、インフルエンザの影響などがあっていることも事実でございますので、将来的には検討することも必要であると考えております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

今の報告で、ことしもそげんして修学旅行があったと。そして、途中ぐあいの悪うなって帰ってきた生徒がおりますという報告が今ありましたが、その場合、行かれた引率の先生がこちらに連れて帰ってこられるのか。あるいは親が、お父さんかお母さんがこちらのほうから迎えに行かやんか。その場合は、旅費はどげんかか。個人が負担せやんのか。あるいは、いや、それは学校が保険に入っとるけん負担するばんとか、どうでしょうか。それは通告しておりませんが、もし回答ができたなら教えてください。

学校教育課長（木下 隆君）

その例を私聞いておりますけれども、事前に少し、出発前にその生徒さんに少し兆候というか、体調が悪い兆候が見えていたそうです。それで、もし旅行の途中で、本人、体調悪くなりましたら迎えに来ていただくこととなりますよという、その了解のもとに、御両親が京都駅まで迎えに来られたというお話を聞いております。それで、多分自費で御両親が京都駅まで迎えに行かれたんではないかと思っております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

この子の場合は両親が迎えに行った。そういう不測の 不測といいますが、そういう場合のために、引率の先生を1人か2人余分に連れていくことはどうですか、今は。そのた

めに、もうどんぴしゃり、3学級やったら3人とか、そういうふうに引率の先生はなっておっどですかね。どうでしょうか。

教育長（日高 良君）

矢ヶ部議員のお尋ねにお答えをいたします。

実は、今回の修学旅行中に途中で帰宅した生徒は2人おりまして、そのうちのお一人は、今、課長が答えましたような対応をしたところでございますが、もう一名につきましては、出発時点では熱等も全くなくて、向こうで2日目の夜に熱発したということで報告を受けております。その場合は、引率した教諭が博多まで連れてまいりまして、博多で保護者の方と会って、そこで引き渡したという報告を受けております。

ちょっと長くなりましたけれども、引率の人数につきましては余分に、そういうことも考えて多目に引率者を考えているところでございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

今の2人おったち言われたが、2つの学校で1人ずつおったのか、1つの学校で2人おったのか、どうですか。

教育長（日高 良君）

1つの学校で2人いたというふうに認識しております。

1番（矢ヶ部広巳君）

それなら、1人の人は引率の先生が博多駅まで送ってこらした。もう一人の人はどげんして帰ってこらしたか。

学校教育課長（木下 隆君）

もう一人の方は、事前に御両親とお話をさせていただいて、ちょっとぐあいが悪そうだからどうされますか、行かないほうがいいんじゃないですかというふうなお話も若干させていただいているところでございます。で、御両親の要望として、もし本人が途中でもうどうしようもなくなったら、私たちが京都駅まで迎えに行きますからという約束をしての今回修学旅行だったと聞いております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

しつこかごたるばってんくさんも、1人の人、帰りは親が負担やろうが。旅費は負担せろち言うたろうが。そんなら、1人の人は博多まで引率の先生が連れてこらした。その費用は誰が負担するんですか。親が行っておる場合は個人負担ち言ったやっかんも。引率の先生が博多駅まで連れてこらした。その旅費は誰が負担するんですか。

教育長（日高 良君）

引率は教師が行っておりますので、学校側の負担になろうかと思っております。県費負担

で処理をするかということになるかと思えます。出張旅費扱いですね。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

例えば、2クラスとか3クラスで行った場合は、旅行保険と申しますか、そういうことで帰りは1人の引率代は無料とか、そういう保険はないとですか。そういう保険にやっぱり入っておくべきやなかつかんも。そげんかとはわずかでしょうが。掛金が1人何百円ぐらいと。そういうやっぱり次善の策が私は必要ではなからうかと思えますが、どうでしょうか。

学校教育課長（木下 隆君）

今後、やっぱり不測の事態に備えて、各種保険があるような場合は積極的に活用して対応してまいりたいと思えます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

よかったら、ひとつそういう保険を利用していただきますと、もう親も安心しておってよかやつかんも。それは急遽、娘、息子、それはもう喜んで迎えに行きますがね、やっぱり旅費もばかにならないと思えますから、よかったらそういうふうな保険も必要ではないかと私は思えます。

私が住んでいます三橋中学校は、ことしも新幹線で船小屋駅から京都、奈良へ行きまして、帰りも新幹線で船小屋駅へ帰ってきました。そういう行程であったと伺っております。比較のお客様が少ない時期の1月から3月までは、もちろん普通旅費は半額ですが、さらに1月、3月は比較的少ないということで新幹線も半額になると。そういうことで、そういう時期を選んであるだろうと思えます。ところが、何度も言うようですが、寒い時期の体調管理は、親たち、あるいはじいちゃん、ばあちゃんも、もうノイローゼになるぐらいに神経をすり減らしていることも事実であります。いずれにいたしましても、生徒さんを初め、PTAの皆さん、先生の意見を聞いて進めてほしいと願うものですが、どうでしょうか。お答えをお願いします。

学校教育課長（木下 隆君）

議員おっしゃるとおり、幅広い保護者の方や地域の協力者様の御意見などを十分拝聴して、今後の計画に役立てていきたいと思えます。

以上です。

1 番（矢ヶ部広巳君）

もうそれは学校やけん、大変難しい問題はあると思えます。なぜならば、旅費の問題があります。あるいは学校、授業のカリキュラムの問題があります。いろんなハードルを越えやんということはあると思えますが、よかったら見直しの検討する、そのスタートにしてもらったらありがたいと思えます。もう別に答弁は要りませんが、そういう機会をよかったら

ひとつ考えてもらえないだろうかということであります。

次に入らせていただきます。市有地の空き地の現状、対策であります。

この問題は、市営住宅の跡地に絞って伺いたいと思います。

市営住宅跡地は、柳河校区の隅町北団地跡地、それから2つ目が矢留校区の白秋南団地跡地、3つ目が東宮永校区の鳥の水団地跡地、4つ目に城内校区の本町団地跡地、それから5つ目が蒲池校区の大沖団地跡地、6つ目に三橋町の中山校区の中山第二団地跡地、そすと7つ目が大和町六合校区の畦無団地跡地、以上7カ所で間違いないですかね。教えてください。どうでしょうか。

財政課長（島添守男君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、先ほどの7カ所でございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

それでは、7カ所のうちで、これから活用がもう既に予定をされているもの、あるいはまだ決まっておらんものについて、よかったら個別に教えてください。

財政課長（島添守男君）

まず、活用が予定されているもの、決まっているものから申し上げますと、まず隅町北団地跡地は、現在、地元の行政区長会に校区民の触れ合い、憩いの場及び災害時の避難場所として貸し付けを行っており、引き続き貸し付けを行う予定でございます。

次に、白秋南団地跡地につきましては、地元の災害時の避難場所として確保しているところでございます。

次に、大沖団地跡地は、現在、地元のグラウンドゴルフクラブに練習場として貸し付けており、引き続き貸し付けを行う予定でございます。

次に、畦無団地跡地は、定住者用の住宅地として分譲、売却する予定でございます。

一方、現在、具体的な活用の予定がないところが3カ所ございまして、1つは、昨年度建物を解体いたしました本町団地跡地でございます。この跡地は進入道路が狭いため、その活用について現在検討をしているところでございます。

2つ目は、鳥の水団地跡地でございます。こちらも本町団地跡地と同様に、昨年度建物の解体を終えたところでございますが、活用につきましては周辺地域の将来的な開発を見きわめているところでございます。

そして3つ目が、中山第二団地跡地でございます。この跡地につきましても、特に活用方法については定めておりませんが、現在、藤まつりや地元イベントの開催時の駐車場として利用しておるところでございます。

以上でございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

今の答えでいいますと、畦無団地は売る予定と。大体これは空き地面積はどれくらいありますか。もし、例えば、住宅として売るわけですから、一戸建てを建てた場合、何戸ぐらいの家ができるんですかね。

財政課長（島添守男君）

畦無団地跡地につきましては、現在、整備を進めておるところでございますが、面積が大体1,800平方メートルぐらいあったかと思えます。これを、今の計画でいきますと5区画ぐらいに分けたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

畦無団地は1,800平米で、大体5つの区画ということですね。7つのうちで、いっちょはそげんかふうでもう売るといことでもあります。もちろん避難場所として現在してあるところもありますし、隅町北団地のように憩いの場としてやってあるところもあります。ただ、問題は、地元住民は、よかならグラウンドゴルフで貸してくれんかち言う。ところが、住んである方から見ると、冗談のごと、朝早か中しゃべらすなら、やかましゅうして寝られんばんちいうことでもあるということも聞いております。なかなか難しい問題はあろうかと思えますが、そういうことで、どうですかね。その辺が非常に私も、丁とも言えぬ、半とも言えぬ、そういうことで悩んでおる。どのようにまず考えてあるか、それだけを聞かせてください。

財政課長（島添守男君）

確かに市有地をできるだけ地元の方たちに有効に使っていただきたいという思いで貸し付けをしております。貸し付けをするときにも、その辺の調整については地元の方をお願いをしているところでございます。なかなかグラウンドゴルフ、具体的にグラウンドゴルフということと言いますと、例えば、早朝からすることによって、その音が響くことによって周辺の方に何らか御迷惑かけているという部分もあろうかと思えますが、その辺はできるだけ地域の方たちに調整をとっていただきながら、市有地の有効活用をしていただきたいというふうに、このように考えているところでございます。

以上でございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

この問題は最後になります。

いずれにいたしましても、観光の柳川として、よそから見えられるお客様にとって、やっぱり放置されたままでは、現実に白秋南団地なんかはちょっと枯れ草が生えております。見苦しいものがあります。さらには、市民感情としても、もったいないというような意見もあります。いずれにいたしましても、有効活用に特段の御配慮をお願いするものであります。

御所見をお願いいたします。

財政課長（島添守男君）

議員のおっしゃいますとおり、利用されずに放置されたままの状態というのは決して適切な状態であるとは思いません。草刈りについても、なかなか手が届かないところがあって、定期的に年にできるだけ2回ぐらいはやりたいというふうに考えてやっているところもございます。

今後のことなんですけれども、できる限り有効活用の方策を検討して、活用の可能性がないようであれば、自主財源確保という観点から売却の検討も行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

よろしくをお願いいたします。

それでは、3番目の項に入っていきます。空家等対策計画に一言ということであります。

柳川市の5年前の調査では、住宅総数が2万5,590戸、そのうち空き家が2,970戸、もう3,000戸もあいておると。空き家率は11.6%、つまり10戸に1戸強はもうあいておると。また、危険空き家は85戸だったのが、持ち主とか、あるいは関係各位の御努力で17戸減って、残りが危険家屋は68戸となった。これについては心からお礼を申し上げるところで、大変ありがとうございますということです。

そこで、私はこれを逆の立場から申し上げますが、空き家解消にせっきく努力をされておる一方では、マンションが今やっぱり建ちよりますし、一戸建てもかなり建っております。もちろんアパートも建てられておりますが、ここ数年の間で、3年間ぐらいで結構ですが、どれくらいの建物が建ったのか、教えてください。

生活環境課長（武田真治君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

税務課の固定資産税資料によりますと、最近3年間、平成26年度から28年度に建築されました住宅数は、一戸建てが平成26年度で266戸、27年度が213戸、28年度が213戸で、合計で692戸となっております。

マンションにつきましては、26年度が1棟で55戸、27年度が1棟で47戸、28年度が1棟55戸で、合計で3棟157戸です。アパートにつきましては、戸数までは把握できておりませんが、26年度が8棟、27年度が9棟、28年度16棟で、合計で33棟というのが建っているということになっております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

今の答弁によりますと、一戸建てがほぼ700戸ですね。そしてアパートが、戸数は別と

して33棟、3年間でですね。それからマンションが、ほぼ50戸入っておるとで3棟で157戸分ですかね。こういうことでふえております。

柳川市の人口は、もう判で押したように、毎年700人ずつ減っております。さらには、今、核家族化ということで、親と住まんところが当たり前んごとになってしもうとるけんですが、そういうことで、もしこんな状態で進んだら、人口は700人減りよる。ところが、一方でそういうふうでできよるちいうこつになったら、せっかく税金を投入して空き家を解消するために、あるいは危険な空き家住宅を解消するために努力しているのが水の泡になるのではないかと、もう心配をするものであります。

確かに柳川の景観はよくなりました。今まで空き家がいっぱいあったのが、税金を補助することによって大分解体されてきたんですよ。非常にもう見るからにきれいになりました。そういうことで、何か御所見がありましたら述べてください。

生活環境課長（武田真治君）

議員おっしゃいますとおり、本市の人口は毎年減少をしております。逆に世帯数は増加傾向にあります。今後も人口減少や核家族化の進展が予想されますので、空き家は今後もふえる傾向にあるのではないかと考えております。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

もう時間がありませんので、この項はこれで終わります。ありがとうございました。

最後に入ります。下水道事業は進んでいるかということについて質問をいたします。

下水道事業の当初計画、ところが、もうかなりたちましたので、当初計画から何遍も変えられて、現在の計画というのが変わっていると思いますが、当初計画と現在の計画を教えてください。

下水道課長（松永 久君）

矢ヶ部議員の質問にお答えします。

下水道事業の当初計画と現在の計画はというお尋ねでございますが、柳川市の公共下水道につきましては、公共水域の水質保全や生活環境の改善を目的といたしまして、現在、整備を進めておるところでございます。

この下水道事業の全体計画は、昭和56年度に当初計画を策定いたしまして、全体計画面積1,350ヘクタール、総事業費45,093,000千円、計画目標年度を昭和75年度、平成に直しますと12年度としてスタートをしております。

その後、数度の計画変更を経まして、現在では全体計画面積706ヘクタール、総事業費31,335,000千円、計画目標年度を平成47年度として事業を進めております。

また、全体計画のうちに事業認可計画は、計画面積444ヘクタール、事業費22,606,000千円、計画目標年度を平成32年度として事業を進めておるところでございます。

以上でございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

確認しますと、最初は昭和56年度にスタートして、全体計画の面積は1,350ヘクタールやったと。ところが、変更になって706ヘクタールになったと。ほぼ半分になったちこつですね。

それから、当初計画では平成12年度に完成するはずやったのが、平成47年度に変わったけど35年もおくれとおるということでございますね。それに間違いはないんですかね。

下水道課長（松永 久君）

はい、そのとおりでございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

そこで、工事の進捗状況をまず教えてください。

下水道課長（松永 久君）

進捗状況はということでございますが、昭和56年度から事業を開始いたしまして、平成13年度末から旧柳川市の市街地を中心に供用開始をしております。

昭和61年度から平成4年度まで、7年間の工事の休止期間はありましたが、平成28年度末の36年間で21,003,000千円の事業費を費やしまして、378ヘクタールを整備しております。

全体計画の706ヘクタールに対する整備率は53.5%となっております。

また、事業認可計画の444ヘクタールに対する整備率は85.1%となっております。

以上でございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

706ヘクタールに変わって、53.5%、半分しか実施されていないちいことですね。そすと、最初の計画から半分に計画されて、さらに実施されておるのがその半分ちこつは、最初の計画からいくと4分の1しかできておらんちいことですね。そういうことになるでしょう。

下水道課長（松永 久君）

最初の計画から今の計画に変わったときに減りまして、今の現在の計画からすると、約半分ぐらいが認可計画が終わっているところでございます。

以上です。

1番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

そしたら、下水道事業の計画の地域があるわけですね。それで、まだ終わっていない地域があるのかどうなのか。終わっていないところがあれば、その地域はいつまでに施工するのか、わかれば教えてください。

下水道課長（松永 久君）

下水道事業の計画の地域が、事業がまだ終わっていない地域があるのか。また、終わっていないければ、その地域はいつまでに施工するのかということでございますが、平成28年度末で全体計画区域面積706ヘクタールに対しまして328ヘクタール。また、事業認可計画区域面積444ヘクタールに対しましては66ヘクタールが事業が終わっていない地域となっております。

これらの地域につきましては、現在の全体計画の706ヘクタールは計画目標年度を47年度としております。また、事業認可計画の中の444ヘクタールにつきましては、計画目標年度を平成32年度としております。

以上でございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

平成28年度に706ヘクタールの分を終えるちいうこつでしょう。それが平成47年度に終わるちいうこつかいな。ちいうこつは、それだけでももう19年おくらしている、20年近くおくらておるといことです。

それで、もう最後になりますが、この事業は、大体もう最初から下水道事業は金食い虫と言われておった事実です。それで、この事業は、もう財政的にも、市長、厳しかと思うわけですが、最後までやり通すのか、それとも706ヘクタールでももっと狭めるのか、あるいはもう完全にここらあたりでストップするのか、そこを最後に教えてください。よかったらお願いします。どちらでもいいですよ。

下水道課長（松永 久君）

この事業は、最後までやり通すのか、それとも縮小、もしくはストップするのかということでございますけれども、今後の事業につきましては、市の財政状況や土地の利用状況、現在までの整備状況などを考慮いたしまして、事業の長期的な検討が必要だと考えております。

以上でございます。

1番（矢ヶ部広巳君）

もう答えは要りません。市長、財政的にも非常に厳しいのは事実です。もうよかならあんまり無理せんで、財政、柳川市が潰れたらペアですから、その辺もいろいろ考えながら事を運んでもらいたいと願ひまして、終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をとります。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番浦川和久議員の発言を許します。

4番（浦川和久君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、自由民主党柳誠クラブ、浦川和久でございます。昼食後の1番になりますが、しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

今回の一般質問は大きく2点、1つ目が消防力の充実強化に向けて、2つ目が柳川市公共施設等管理計画についてです。

それでは、早速、1つ目のテーマから入っていききたいと思います。

総務省消防庁の統計によると、火災の発生件数は年々減少傾向にあり、平成28年中が全国で3万6,831件、これはおおよそ1日当たり101件、14分ごとに1件の火災が発生したことになります。また、火災による死者は全国で1,452人で、そのうち放火自殺者を除く住宅火災による死者、いわゆる一般住宅、共同住宅及び併用住宅での火災で亡くなった人は885人となっています。

この住宅火災による死者885人のうち、65歳以上の高齢者が占める割合は619人で、約7割を高齢者が占めています。高齢化の進展の中で、この傾向は今後ますます強くなることが予測されます。

ことし1月31日午後1時40分ごろ、生活保護受給者らの自立支援を掲げる札幌市の共同住宅そしあるハイムから出火、木造一部3階建て約400平米を全焼し、16名の入居者のうち11名が死亡しました。入居者の大半は高齢で、介護を必要としている人もいました。

また、新聞報道によると、食事を提供していたことから、無届けの有料老人ホームの疑いがある。さらに報道によれば、そしあるハイムは生活困窮者に住居を提供する社会福祉法上の無料・低額宿泊所としても無届けで、札幌市は無届け施設の一つとして厚生労働省に報告していました。

2015年6月末時点で自治体に届け出があった無料・低額宿泊所は全国で537カ所、一方、届け出がない無届け無料・低額宿泊所は、自治体が確認できただけでも全国に1,236カ所もあります。

そこで、まず1点目の質問は、届け出の有無にかかわらず、市内に無料・低額宿泊所は存在するのか。

2点目が、そしあるハイムは消防法上、共同住宅とみなされ、消防設備は消火器、火災報知機、漏電火災警報器が設置され、設置義務はないが、2階に避難はしごが設置されていたという状況でした。仮にこの施設が消防法上、有料老人ホーム扱いになった場合は、防火管理者の選任義務も含めて、どのような消防設備が義務となるのかお尋ねします。

なお、以後の質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いします。

消防本部予防課長（江口和秀君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

1点目の無料・低額宿泊所の存在について、現段階では柳川市に存在していません。

2点目の消防法上、有料老人ホーム扱いになった場合の防火管理業務については、全体の収容人員が10人以上で防火管理者の選任義務が発生し、適切な防火管理業務が必要になります。

また、消防用設備の設置義務については、木造3階建て400平方メートル、自力避難が困難な要介護者を入居させる有料老人ホームとした場合、消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯、ラスモルタル壁を使用すれば、漏電火災警報器、2階及び3階の収容人員次第では避難器具が義務づけられます。また、カーテン等は防災物品の使用が必要になります。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。市内には、札幌市のそしあるハイムのような無料・低額宿泊所は存在しないということで、その点は安心しました。

また、有料老人ホームになれば、防火管理者の選任から消防設備も充実してきます。しかし、経済的な理由などでこうした施設に入居できない高齢者の方もおられます。無料・低額宿泊所までは至らないにしても、アパートの入居者のほとんどが高齢者など、多分あるのではないかなと思いますし、また今後、こういったアパートもふえる可能性が予測されます。

そうした情報を事前に把握しているだけでも相当違うと思います。こうした情報をもとに、火災発生を想定しての事前の活動計画とかいうのもつくることも非常に有効だと考えるところです。

そこで、高齢者に対する防火対策として質問しますが、過去の火災事例を見ても、全国的に福祉施設等の火災で多人数の高齢者が犠牲となる火災が多くなっています。また、冒頭に話しましたように、消防庁の統計によれば、平成28年の住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者は7割を占めています。10年前の平成19年が6割であったことから、この10年間で高齢者の占める割合が1割増加していることになります。

この傾向は今後も続くことが予測されますが、高齢化による身体能力の低下で、火災の発生を知り、通報し初期消化を行うなど、こうした一連の行動がだんだんとうまくできなくなってきました。これからは、高齢者に対する防火対策はより重要になってくると思われますが、本市消防本部において、何か対策があればお願いいたします。

消防本部予防課長（江口和秀君）

御質問にお答えいたします。

当消防本部における高齢者への防火対策としまして、消防本部重点指針にひとり暮らし高齢者宅への防災指導の実施を掲げています。消防署員が高齢者宅を直接訪問し、住宅用火災警報器等の必要性を呼びかけ、火の用心をお願いしているところです。

過去には平成23年から3年間、柳川市防災協会と筑後地区消防設備士会柳川部会から、合計で560個の住宅用火災警報器を寄贈いただき、地元消防団及び民生児童委員の皆様から協力を得て、高齢者宅に住宅用火災警報器を設置した経緯もあります。

また、札幌市の火災を受け、特に危険と思われる昭和50年以前に建築された木造2階建て、延べ150平方メートル以上の共同住宅に対しまして、福岡県宅地建物取引業協会県南支部柳川地区に協力を依頼し、チラシによる防火安全対策の注意喚起をお願いしたところです。

あわせて、障害者自立支援を目的に運営されている木造建ての福祉施設に立入検査を実施し、防火安全対策のさらなる強化をお願いするよう、各署所に指示を出しているところでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

どうもありがとうございます。札幌市の火災を受けてのスピード感を持った対応も重要なところですので、よろしく願いいたします。

それから、消防本部の重点指針として、ひとり暮らし高齢者への防災指導の実施を掲げているということですが、ここも非常に重要なところだと思います。ただ、今の御時世、昔と違って防火訪問がやりづらくなっていると聞いております。こうした独居老人への防火訪問などは女性消防団員の方が一番適しているところで、女性消防団員が充実しているところでは、女性消防団員の方が中心となって活動をやってあります。昨年に女性消防団員の充実について一般質問をしましたが、ぜひ、より一層の推進を図っていただきたいと思います。

それから、特に危険と思われる昭和50年以前に建築された木造2階建て、延べ150平米以上の共同住宅、それと木造の自立支援施設ですが、市内にどれくらいの数があるのか教えてください。

消防本部予防課長（江口和秀君）

御質問にお答えいたします。

昭和50年以前に建築された木造2階建て、延べ150平方メートル以上の共同住宅については、2棟把握できていますが、全ての棟数は把握できていません。

また、木造の障害者自立支援施設については、昭和50年以前に建築された建物が2施設、昭和50年代に建築された3施設、平成に入り建築された5施設、合計で10施設が柳川市内にあります。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。意外と驚きが、木造の自立支援施設についてですが、昭和50年以前に建築されたのが2施設、昭和50年代に建築されたのが3施設と、思っていた以上に古い建物が多いと。その中には災害弱者の方がおられる状況になります。先ほども話しましたが、

全国的にも福祉関連施設の火災での犠牲者が多い状況にあります。このところは、防火対策や活動面での啓蒙対策も含めて、力を入れて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

災害から国民の生命、身体、財産を守るための消防の3要素といえば、人、施設、水とされています。消防力とはこの3要素から成り立ちますが、この3要素の中でも、人は特に重要なものです。

昨年3月の定例議会で、矢ヶ部副議長が消防職員の充足率について質問されました。そのときの答弁では、総務省消防庁が示した消防力の整備指針に基づくと、本市の場合は消防職員数は110人になると、ただし、県下には100%の充足率の消防本部はなく、福岡県の充足率の平均が79.1%で、本市の場合は73.6%、県の平均を下回っている状況にあります。また、本市消防本部の条例定数86人に対し、現在職員数は81人です。ここは市民生活の安全確保のためにも、せめて条例定数を満たす努力はやっていただきたいと思います。

消防の活動範囲は火災だけに限らず、救急需要の増加や、自然災害からテロ災害に至るまで複雑多様化しており、より一層の消防力の充実が必要なところではあります。現在、条例定数が5人不足した状態にあります。退職者の数だけ補充していても現状は変わりません。

そこで、再任用制度の活用による補強が有効だと考えますが、消防庁の資料によれば、27年度の統計で、再任用の実績のある消防本部が全国750消防本部中、440消防本部で、26年度と比較して37消防本部の増加となっています。

知識、技術、経験も豊富であり、健康状態と体力の保持ができていれば即戦力となり得ることから、消防には再任用制度の運用は適していると考えます。以前、平成27年の9月議会で消防職員の再任用についての質問をしましたが、そのときには平成30年度以降に定年退職者を迎える者が出てくるとの答弁をいただきました。これはあくまでも本人の希望が第一になりますが、消防職員の再任用についてのお考えをお聞きします。

消防本部総務課長（本木真二君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

本市の再任用制度の運用におきましては、公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴う無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の接続を図るため、再任用を希望する職員を対象としております。

消防職員の公的年金の支給開始年齢の引き上げについては、特例により一般職員に比べ6年おくれで実施されるため、昭和34年4月1日以前に生まれた消防職員の年金支給開始年齢は60歳からとなっております。その後、段階的な支給開始年齢の引き上げとなりますが、当本部においては、今後、再任用を希望する職員について、消防業務の特殊性を踏まえ、本人の配属先希望等を考慮し、職員の充足、そして、現場体制の充実を図っていけるよう検討し

てまいります。

以上です。

4番（浦川和久君）

条例定数にも満たない状況にあって、少しでも補えるような再任用制度の活用はぜひお願いしたいと思います。

それでは、次は常備消防の広域化についてです。

消防力の充実強化には広域化がぜひ必要だということで、昨年の9月議会でも質問しましたが、その後に国の動きがありまして、総務省消防庁は、消防本部の再編が十分に進んでいないため、広域化の取り組み期限をことしの4月1日から6年延長し、2024年4月1日に延ばすことに決定しました。

新聞報道では、消防庁は人口減少が進む中、将来も持続できる体制の確立には広域化が最も有効とし、各消防本部はことし夏までに人員や施設の現状を分析、この結果に基づき、都道府県単位で消防本部のあり方を議論し、2019年度中に広域化推進計画を改定するとあります。

特に福岡県は広域化がおくれているため、推進を期待したいところですが、昨年9月の定例議会に引き続き、広域化に対する消防本部のお考えをお尋ねします。

消防本部総務課長（本木真二君）

御質問にお答えいたします。

消防広域化のメリットとしましては、迅速で効果的な出動による住民サービスの向上があります。広域化により、消防本部全体が保有する車両等がふえることから、出動体制が充実するとともに、迅速で効果的な災害対応が可能となります。

次に、人員配置の効率化による現場体制の充実、高度化があります。

総務や通信指令部門の効率化を図り、人員を消火や救急部門に再配置することにより、現場体制の強化が可能となり、また、予防、救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能となります。

そして、財政、組織面での消防体制の基盤強化があります。

財政規模の拡大により、はしご自動車等の計画的な整備が可能になり、職員数が増加することから、組織管理の観点からもメリットが期待できます。県内では、旧久留米市消防本部と旧福岡県南広域消防本部が平成21年に統合され、久留米広域消防本部が発足しました。

消防の広域化につきましては、消防力の確保、充実、消防体制の整備、確立のための方策として有効な手段であり、広域化を念頭に置きながら、県単位での広域化に向けた動向を注視してまいります。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。消防の広域化の推進に関しましては、6年延長になったことで明るい兆しが見えてきた思いでいます。

福岡県は、21年の久留米広域消防本部の発足から再編が進んでおらず、他県に比べておくれた状況にあります。県の消防防災指導課が中心になると思いますが、ここは機会を捉えて積極的に手を挙げていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは次に、柳川市公共施設等総合管理計画についての質問を行います。この質問に関しての資料を配付していますので、またよろしく願いいたします。

まず、この公共施設等総合管理計画の背景については、全国の地方公共団体において厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等による公共施設等の利用需要が変化していくことが予測されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

このことを受けて、国 総務省になりますが は、平成26年4月に公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう、全国の地方公共団体に要請しました。そして、本市においても昨年、柳川市公共施設等総合管理計画が作成されたところです。

総合管理計画では、今後40年間で公共建築物及び道路、橋、上下水道などのインフラ資産の更新にどれだけの費用がかかるのかを推計し、40年間で可能な投資的経費を踏まえて財政シミュレーションの結果を出しています。

その結果、今後40年間で公共建築物に370億円、インフラ資産に854億円、合計で1,224億円の更新投資が必要となります。その結果、40年後には233億円のマイナスになるとあります。

そこで、財政シミュレーションの結果に基づき、道路、橋などのインフラ資産の削減は困難なことから、公共建築物の削減を目標とし、まず、本市では平成29年度から38年度までの10年間で、柳川市の公共施設の保有量、いわゆる施設の延べ面積を10年間で20%削減することを目標に掲げてあります。また、40年間の全体では、延べ面積の35.5%の削減が必要となっています。

それで、この公共施設等総合管理計画では、財政シミュレーションのやり方が非常に重要になると考えるところです。私なりに近隣の市では一体どのようにやってあるのか、興味もあって、両隣の大川市、みやま市を調べてみましたが、はっきり言って柳川市との違いに驚きました。

質問に入る前に冒頭述べますと、財政シミュレーションの結果から、今後40年間の公共建築物の更新費用の推計額は、柳川市が370億円、大川市が652億円、みやま市が64,180,000千円となっています。

そこで、公共建築物の整備量の延べ面積を見ると、延べ面積では柳川市が一番大きいと、

しかし、更新費用の額は、大川市、みやま市ともに柳川市の1.7倍以上も計上してあると、両隣の市でありながら、公共施設等総合管理計画において、なぜこれだけの違いが出ているのか、そこに着目して質問を行いたいと思います。

それではまず、本市の財政シミュレーションによれば、施設の更新については、固定資産台帳で設定している取得価格で再整備するとあります。このシミュレーションにおける取得価格について、具体的な説明をお願いいたします。

財政課長（島添守男君）

浦川議員の御質問にお答えいたします。

柳川市公共施設等総合管理計画の財政シミュレーションにおける取得価格の考え方についてお答えいたします。

まず、取得価格の考え方には2通りございます。

1つは、今ある施設を同等の規模で建てかえた場合の費用、つまり、再調達価格を計上する方法です。もう一つは、建築金額である取得価格をそのまま計上する方法でございます。本市では、この2つの考え方を併用しております。

原則として、建築金額である取得価格を計上しておりますが、建築後30年を超える施設のうち、建築時の資料が存在せず、建築金額がわからない施設については、総務省の指導により再調達価格を計上しております。

以上です。

4番（浦川和久君）

どうもありがとうございます。再調達価格という言葉が答弁の中で出てきましたが、私も以前、消防の仕事をやっていた中で、火災などの損害額を出すときに、この再調達価格を求めたりしていました。

再調達価格とは、火災保険上の説明でいえば、損害が発生したときの発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要とする金額とあります。いわゆる同一のものを今調達したら幾らになるかということですが、それで考えるなら、本市の総合管理計画の基準日が平成26年3月31日になっていきますので、ここを基準にした再調達価格で全ての建築物の試算を行うことが、現実的で理にかなっていると思いますし、多くの自治体は再調達価格で試算を行ってあるようです。

とにかく築30年を超えないものについては、全て取得価格でそのまま計上したということですので、国税庁が出している建物の標準的な建築単価表があります。これを使って昭和59年から平成25年までの30年間の建築単価の平均を出してみました。

それで、30年間の平均の建築価格は、鉄骨鉄筋コンクリート造で平米当たり約225千円になります。それで、平成26年が、鉄骨鉄筋コンクリート造で平米当たり276千円です。ですので、基準日である26年とそれ以前の30年間の平米当たりの建築単価は、約50千円の差があ

ります。建築物の年代別の構成や建物の用途等で、そこら辺ちょっと違って来るかとは思いますが、より現実的な試算を行うなら、全て再調達価格で計上すべきではなかったかと考えます。

それで、本市では取得価格と再調達価格を使い分けて計上されてあるわけですが、そのような使い分けをするぐらいなら、多くの市が活用している、総務省が提供している更新用の試算ソフトを使ったほうがよかったですのではないかと思います。財政シミュレーションを行う上で、公共施設の更新費用をいかに試算するか、こここのところも重要になると思いますが、総務省が提供し、無料でダウンロードできる試算ソフトがあるので、少し紹介したいと思います。

この試算ソフトは、総務省の監修のもと、一般財団法人地域総合整備財団というところが策定し、ソフトの名称は「公共施設等更新費用試算ソフト」と言います。平成24年12月にバージョン1が完成し、現在、バージョンアップして、バージョン2.1になっています。

このソフトの基本的な考え方は、将来の公共施設等の更新費用を推計するに当たり、物価の変動、落札率、国庫補助制度及び地方財政制度の変更等のさまざまな変動要因がある中で、試算方法が複雑化するのを避けて、地方公共団体の規模にかかわらず簡便に推計でき、かつ、その試算方法が理解可能なもので、将来の財政運営の参考にできるものとするを重視したものとすると、そういった記載があります。

用いるデータについては、公共施設の延べ面積、道路の面積など、各地方公共団体において保有するデータで、容易に入手可能なものを用いるとまたあります。

そこでお尋ねしますが、総務省が提供している更新費用試算ソフトに基づき、公共建築物の更新費用を試算している市も多々あるところですが、取得価格での試算に比べ、建築単価もより現状に近い試算ができると考えますが、この試算ソフトの活用は検討されなかったのでしょうか、お尋ねします。

財政課長（島添守男君）

総務省が提供する更新費用試算ソフトの活用については、計画策定を始める際に検討を行いました。実際には結果的に活用しておりません。

その理由としまして、公共施設等総合管理計画策定に当たり、地方公会計の導入に向けた固定資産台帳の整備を前年に行っておりますけれども、一つには、この固定資産台帳を利用したほうがより正確なものになるであろうと、このように考えたからでございます。

もう一つは、総務省からの公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の中に、固定資産台帳との連動が将来的に望ましいという記載があり、この意向に沿ったからでございます。

この2点を考慮して、総務省が提供している更新費用試算ソフトの活用ではなく、固定資産台帳に基づいた更新費用の試算を行ったところでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

どうもありがとうございます。固定資産台帳を利用したほうが、より正確なものになるであろうということでしたが、それは利用の仕方次第じゃないかなと思います。

それから、総務省が示した公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針についてですが、これは私も以前に読んだことがあります。答弁では、固定資産台帳との連動が将来的に望ましいとの記載があり、総務省の意向に沿ったと言われましたが、ちょっとこのところ、意向に沿ったと余りにも端的に言われましたので、言葉尻をとるわけではありませんが、ちょっとここに指針を持ってきていますので、関係している部分だけ読みたいと思います。

指針の中に「地方公会計（固定資産台帳）との関係」という文章がありまして、その中の関係しているところを読みますと、「総合管理計画は、現時点においては、固定資産台帳の作成や公会計の整備を前提とするものではないが、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を充実・精緻化することに活用することが考えられることから、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであること」と、非常にわかりにくい、回りくどいような文章なんですけど、これはちょっとかいつまんで、よく見てみると、この文章では、固定資産台帳の作成や公会計の整備をすること、このことが公共施設等の基本的な方針と充実、精緻化することに活用することが考えられますよと。まず、固定資産台帳、それと公会計の整備をすることが、公共施設の方針等の充実、精緻化することに活用することが考えられますよ。したがって、これを前提としたところで、将来的には固定資産台帳を利用していくことが望ましいですよと、このように総務省は言っていると私は受けとめました。

答弁で言われましたように、固定資産台帳との連動が将来的に望ましいとの記載があったから意向に沿いましたと言われても、それはちょっと総務省の考えとは違うんじゃないかなと思います。

ここで文章の解釈について議論しても始まりませんので、次に行きますが、それからもう一つですね、この指針の中では、総務省提供の更新費用試算ソフトについての記載もあります。「各地方公共団体における総合管理計画の策定にあたっての検討に寄与するもの」と、こうした記載があることも申し述べておきます。

それでは、次の質問に移りますが、総合管理計画では長寿命化の策定とありますが、策定のスケジュールと基本的な考えをお尋ねします。

財政課長（島添守男君）

長寿命化計画につきましては、個別施設計画として、来年度から2カ年をかけて策定するよう、来年度予算に計上しておるところでございます。

具体的な内容としましては、各施設の現在の状態を診断した上で施設の評価を行い、将来

的に建てかえるのか、複合化するのか、または統廃合していくのかを決定していきます。この結果に基づいて、長寿命化が必要な施設については長寿命化計画を策定するというものがございます。

策定に当たっては、議会や市民の御意見を拝聴し、各施設の今後のあり方を市民協働という形をとりながら検討してまいりたいと考えております。2年間という長い期間を要するのでも、施設のあり方に関する議論は十二分に時間をかけるべきであると、このように判断したからでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。長寿命化の策定に当たっては、将来に負担を残さないためにもしっかりと計画する必要があると思います。ただし、この計画を策定する前段として、総合管理計画の中で不足することなく、明確に全体把握ができることが前提条件になるのではないかと私は思います。

それでは、質問しますが、公共建築物に係る更新投資の試算結果では、柳川市の場合、今後40年間で約370億円の更新投資が必要とありますが、これには建てかえの途中で行う大規模改修費用は含まれているのかいないのか、お尋ねします。

財政課長（島添守男君）

本計画書における更新投資には、施設の建てかえ時に発生する費用のみを計上しているため、大規模改修に係る費用は370億円の中には含まれておりません。しかしながら、大規模改修を含む維持管理費用などの費用につきましては、財政シミュレーションの中で反映させております。

このシミュレーションでは、一連の行政活動は平成26年ベースで今後も続いていくと仮定して試算しており、そのシミュレーションの結果として、柳川市の資金残高が10年間で116億円、延べ床面積に換算すると20%分足りなくなるため、この計画における延べ床面積の削減目標を20%と定めたところでございます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ありがとうございます。まず、答弁で、26年度ベースで今後も続いていくと仮定して試算しているということでしたが、単年度だけで捉えるのは非常に危険過ぎじゃないかなと。仮に26年度の投資的経費がほかの年度に比べて突出していた場合、人口減少や高齢化の進展の中で、毎年それを維持するだけでも大変になります。実際に26年度は、本市の総合管理計画の中にも記載がされてありますが、豊原、皿垣、有明、中山の4つのコミュニティセンターが建設されていますし、また、市民武道場の改築も行われています。

26年度の投資的経費がほかの年度に比べてどうなのか、そのところまでの比較はやって

いませんが、例えば、大川市では10年間、みやま市では5年間の投資的経費の平均額を出して、それを基準に試算を行ってあります。5年間、10年間などのスパンで平均を出して、これを基準にするほうが、より現実的で実効性のある試算が行われると考えますが、そこのところはいかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

本計画の策定当時は、平成26年度分の固定資産台帳しか整っていなかったため、この年度分のみをもとにした財政シミュレーションといたしました。しかしながら、議員がおっしゃいますとおり、複数年の平均値を基準として試算することにより、より現実的な数値を算出することができると、このように考えます。

今後、この計画書自体を更新する際には、そのような考え方をういた試算を行いたいと、このように考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

それから、大規模改修費用が財政シミュレーションの中で本市の財政シミュレーションですね。中で既に反映されているとの答弁でしたが、どうもこの大規模改修についての考えが、本市の場合、ほかの自治体と違うように感じます。

それでは、ここで建築物の更新費用について、総務省提供の更新費用試算ソフトでは、どのような条件で試算を行ってあるのか、大規模改修費用の試算条件も記載されてありますので、ここで紹介したいと思います。

それで、配付資料の1枚目をごらんいただけますでしょうか。

この資料は、みやま市公共施設等総合管理計画の21ページの写しになります。

まず、資料の一番上ですね。4、将来の更新費用の推計とあります。「公共建築物の更新費用の推計は、一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」の試算条件をもとに実施しました」と、このようにありますが、みやま市は総務省が推奨して提供しているソフトを使ってあります。

ちなみに、大川市も同様のソフトを使っているので、大川市の場合もこのこと同じような条件になっております。

次に、(1)計算方法ということで、これは耐用年数経過後に、現在と同じ延べ床面積で更新するという仮定してあります。

また、(2)の耐用年数については、標準的な耐用年数とする60年を採用と。

次に、大規模改修、これは耐用年数のちょうど中間になりますけど、建設後30年で行うものとししますと。

(4)の更新単価、これは平米当たりの建築単価になります。公共施設等の種類により建物

の構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定価格等をもとに4段階の単価を設定しています。この単価は、落札価格ではなく、予定価格または設計価格を想定していますということで、これは下の表に4つに分類されて、各更新単価というのが記載されているところです。

それで、ここの更新単価については、柳川市は原則として、ここの部分を取得価格で設定しています。

次に、(5)大規模改修単価、ここは重要ですけど、建てかえの建築単価の6割と想定してあると。これも下の表に大規模改修単価ということで記載があります。

それから、建築の経過年数が31年以上50年までのもの、これは今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算すると。

次に、経過年数が51年以上のもの、これは大規模改修は行わずに建てかえるものと計算すると。

で、耐用年数が超過しているもの、これは今後3年間で均等に更新するものと計算しますと。

このように、総務省が提供した試算ソフトの条件のもとに、みやま市、大川市ともこれに当てはめて財政シミュレーションを行ってあるということで、ちょっと紹介いたしました。

それから、先ほどから出ていますが、この総務省の指針の中には予防保全型維持管理という言葉が出てきます。これは不都合が生じてから修繕を行う、今までの一般的であった事後的な管理手法に対して、予防保全型とは、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持、回復を図る管理手法です。

この考えが大規模改修の考えにもつながっています。また、大規模改修を施すことで耐用年数が延びますが、固定資産台帳上でも建物の資産価値の増加をもたらすと言われています。

それでは、大規模改修費用について、本市の総合管理計画には記載されてありませんが、本市の場合 柳川市の場合ですね、大体どれくらいの費用がかかるのか、推計はされてありますでしょうか。

財政課長（島添守男君）

総合管理計画における財政シミュレーションには、平成26年度同様の改修費用や修繕、維持管理費用が今後も繰り返されるという前提で大規模改修費用を含んでおります。したがって、施設ごとの改修費用を積み上げた金額として推計しているわけではございません。

そこで、これから策定しようとする個別施設計画の中で、どの施設を今後も存続させ、より寿命を長く延ばすために、どういう改修が、どの時点で必要になるかという、より具体的な見込みを施設ごとにまとめていこうと、このように考えております。

以上です。

4番（浦川和久君）

何か答弁を聞いていると、客観的な全体把握ができないまま、計画が進んでいきそうな気がします。答弁では、26年度同様の改修費用や維持管理費用が今後も繰り返されるという前提で大規模改修費用を含んでいるということですが、大規模改修を含んでいると言われても、私はにわかには信じがたいです。

それで、配付資料の2枚目を見ていただけますでしょうか。

まず、この表は、柳川市、みやま市の公共施設等総合管理計画に基づき作成しています。表中の数値は3カ所だけ、私が計算して入っていますが、それ以外は総合管理計画の数値をそのまま記載しています。表は、左から番号、次に項目、柳川市、みやま市という並びで構成しています。

なぜみやま市との比較かと申しますと、隣の市という意味合いもありますが、表中の3番ですね、インフラ資産のところ、波線を打っていますけど、このインフラ資産に関しては、将来も削減せずに維持管理する方向性ですので、ここの費用が固定となります。で、柳川市、みやま市ともほぼ同額ですので、ほかの部分で比較がやりやすいという点にあります。

それから、公共施設の機能別の内訳は、両市ともに学校教育系施設が5割前後を占めており、柳川市が全体の51.4%、みやま市が46.5%という状況にあります。

それから、建設から31年以上の建築物が占める割合は、柳川市が43.7%、みやま市が38%という状況です。

それでは、表の一番上から説明したいと思います。

まず、この1番が公共建設物の整備量、いわゆる保有量になりますが、この延べ床面積です。柳川市が24万平米、みやま市が16.6万平米、これは柳川市の約68%に相当します。

それから、2番、今後40年間の更新費用について、これはシミュレーションで計算してあります。今後40年間の更新投資費用について、まず、2番の公共建築物ですね。これが柳川市は370億円、建てかえのみで計上してあります。大規模改修費用はゼロ円です。その理由は、先ほども答弁ありましたように、26年度ベースの経費に計上されているという理由でゼロ円ということだそうです。

それから、みやま市の場合、更新費用の合計額で64,180,000千円と、これだけの額がかかりますよと、みやま市は計上されてあります。その内訳として、建てかえ費用が327億円、これは柳川市の建てかえ費用の88%に相当します。みやま市の延べ床面積が柳川市の68%相当ですので、それから考えると、割と高い費用額になっていると思います。それから、大規模改修費用が31,480,000千円が計上されています。そのようなことで64,180,000千円と、合計がですね。

それで、公共建築物の更新費用の総額は、みやま市に比べ柳川市は27,180,000千円少ない額となっています。

次に、インフラ資産です。これは固定の部分と捉えてください。柳川市が854億円、みやま市が86,120,000千円と、ほぼ同額になっています。

それから、4番が40年間の更新費用の総額です。これは公共建築物とインフラ資産の合計になります。柳川市が1,224億円、みやま市が1,503億円とあります。

それから、5番の40年間の投資的経費の見込み額、ここは重要な金額になります。柳川市の場合は、平成26年度の行政実績をベースにした考えだそうですが、計画の中で明確な記載はありませんので、計算で求めました。40年間の更新費用の総額1,224億円から、次の下の6番ですね、この不足額233億円を引くと991億円になりますので、これが40年間の投資的経費の見込み額と、本市の場合、考えていいのではないかと思います。

なお、総務省の指針ですね、これでは計画に記載すべき事項として、充当可能な財源の見込み等とありますので、もう少しこのところは明確に記載をしてほしかったなというところがあります。

次に、みやま市の投資的経費の見込み額は1,365億円です。それで、平成23年度から平成27年度の5年間の投資的経費の平均額を基準としています。年間3,590,000千円、これを基準として、40年間で1,365億円、みやま市は投資できますよという計算ができています。

次に、下の6番、今後40年間における不足額です。これは総合管理計画にも記載はありませんけど、柳川市でマイナス233億円、みやま市がマイナス133億円ですね。そういうふうになっております。

それから、7番、40年間の公共建築物への投資的経費見込み額、これは計算で求めました。いわゆる建築物にどれくらい40年間で投資できるかという額なんですけど、柳川市が137億円、みやま市が50,380,000千円という数字になっています。

それで、5番の40年間の投資的経費の見込み額というところに注目してください。ここで374億円もの、みやま市との差があります。柳川市はこれだけ低い額にかかわらず、この額の中に大規模改修費用を含んでいるので、計上する必要はないという理由です。この額で大規模改修費用が含まれているとは、私は到底思えません。というような形になっています。

それで、今後40年間での公共建築物の更新費用の推計額が、柳川市が370億円、あと冒頭話しましたが、みやま市が64,180,000千円、大川市が652億円です。両隣の市とはシミュレーションのやり方の違いで300億円近い差が出ている状況です。本当にこのシミュレーションのまま、柳川市のシミュレーションのまま進んでいいのか、本当に大丈夫なんでしょうかと思いますが、ここで提案しますが、建てかえ費用は既に計算してあります。ただ、この建てかえ費用の試算の仕方にも議論の余地はありますが、そこは置いておきます。

まず、長寿命化計画の策定の前段として、大規模改修費用を総務省提供の更新費用試算ソフトを使って試算されてはどうでしょうか。その結果がどうあれ、真摯に受けとめ、明確な全体把握を行う、ここが将来に負担を残さないための計画の出発点になるのではないでしょ

うか。

公共施設等総合管理計画に関して、自治体からの問い合わせを総務省が取りまとめたQアンドAがあります。その中で、1つ紹介したいと思います。

問いが、「財政状況が良くないため、更新費用や財源見込みを試算すると、ほとんどの施設を廃止しなければならなくなり対応に苦慮しているが、どのようにしたらよいのか」と。総務省の答えが、「公共施設等総合管理計画における将来の更新費用や充当可能財源の見込みは、あくまで試算であり、計画上で必ずしも収支が均衡している必要はない」と。それで、「将来にわたって公共施設等を適切に維持管理・更新していくことができるよう、必要な対応方針を検討することが重要。なお、必ずしも施設の廃止による更新費の削減だけで解決を図る必要はなく、光熱水費等の施設の維持管理費の削減や人件費削減などの行政改革の推進により、公共施設等の更新費用に充てる財源を拡大する等の対応を想定し、計画を策定することも考えられる」というような、QアンドAで記載がされています。

まずは明確な全体把握ですね、不足のない全体把握、ここが大事だと思います。それができてこそ、実効性のある対策も、知恵も出てくるのではないのでしょうか。

総務省の試算ソフトは無料でダウンロードできます。固定資産台帳も整備されていますので、そう大した時間も要しないと考えます。やられてみてはどうでしょうか。もう一度。

財政課長（島添守男君）

議員の御意見を参考に、総務省が推奨するソフトによる試算を行って、これを参考に、来年度から行います個別施設計画の策定に取り組みたいと、このように考えます。

以上です。

4番（浦川和久君）

ぜひ納得のできるものを期待していますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、浦川和久議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後1時49分 休憩

午後2時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、7番熊井三千代議員の発言を許します。

7番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

1 回目は壇上から質問させていただき、2 回目からは自席より行いますので、よろしくお願いたします。

本日は3点質問させていただきます。

まず1点目、代読・代筆支援の充実についてでございます。

私たちが日常生活を送る上で、情報を知るための読むこと、自己表現のための書くことは欠かせない行為です。読み書きに支障がある方々に対する意思疎通支援は、社会参加の機会の確保と、地域社会の共生を実現するものとして大変重要な支援です。

しかし、視覚障害者には、これが十分には保障されていません。現在、聴覚障害者のための手話通訳や要約筆記者の派遣はある程度行われていますが、読み書き支援について取り組んでいる市町村はほんのわずかです。

障害者だけでなく、高齢化が進む中、読み書きが困難な方々がふえている昨今、その必要性は今後増加の一途であると推察されます。あらゆる場所で読み書き支援をいつでも受けられる仕組みづくりが必要であり、さらには、守秘義務の知識や代読・代筆の技術を備えた専門支援員の養成も重要だと考えています。

また何より、読み書き、情報支援の必要性を多くの方に知っていただけるように、どのように広く啓発していくかが大きな課題だとも感じています。

国レベルでの法整備においても、改正障害者基本法に、情報バリアフリー化の一環として、読み書き支援サービスを国や地方自治体に求める規定が盛り込まれています。また、障害者総合支援法の実施要綱に、自治体が行う支援の一つに代読・代筆が明記されており、さらに誰もが読み書きに困らない社会へ、支援の充実が求められているということです。

本市においても、読み書きが困難な高齢者や障害者の方々が、現代の高度情報化社会の中で生活を営み生きていけるように、情報支援の充実に向けた取り組みを開始すべきだと思います。

そこでお尋ねいたしますが、独力で読み書きができない高齢者や障害者等が増加していることを行政としてどのように受けとめておられるのか、また、これまでの対応についてお聞かせください。

壇上からの質問は、これで終わらせていただきます。

福祉課長（平田敬介君）

熊井議員の質問にお答えします。

平均寿命の伸びや高齢化の進展で、読み書きに支障がある、そのような高齢者の方、高齢の障害者の方の割合も増加していると思っております。

昨年、民間生命保険会社の研究部門が公表したところでは、平成28年の簡易生命表などから健康寿命も伸びているが、平均寿命との差は依然として長いという分析結果が報道されております。したがって、そのような高齢者もふえていくかと思っております。

本市では、市民の皆様が読み書きの能力も含め、身体機能をできるだけ維持し、また認知症を予防するなど、健康で長生きしていただけることを目指して、介護予防事業を初め、保健事業、老人クラブ活動助成、健康づくり出前講座などいろんな事業に取り組んでいるところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、元気で長生きしていただくような社会の仕組みが必要でございます。

今現在、行政窓口で代筆等を求められた際に、どなたがどのように対応されているのか、お聞かせください。

福祉課長（平田敬介君）

今回、質問が事前の通告がございましたので、実際に市の窓口等で代筆や代読がどのように行われているかを調査を行いました。

その結果を申しますと、過去1年間に窓口で代筆を依頼されたことがあるという課は11課、11の課です。全体の約4分の1です。件数は年間で約1,550件ありました。また、代読を依頼されたことがある課は、3課で40件あったということです。

逆に、過去1年間で代筆・代読を頼まれて断ったケースはありませんでした。

代筆・代読ともに窓口で対応する担当職員がしていることが多いようですが、中には窓口で対応している職員以外の職員が代筆をし、代筆した職員の住所氏名を申請書の裏面に書いて本人からの確認の拇印をもらう、そういうふうなルールを課内で決めて行っているところもあります。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

応急的に窓口でお願いされたときは、しっかり対応をしていただいているということですが、読み書き、代読・代筆支援サービスとは、高齢者や障害者等で日常生活や就業、学習、趣味の場において、読み書きに不自由のある方に代読・代筆のお手伝いをするを目的にする活動です。これを公的サービスとして位置づけて実施する自治体が徐々にふえてきております。これは高齢者や障害者が読み書きする権利、読書権保障の実現に向けた取り組みです。本市においても取り組むべき喫緊の重要な課題だと考えております。

そこで提案させていただきますけれども、本市でも職員や訪問サービスに従事されている方々やガイドヘルパー、音読ボランティアさん等を対象に、守秘義務や読み書き支援の技術を学んでもらう講習会の機会をぜひ設けてもらって、サービス提供者を育成していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

訪問サービス、それからガイドヘルパーさん等いらっしゃいますが、訪問サービスに従事するホームヘルパーさんは、利用者の自宅での代読・代筆は可能というふうに言われております。また、ガイドヘルパーさんについても、同行先での代読・代筆はガイドヘルパーさんの仕事である同行援護事業の中に含まれているというふうにされておりまして、それらの方につきましては、守秘義務を含めて、代読・代筆に当たっての支援技術や注意点などはサービス提供上必要な研修として、サービス事業所において行われているものと考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

もちろん、今、訪問サービスとかでお宅に行かれたときには、ちょっとこの封筒を読んでとかいうのは、もちろん行われていると思うんですけども、しっかりした守秘義務を守るとか、読み書きの技術を学ぶとかいう支援は、事業所にあって今現在行われていることなんでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

一応事業所の運営の指針の中にそのようにうたっておりますので、特に同行援護等については、またホームヘルプ事業の中でも、読み書きの手伝いについてはその業務の範囲内にあるということと言われておりますので、それぞれの事業所において注意する事項等については指示を出してあると思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

わかりました。

では、法的にも情報バリアフリー化の一環として、情報支援サービスを自治体に求める規定が盛り込まれています。読み書きの代行サービス、情報支援サービスを本市の福祉計画の中に盛り込んでいただき、正式に公的サービスとして位置づけることに対してのお考えをぜひ聞かせていただきたいと思っております。

訪問サービスの中で、ちょっと読んでとか、これちょっと書いてとか、そういう訪問サービスの中でちょっとしたもので頼まれるとかじゃなくて、しっかりした代読・代筆サービスとして、これだけお願いしたいという人が今は少しずつ出てきていると思うんですね。だけんそういうのを、しっかりした公的なサービスに結びつけていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

現在、見直し策定中の障がい者福祉計画には、情報アクセシビリティに関する基本的な考え方のところで次のように記載をしております。

読み上げますと、「障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。」としております。

したがいまして、支援が必要な高齢者などに対する代筆・代読支援については、今後、障がい者福祉計画に基づき具体的施策を進めていく中で検討していきたいと思っているところでございます。

なお、現在の本市の意思疎通支援事業は、冒頭、熊井議員がおっしゃったとおり聴覚障害者に対する支援が主でありまして、手話奉仕員の派遣や設置、養成を行っているところです。また、視覚障害者の方には、先ほどの同行援護や居宅介護サービスの中で、代読・代筆の支援も本人の要請に応じて行っているところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

意思疎通の支援事業の中で考えていきたいということですがけれども、先ほども申し上げましたように、先進地では講習会を受講した専門技術を習得した、読み書き情報支援員という立場の人を雇用して、公的なサービスとして要請のあったお宅へ派遣するサービスを開始している地域も今出てきております。個人情報にかかわる内容も多いもので、ボランティアでなくプライバシーが確保される公的サービスとして提供されなければいけないと思っております。本市においても、こういうふうに変読・代筆という確立した、しっかりしたサービス、1項目としてのサービスを実施していただきたいというふうに、今現在でも30分200円という支援事業として行われている地域もあるようですけれども、いかがでございましょうか。

福祉課長（平田敬介君）

先ほど30分200円でそういう支援をしてあるということも、熊井議員のほうから事前にお聞きしておりましたので、それを参考に先進自治体の一つであります東京都のある区にお尋ねをしました、電話ですけれど。その区では、区役所の支所に当たる13のセンターに福祉の相談窓口を置いているということです。

その相談窓口は、区の社会福祉協議会に運営委託をしてありまして、そこには、いろんな相談があっているということで、一例として話されたことは、区役所から通知が来たが、何が何だかよく分からないと、字も細かったり、意味がよくわからないというようなことで来所されてきた方に対して、わかりやすく読んで要約をしたり、かわりに結果的に書いたりするというので、区の職員や社協職員が代読・代筆をするということがあがるそうです。これを読み書き代行サービスというふうに呼ぶこともあるそうです。

また、日常生活のちょっとした困り事の相談に対して、地域の方が有償のボランティアの支援員として、可能な範囲で手伝うサービスを制度化してありまして、このサービスが1回

30分、200円の利用料で、支援する方も同額の200円の謝礼で、買い物の代行や季節家電の出し入れ、電球の交換、資源ごみ出し、そして代筆や代読などをされるということもあるそうです。

以上をお聞きしたわけですが、この自治体では、読み書き中心の支援というよりも、身近な相談窓口や有償ボランティアの活動の中で、結果として読み書きの支援も行うということでありました。

本市におきましては、先ほど窓口での代筆・代読の実態を申し上げたとおり、直近1年間で1,550件の代筆や40件の代読をしております。

また、市内に5カ所、在宅介護支援センターを置いておりますが、そちらのほうでも申請書などの代筆を行っておりまして、5カ所で年間100件を超える代筆と代読があったというふうに報告を受けております。今のところは、市の窓口で申し出されたり、在宅介護支援センターを御利用していただけたらと考えているところでございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

高齢者のお宅をお訪ねすると、開封されていない封筒とか、市役所からの通知とか、あと督促状とか、意外とそのまま放ってあるところがよく目につくし、見たくない、もう字が小さいからという人もかなり少なくないような気がしますので、こういうサービスが今は、今のサービスの中で行われているかもしれませんが、だんだんと近所の方をお願いをするとかいう雰囲気的なものがなくなったりしてきたら、頼める方もおられませんので、こういうサービスが公的なサービスとしてあったらいいなという声もかかるかもしれませんので、しっかり調査研究を進めていただきたいと思います。

今、冒頭に代筆とかを求められたらどうやっているんですかとお尋ねしたときに、1,550件ぐらいの方の申し出を受けているとか、あと代読も40件ぐらい受けているとか、それとあと、市内5カ所にある在宅支援センターも、年100回ぐらいの支援の申し出にお応えしているというふうな御答弁をいただきました。まず職員が、こういう代読・代筆というサービスの講習をしっかりと受けていただいて、支援を行うことを示す表示を窓口に出していただく、設置していただくと、もっと代読・代筆をお願いしたいなという人が、言いやすくなると思いますので、やさしいサービスとして、こういう代筆・代読をしていますよというふうな表示を設置していただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

障害者差別解消法でも、行政機関がその事務事業を行うに当たり、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められております。

その合理的配慮の提供事例に、視覚障害者の希望を踏まえ職員が代読・代筆をするように

とするような例示もっております。

先ほどから申し上げておりますとおり、視覚障害者に限らず、高齢者などで支援を求める方には、実際に代筆・代読の支援を行っております。

先月、柳川庁舎1階の南側カウンターも全てローカウンターに改装したところですが、お客様との距離感も非常に近くなりました。職員間では、代読・代筆の際に注意することや手順などのルールを統一するなどいたしまして、各窓口には読み書き支援の表示案内をするように検討をしていきたいと思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

代読・代筆サービスは、冒頭に申し上げましたように、本格的な公的サービスとして取り組んでいる地域がまだまだ多くはありません。サービスを開始している地域では、必要や潜在的ニーズの高さが報告されております。本市においても、安心して暮らせるための具体的な支援メニューの充実の一つや、また、高齢者生活応援事業としてこの代筆・代読の情報サービスの実施に向けて調査研究をしていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

ヘルプカードの配布についてお尋ねいたします。

ヘルプカードとは、障害のある方、認知症のある方、妊娠している方などの中には、手助けが必要であっても外見では不自由や障害に気づかれない人、コミュニケーションがうまくできずになかなか伝えられない人がいます。このような方々が身につけておくことで、周囲の人が困っていることに気づいてくれるようにつくられたカードです。カードには、その方が手伝ってほしいことが書かれております。

福岡県では、県民の皆様とともに、県内に思いやりの輪を広げ、誰もが住みなれた地域で安心して生活していただける共助社会を目指すものとして、ヘルプカードを県は導入しております。導入は、都道府県では東京都に次ぎ全国で2番目で、周囲の手伝いが必要な方ならどなたでも利用可能となっております。

そこで、お伺いいたします。本市のヘルプカード配布状況と、ヘルプカード配布については市民の皆様へどのような情報発信をさせていただいているのか、お聞かせください。

福祉課長（平田敬介君）

熊井議員の質問にお答えします。

熊井議員の言われるとおり、ヘルプカードは福岡県が作成をしまして、平成28年1月から、県内の標準様式として、その活用の普及啓発を進められているものです。これが現物で、（現物を示す）このカードは東京都に次いで福岡県が2例目ということで、先ほどおっしゃったとおりですけど、この中にある赤の中に白抜きの十字とハートマークですね、この

部分がヘルプマークと言われて、これは東京都から始まって、京都府とか幾つか、もう10ぐらいの県にマークのほうは普及されているそうで、福岡県のほうがこのカード方式にしてあるということを知っています。

本市ではこのカードを、県のほうから送られてきましたので、柳川庁舎の総合案内と福祉課、それと大和、三橋の市民サービス課の窓口において、必要な方には配布をするようにしております。

ただ、このカードに関する情報発信については、窓口で配布できるようにしているだけで、市民の皆さんに対する具体的な取り組みをしたことはございません。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

はっきり具体的な取り組みをしたことはないと言っています。具体的な取り組みをしている市町村もあって、ホームページにしっかり載せてあります。このカードは、周囲に必要な支援がはっきり伝わりますので、便利で、とりわけ目に見えない障害を持った方々にとっては心強いツールになっていると思います。手助けが必要な方は、どなたでも利用できるカードになっておりますので、ぜひ、これからは市民へ広報を強化していただきたいと思います。いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

このヘルプカードにつきましては、県のほうでは、市町村の福祉担当窓口で配布をしているという広報を幾らかはしてあるようですが、それだけでは十分ではないと思います。市のほうでも、特別な取り組みを今までしていませんでしたので、市からの広報も強化をしたいと思います。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

まず、市民の方への広報もなんですけれども、このヘルプカードは誕生からまだ浅いので、十分周知をされていません。一人でも多くの方がこのヘルプカードを認識してくださって、存在意義が活かせるように、また手助けを必要とされる方々の安心につながればという思いでいっぱいです。

このヘルプカードを知っていただくことがまず第一歩、思いやりの第一歩だと思いますので、ヘルプカードについて、市民や事業所への周知についても取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

おっしゃるとおり、このヘルプカードが有効に活用されるためには、このヘルプカードを

持っている方が内部障害であったり、妊娠初期であったり、例えば自閉症やったり発達障害やったり、外からはわかりづらいけど障害などを持ってあるという方ということですので、それが周りの人に伝わらないと、ヘルプカードを認識してもらわないと支援につながりません。

そういうことで、福岡県の広報、啓発がどのようになったか、先ほど福岡県のほうにちょっとお尋ねしてみましたが、ちょうど1年前の3月12日から31日までの20日間、西鉄天神大牟田線を利用して電車内に広告がされたというふうに聞いております。ことしはそういう電車内の広告の予定はないようですけれども、現在、カードの大きさや素材、これは今はただの厚紙ですけれども、これを素材をちょっと見直したいというふうに言われておりました。

いずれにしても、先ほど来言いましたように、市としましても市報やホームページで紹介をして、ヘルプカードの普及啓発に取り組みたいと思っています。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。

このヘルプカードは、裏に自分が手伝ってほしいことを書かれるようになっていきますので、このヘルプカードを見せていただいたら、コミュニケーションがうまくとれない方も、支援が必要な、具体的な行動を書かれておりますので、手助けをしやすくなるカードでございます。

このヘルプカードを採用する自治体が少しずつふえてきております。その自治体の中に、市独自のオリジナルを加えたヘルプカードをつくってある市町村もあります。本市といたしましては、今までの答弁をお聞きいたしている限りでは、福岡県が導入したヘルプカードの周知徹底をしていこうというふうに答弁をいただいておりますけど、少しでも市独自のオリジナルティーが高くなったヘルプカードをつくらうかなとか思っていないんでしょうか。

福祉課長（平田敬介君）

市のオリジナルということですが、このヘルプカードが有効になるためには、やっぱり一目でヘルプカードというのが、柳川市民、福岡県民、ひいては日本国民の皆さんが共通で認識してもらおうということが重要だと思っております。

市の窓口も見てみますと、今までも福祉課の窓口を見てみますと、N T Tの電話お願い手帳とかあるんですね。それとか、S O Sカードということで、これどこか痛いですかとか、消防のほうでは活用してあるんですけど、耳が聞こえませんか、手話のできる方いませんかとか、避難所へ案内してくださいとかですね、こういうようなのも置いてあります。いろいろな支援を求めるためのツールというのがいっぱいありまして、何が有効かというのもちょっと迷うぐらいもあります

そういう中で、どんなふうにしたら一番支援の必要な方に有効かといったら、やはりオリジナルというよりも、この同じやつを日本国中に広めたほうがいいんじゃないかというふうに思っております。一目でわかるカードやマークというのが、やっぱり一番、それを全国民に広げてもらうのが一番じゃないかなと、それが効果的じゃないかなというふうに思っております。

ただ、先ほどのこれには裏側が白紙で、何をしてもらいたいかというのを書く欄があります。これは自分で書いてもいいようになっていますし、ここに、これをほしいという方が来られたときに窓口で幾つか印字といたしますか、これを印字してこのカードをつくってやることもできますので、そのような利用者の希望に応じたカードを作成といたしますか、裏面ですね、そういうのは検討してみたいなというふうに思っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

配布場所なんですけど、今、総合窓口とか、福祉窓口、三橋、柳川、大和庁舎の3庁舎で配ってあるようですけども、あとそういう関連の水の郷とか、あと在宅支援サービスの5拠点とか、そういうふうなところでも配布をされたほうがいいんじゃないかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

ヘルプカードは、日常生活ではもちろんのこと、緊急時や災害時の対応にも効果を発揮しますので、福岡県が早い段階から導入をしておりますので、必要な方にスムーズに配布できるように、これからも取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

3点目の質問でございます。子供のネット依存予防への取り組みについて質問させていただきます。

インターネット依存とは、インターネットの過剰な使用によって起こる問題のことを指し、行動が行き過ぎ、それによって健康や生活に重大な支障が出ている状況を言います。

ネット依存の専門外来で相談、治療に当たっている医師によると、ネット依存の大きな問題は若年化を指摘されております。治療に訪れる患者さんの約7割は未成年の方です。これまでの研究では、未成年者は脳の発達上、大人と比べて自分をコントロールする力が弱だけでなく、一度依存になってしまうと大人と比べて治りにくいことが示唆されております。

ネット依存の治療は、簡単に言うと当人に問題が起きていることの自覚を促して、利用時間を減らし、やめる決断ができるようにサポートしていくことです。しかし、治療はなかなか難しく、ネットに触れない生活を送るのは、今の世の中ほぼ不可能です。一般的にネット依存と聞くと、スマホを手放せない状態、ちょっとネットを使い過ぎている程度と軽く考えがちですけども、実際はもっと重大な問題があることを周知していく必要があります。

例えば、子供たちがゲームに没頭すると、学校に行かず部屋にこもり進学も難しく、将来が危ぶまれかねません。未来を担う子供たちがこのような状態になってしまうことが、本人にとっても社会にとってもいかに損失が警鐘を鳴らし続け、国を挙げて予防するための対策を考えていかなければならないと痛感しています。

そこで、伺いたいします。インターネットと一口に言っても、LINE やツイッターなどソーシャルネットワークサービス、ゲーム、動画閲覧、ショッピング等さまざまですが、これらの一日の使用時間等の調査をされたことがありますか。また、実際されていたのであれば内容をお聞かせください。

学校教育課長（木下 隆君）

熊井議員の御質問にお答えいたします。

インターネット等の使用時間等の調査をされたことがあるかということでございますが、平成29年度に大和中学校区の6小学校と柳南中学校が調査をしております。

調査結果について申し上げますと、小学校では、学校や個人によって差はありますが、使用時間は、少ない児童で平均10分程度、多い児童で平均2時間となっております。

中学校では、每日一、二時間使用が約30%、3時間以上使用しているという生徒も17%という結果となっております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。調べていないんじゃないかなと思いましたが、よくぞここまで調査をさせていただいておまして、ありがとうございました。

答弁によりますと、大和中学校の校区の6小学校と柳南中学校で調査をしてあるということでしたけれども、平成29年に調査をさせていただいておる。この調査は、どういうふうな内容で調査を行われたのか、お聞かせください。

学校教育課長（木下 隆君）

どのような経過で調査をやっているのかという御質問でございます。

議員お尋ねの調査は、情報モラルアンケートと申しまして、ICT研究指定校の豊原小学校で始められました。その後、生徒指導部会の先生方が中心となり、大和中学校区の6小学校で自主的に実施しているという状況でございます。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

では、これは他の学校では行われていないということですかね。

学校教育課長（木下 隆君）

全部の学校では行われておりません。

以上です。

7番（熊井三千代君）

行われているところと行われていないところがあるんですけれども、やはりこのネット社会で、こういうふうなネット依存というのをよく耳にするし、今から問題になってきますので、一部の学校だけに調査をされずに、もしこれからこういう調査をされることがあれば、ほかの学校にも照会して、調査されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。あと、取り組みを検討していただいたらいいと思います。

内閣府でも、昨年、10歳から17歳の方の平日1日当たりの平均利用調査が実施されています。対象は全国の10歳から17歳の男女5,000人と保護者5,000人、調査結果で、利用時間は高校生が1日213.8分が最も長く、中学生では148.7分、小学生では97.3分で、前年度より5分多くなっています。また、ネットを利用する割合は前年度より2.3%ふえて82.5%。利用割合が最も多いのがスマホの56.4%、あとタブレットの26.9%、利用目的は動画視聴やゲームが増加傾向にあると言われております。国の調査と、一部でありますけれども本市の調査を比較してみますと、決してうちの調査も余り少なくないなと、国の平均と余り変わらないなというふうなことを感じました。

これまで本市で行われた子供たちのネット依存症への取り組みをお聞かせいただいて、また、子供たち自身、また御家庭で取り組んでおられる内容がありましたらお聞かせください。

学校教育課長（木下 隆君）

子供たちへのインターネット依存予防への取り組みはということでございますが、柳川市小中学校PTA連合会と柳川市教育委員会で協議を重ねて、子供たちのネットトラブルなどの未然防止を目的とする「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を定めました。

この方針では、小・中学生には携帯電話やスマートフォンは持たせない、家庭の事情でやむを得ず持たせる場合は、親の責任のもと持たせることを基本に、5つの約束を定めております。

この指針につきまして、学校を通して各家庭に配布するとともに、家庭教育講演会などにおいても配布し、内容の認知度を高めていくことに努めています。

また、PTAと連携して各家庭でのスマートフォン使用のルールづくりに取り組んでいるところでございます。

さらに、福岡県教育委員会が実施している、「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を市内全ての小・中学校で実施していますが、この事業の学習テーマの中にインターネットの適正利用があり、全ての小・中学校で外部講師を招いたりして、インターネットの危険性、ネットモラルなどについての講演会等を実施しております。

その他、小学校では道徳の授業や学級活動、中学校ではさらに技術家庭科などの授業においても情報モラルの指導を行っております。

次に、子供たち自身や家庭で取り組んでいることとしましては、決められた時間以降は使用しない。自室には持ち込まない。ゲームをする時間を決めておく。またゲームをしない日を決めるなど、家庭内でのルールをつくったり、それを書面にして目につく場所に張ったりして、周知徹底を図っております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

以前、スマホトラブルについて質問させていただいたことがあるんですけども、それ以降、しっかりPTAでも、学校での本人の取り組みでも、大分充実した取り組みをしていただいているんだというふうに、答弁を聞いて思いました。

小・中学校のPTA連合会と市の教育委員会が協議を重ねて、子供たちのネットトラブルの未然防止を目的に、携帯電話等の利用に関する指針、また、各家庭にそういう指針を配布し周知するなど、ルールづくりに取り組んであると。また、学校においてはインターネットの危険やモラル等について講演会を実施していますと。また、家庭でのルールづくりを行い、書面にして目につくところに張るなどして周知徹底しているというふうな答弁をいただきました。ぜひ、常に予防の警鐘を鳴らし続けていっていただきたいし、そういう意味でも、答弁いただいたように、学校、また家庭で書面にしたルールを掲示するなど、常に目につくような対策をこれからもとっていただきたいと思います。

ネット依存という言葉はわかっているけれども、子供たち自身、また自分がネット依存だという意識があるかどうかというところでは、すごく懸念されます。ネット依存の低年齢化で、小学生にも問題が広がっていると聞きます。年齢に合った呼びかけ、啓発が必要だと思います。今後のネット依存予防対策についてお聞かせください。

学校教育課長（木下 隆君）

議員おっしゃるとおり、以前はスマートフォンなどによるネット依存につきましては、中学生における問題として捉える機会が多かったところですが、近年のスマートフォンなどの普及により年々低年齢化し、小学校の低学年においても注意すべき課題となってきました。

確かに、このような状況下において、本市の小・中学校の中にも長時間スマートフォンを利用し、ネット依存ではないかと心配される児童・生徒もいると思われれます。このような児童・生徒に自分自身がネット依存であるという意識があるかと言えば、それは低いと考えております。

このネット依存の背景にあるのは、親がリスクを考えず、おもちゃがわりにスマートフォンを持たせることがあるとも言われております。このことから、まず、児童・生徒はもてるんのこと、保護者に対しての意識啓発を図っていくことが重要であると考えています。

このことから、先ほども答弁しましたが、家庭教育講演会などの講演会でネット依存の怖さを伝えるほか、柳川市小中学校PTA連合会と柳川市教育委員会で定めた「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」の徹底を図るため、各家庭宛ての保護者だよりなどを通して、各年齢に応じたスマートフォン等の使用に当たってのルールづくりを行っていきたいと考えています。

また、さらに重要なこととして、児童・生徒自身にスマートフォン等の長時間使用がネット依存症という病気につながることを理解させ、ルールづくりの必要性について考えさせることが重要であると考えております。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございます。ネット依存予防への取り組みは、やってもやっても、内閣府の調査でもわかるように、年々利用時間も、利用の割合も増加している傾向であります。しかしながら、やり続けなければいけない重要な課題だと思っております。どうか、地域、保護者、学校が連携した取り組みを続けていただきたいと思います。

年内に改定される世界保健機構（WHO）の国際疾病分類（ICD）にゲーム障害という病名が収載されることになりました。このことは、ネット依存問題が深刻なことと問題提起されていると深く受けとめていかなければならないと思いました。

また、学校ではデジタル教科書導入やプログラミング教育が始まります。今よりもっと子供たちがモバイル端末を手にする機会が圧倒的にふえてまいりますので、子供たちの安心・安全な利用のための普及啓発等の取り組みとして、保護者を含め年1回、各学校でネット依存から子供たちを守る内容の講演会を、外部講師を迎えて行っていただきたいと思います。今もやってあるということなんですけれども、やってある学校も、ない学校もあると思いますので、なるだけ全校、年1回、こういう講演会を開いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

教育部長（田尻主範君）

子供たちに安心・安全な利用のための普及啓発などの取り組みとして、保護者も含め、年1回は講師を迎えて講演を行ってはどうかという御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、今後ますます子供たちがモバイル端末を手にする機会はふえてくると考えております。

本市では、先ほど学校教育課長が答弁をいたしました、「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識事業」を活用いたしまして、各小・中学校、年1回は児童・生徒及び保護者が、インターネットの適正利用について一緒に学ぶ機会として講演会等を実施しておりますし、今後も実施していきたいというふうに思います。

ネット依存症対策は、保護者の協力がなければ対策できない問題ということで認識してお

ります。今後も引き続きこのような機会を通しまして、ネット依存の怖さなどについて啓発を図っていきたいというふうに考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。

最後になりますけれども、東京都の第2回青少年問題協議会の総会でのネット依存対策案の説明書の中に、乳幼児に対するスマホ守について言及されたところがあります。このような行為が子供の健全な発達を妨げるおそれがあるという、日本小児科医会の指摘などが紹介されておりました。スマホ守については、核家族化によってどうしても子育てに手が足りない世帯等もあるのが現実であることは理解しますけれども、適切な利用等を保護者や育児にかかわる方々に向けて、早くから呼びかけが重要だと思います。

そこでお尋ねいたしますけど、スマホ守利用状況についての情報を子育て支援センター等より聞かれておられましたらお聞かせください。

また、幼児期の子育て中向けへのネット依存予防への呼びかけをぜひお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

子育て支援課長（乗富由美子君）

スマホ守利用状況についての熊井議員の御質問に、まずお答えいたします。

まず、スマホ守とは、スマホ育児、スマホ子育てとも呼ばれており、スマホやタブレット端末を育児に利用することです。具体的には、乳幼児に端末を渡して遊ばせておく、しつけや知育用のアプリを利用する、親がスマホを操作しながら育児をするということになります。市の委託事業として、子育ての講習会の開催や、悩み、不安を相談したり、子育て親子同士の交流、地域の子育て情報の提供などの事業を実施している子育て支援センターからスマホ等の利用状況について尋ねたところ、子育て中の親は小さいころからスマホが当たり前の時代を生きてきて親になっているためか、子育ての情報はネットからが断然多く、ネットの情報に振り回されて不安に陥る人も少なくない状況でございます。特に気になる授乳中のスマホ利用は100%に近いといっても過言ではないということを聞いております。

そして、2点目の幼児期の子育て中向けへのネット依存予防への呼びかけをとの御意見でございますが、行政としても取り組んでいく課題であろうと考えております。

具体的には、先ほどの子育て支援センターつどいの広場では、子育てセミナーや講演会、座談会などでスマホやネットの利用が子供の発達にとってどのような弊害があるのか、どのような使い方をすればいいのかを繰り返しテーマとしてネット依存予防に取り組んでおります。利用者の方からは、「ネットの情報が全てだったのが、ここに来ると、直接人と話す中で子育てのヒントをもらい、ネットにない情報が得られ、自分なりに考え、やってみたりできるようになった」、あるいは「スマホを見ながらの授乳をやめてみたら、赤ちゃんが自分

を見ていることに気がついた」などの声が寄せられているとのことでございます。子育て支援センターつどいの広場の広報やホームページなどでも、ネット依存予防のための啓発に努めているところでございます。

また、保育所の取り組みとして、ネット依存予防をテーマとした講演会、研修会に保育士等を参加させて保護者に呼びかけを行ったり、保護者の集まりの中で話をしたり、園だよりの中での啓発をされておられます。

それと、市が発行している母子保健・予防接種ガイドブックの中でも「見直しましょうメディア漬け」として、一般社団法人日本小児科医会からの情報を掲載するなど啓発に努めているところでございます。

今後も、ネット依存予防に向けて啓発の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

7番（熊井三千代君）

ありがとうございました。しっかり情報収集をしていただきまして、ありがとうございます。まず対策は情報収集からと言いますので、しっかり対策をお願いしたいと思います。

今回、ゲーム障害という病名が収載されたことを深く受けとめて、質問の内容に取り上げさせていただきました。ネット依存への取り組みをこれからも強化していく必要があると思いますし、しっかりネット依存のことを呼びかけていっていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時49分 休憩

午後3時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、15番緒方寿光議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。早速、市民の皆様からいただきました多くの貴重な意見、また提案をもとに今定例会での一般質問を行います。

本日最後の登壇者になります。60分の限られた時間ですので、内容のある議論をよろしくお願いいたします。執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

今回の私の質問は、大きく3つです。

質問の1つは、これまでの2回の入札が不調に終わっている市民文化会館の今後の方針に

ついてお聞きします。

特に、2回の入札不調後から今日まで、市民の皆様方からこの建設方針についてさまざまな声を数多くいただいております。例えば、率直な声として、今この東京オリンピック前の時期に労務単価の高騰、そして資材費が高騰している中において早急に建設する必要があるのか、建設を急ぐ必要はないのではないかと。そしてまた、市民文化会館建設を最優先にすることよりも、現在人口が毎年700人減少しておる柳川市において、社会保障費が今後ますます増大していくと予想されている本市におきまして、市の財源を生んでいく企業誘致実現のために市の財源を投資していくべきではないかと、これが最優先ではないかという声もあります。さらには、雨漏りや外壁落下などで老朽化している市役所を、庁舎統合を含めて市としてまずは進めるべきではないかという声もあります。

そしてまた、現在の生活道路の老朽化、そして道路危険箇所もまだまだ数多く残っておりまして、この建設の財源があれば、まずは最優先順位として生活に密着している生活道路の維持管理や危険を解消することにお金を使うべきではないのかという声もあります。

そしてまた、柳川市は新クリーンセンターの建設、そして火葬場の建設など大型施設の建設を控えております。このことに加え、市民文化会館の建設を進めていく中で、本当に市の財政は大丈夫か、大丈夫と言い切れるかなど、市民の数多くの厳しい声があります。

まだまだたくさんの市民の意見がありますが、この意見につきましては自席にて改めて意見や提案をまとめ述べさせていただきたいと思っておりますので、率直に市長にこの件については御質問をさせていただき、そして市長の見解、また今後の方針をお聞きしたいと考えます。

質問の2つは、企業誘致実現へ向けての方針を具体的にお聞きします。

まず初めに、これまでトップセールスのあり方並びに新年度での市長の方針、また、2点目には市の企業誘致実現へ向けての具体的な施策をお聞きします。特に新年度の平成30年度におきましては、ピアス跡地に残っている建屋の解体が予定されております。そこで、企業誘致実現へ向けて、市の施策をお聞きいたします。

質問の3つは、市内で最も危険とされる交差点改良の工事についてお聞きします。

具体的には、皆さん御存じのように横橋交差点の改良工事の進捗状況、そして今後の方針をお聞きしたいと考えます。

この件につきましては、これまで地域の住民の方々や学校関係者の方、そして学生をお持ちの父兄から多くの要望を受け、この場でたびたび質問もさせていただいております。改めて4月から新入生となられる小中学生、高校生をお持ちの父兄の皆様から数多くの御意見を改めていただいておりますので、再度質問をさせていただきます。

以上3つが私の質問の柱となります。

なお、質問の順位は、まず初めに企業誘致実現へ向けての市長の方針、そして2番目に、

市内で最も危険とされる横橋交差点改良工事はどうなっているか。そして最後に、入札不調の市民文化会館建設をどうするのか。この順番で進めさせていただきたいと思います。

これから先の具体的な質問は自席から一問一答方式で行います。執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をよろしくお願ひいたします。

壇上からの質問は以上です。引き続きまして、自席より私のほうから質問します。

15番（緒方寿光君）続

初めに、市長の企業誘致実現へ向けての方針について聞かせていただきたいと思います。

まず、ピアス跡地の活用方針についてお聞きします。

これまでの経過といたしまして、平成28年の12月議会で白谷議員から質問があつておりましたが、副市長より企業誘致の用地について使いたいという答弁があつておりました。そして、平成29年の9月議会において、伊藤議員の質問に対しまして、企業などへの売却により市の活性化に寄与する用途に活用したいという方針と。そして現在、この跡地を活用しやすい状態にするために測量や周辺水路護岸等の整備、そして土壌調査を行うと。条件整備を進めているということでありました。さらに、昨年12月の私の質問に対しまして、ピアス跡地は平成30年度に建物解体工事予定で並行して活用方針を検討し定め進めたいということでありました。また、これまでの間、市長におかれましては市民文化会館の建設地としての検討の話も出たことを記憶しております。

そこで、これまでの経過を見ておきますと、現時点においてこのピアス跡地が市として企業誘致へ向けての活用方針、この活用方針が市として明確に定まっていないのではないかと、いうことを強く考えるわけであります。

そこで、まず確認をいたしますが、このピアス跡地の方針につきましては、市として企業誘致の用地に活用するということによろしいのでしょうか。この点につきまして、市長の見解をお聞きしたいと思います。

財政課長（島添守男君）

緒方議員の御質問にお答えいたします。

ピアス跡地の活用につきましては、これまでも申し上げてきましたように、市の活性化に寄与する用途に活用するという方針で取り組んでおります。

そこで、この土地を有効に活用できる状態にするため、現在、土壌汚染対策法に基づく対処を含めて慎重に検討しながら建物解体設計の見直し作業を行っているところでございます。見直し作業を終えましたら、速やかに工事に係る諸経費を補正予算として上程し、承認いただきまして建物の解体に取りかかり、市として責任を持って提供できる状態にしたいと、このように考えておるところでございます。

具体的な活用方法につきましては、これらの準備作業と並行して庁内の検討組織で検討し、市議会の皆様と十分に協議しながら進めてまいりたいと、このように考えているところです。

以上です。

15番（緒方寿光君）

再度質問いたしますが、企業誘致の用地として活用したいということによろしいのでしょうか。

財政課長（島添守男君）

企業誘致も含めまして、市の活性化に寄与する用途に活用したいということで当初から申し上げていましたので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そうしますと、企業誘致の実績についてお聞きしたいと思います。

本市におきましては、この3年間において市外から市内への企業誘致、そして企業誘致の実績、そしてまた、この3年間に市内から市外へ流出された企業の件数、そしてその理由、ここについて簡単に聞かせていただきたいと思います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

緒方議員のほうからは、これまでの3年間での企業誘致の実績と、そういうことでお尋ねがございました。それにつきましては、3年間の市外からの企業誘致のまず実績ということにつきましては、市がホームページで紹介をしておりました民間の遊休地、空き工場に進出をしました企業として、アルミ資材の研究開発を手がける企業とリチウムイオン電池の開発を手がける企業の2社でございます。

市外に転出した企業といたしますのは、いすゞ自動車九州株式会社の1社でございます。

また、市外に転出をした理由ということでございますけれども、いすゞ自動車九州株式会社におきましては、久留米や大牟田も含めた筑後地域における大型トラックの整備等を行うサービス拠点として計画をされておまして、高速道路のインターチェンジまで距離ができるだけ近いということや、道路の幅員が十分にあることが必要条件であったと思っております。候補地の一つとしてピアス跡地ということを考えているという相談が寄せられ、双方で現地確認を行いながら協議を行ってきたところでございますけれども、ピアス跡地につきましては、大手自動車メーカーの条件として、大型トラックの出入りを想定すると、その当時の国道208号線の幅員が狭く、インターチェンジまでの距離もあると、そういうことで今回の条件に合わなかったということで、柳川市への進出は断念されたのだらうと、そのように理解をいたしております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

そうしますと、逆に市内から市外へ転出された企業の現状を簡単に教えていただけません

か。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

市内から市外への転出ということでございますけれども、この3年間ではいすゞ自動車九州株式会社の1社ということだと思います。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

私が企業誘致、なぜ必要なのかと考えますのは、市の安定的な税収を生むというのは当然なんですけれども、これまでも質問してきておりますが、特に若い人の雇用の創出、これが望まれるからであります。そしてまた、雇用創出だけではなくて、この地域経済にとってもやはり真の活性化が見込めるといふ部分があると考えております。

そのような中で、今回先ほどトップセールスの状況やこれまでの企業の転入、そして転出の説明がありましたけれども、私自身は、やはりまずもってあらゆる情報をまずは福岡県と連携をして、やはりしっかり情報収集をして、これからどういう活用方針があるのかということに密に連携をとるべきではないかと、まずそこが一番大事なことはないかと、そう考えるわけでございますが、この点についての見解をお聞きしたいと思います。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

緒方議員のほうからは、福岡県との連携が必要ではないかということでございますけれども、福岡県との連携につきましては、福岡県への企業進出とするときの相談窓口というのは、県の企業立地課でございます。そういった意味からも、県との連携は必要であろうと、そのように考えております。

平成27年度におきまして、企業立地用地適地選定事業というものを実施いたしまして、これは県の補助を活用して実施したものでございますけれども、それ以降も県の東京事務所とか名古屋事務所、また大阪事務所と、そういった形で連携をしていくなど県の企業立地課とは連携を深めておりまして、今後も深めていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

県の連携を深めていきたいということなんですけれども、それに加えて、私はこの筑後地方、県南の地域の各自治体とやはり定期的に情報交換をすべきだと考えます。それはなぜかと、それは久留米市が今大なる成功をしております。市の誘致課の担当の方からちょっと情報もいただいたんですが、久留米では7つの産業団地、これ102ヘクタール、そしてその区画が全て埋まったと、100%だと、立地率が100%ということでもあります。

そして、産業団地の分譲が始まった1995年以降、20年余りで1,100人を超える新規雇用が生まれたと。さらには、皆さん御存じのように固定資産税、事業税、事業所税、法人市民税

が税収を生み出して、数字をここに書いてありますけど、市が支出した補助金は2012年から5年間合計で約9億円と。そして一方、進出企業による同期間の市税収入は約34億円と、年平均5億円の黒字を出しているわけであります。

やはりこの柳川市にとりまして、今最大限急ぐべきことは、私はこの企業誘致ではないかと考えております。

この点について、県南の地域の自治体の担当者の方とどれぐらいの情報交換をされて、そしてどれぐらいの情報収集をされているのか、これまでの経緯、そして今後の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

近隣市町とどういった形で連携をしているのかということでございますけれども、私どもはやはり当然近隣の大川市、みやま市、大牟田市、そういったところと企業誘致につきましては情報交換を適宜行ってきておるところでございます。

近隣市町の企業誘致の実態ということにつきましては、先ほども言いましたように大牟田市とかみやま市、八女市と、そういったところと企業誘致の担当者としてしっかり情報交換を行っているところでございますけれども、その中で1つ思いますのは、みやま市、八女市、また大牟田市につきましては、やはり高速道路のインターチェンジ周辺に工業団地を整備する計画があると、そのように伺っておるところでございます。

柳川市におきましては、今、議員のほうから久留米の話もされましたけれども、柳川市には久留米市、八女市、みやま市、大牟田市のように高速道路のインターチェンジがなく、近隣市と比べましても交通アクセス面においては不利な状況にあると、そのように感じております。とは言いましても、そういった中でも柳川市としましては、企業立地としての適地として農振農用地を含む13カ所を選定したところでございます。企業誘致の実現に向けて、今後しっかり頑張っていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

なぜ私がまたこの話をするかと申しますと、福岡県においては2018年、多分新年度だと思っておりますが、特に予算の中で観光振興、そして産業育成、中小企業対策などを軸にしまして、雇用促進に改めて取り組むという考えのようであります。

具体的には、これは情報をいただいておりますが、雇用創出のために成長産業の育成も引き続き重視して、特にアジア発展で急速に市場が拡大している航空機産業への県内への企業群の参入を促すために、改めて市場調査や課題の洗い直しを行うということであります。そしてまた、中小企業を支えるための低金利の融資枠も新たに創設するということでもあります。

これが新年度の福岡県の方針だと思います。

こういう方針の中で、やはり具体的にこの柳川市として、県の情報をどうやって吸収して、その情報をもとにどういうふうな形でトップセールスをやり、そしてトップセールスをやり、そういう企業誘致の見込みをどのようにしてふやしていくのかと。はっきり申しまして、建屋の解体が新年度から始まるわけですので、もう今からトップセールスは当然行うべきだと、企業誘致をやるということであればやるべきだと思いますし、そしてまた柳川市の新総合計画においては、目標値31年度末に企業誘致件数3件と、そして新しく雇用する創出の人数も100人にするということが明記してあるわけでございます、企業誘致やるということであれば今からやらなければなかなかこの目標の達成には到達しないと私は考えますので、改めてこの質問を強くさせていただいているわけでございます。

そのような中で、この柳川市の方向性、この企業誘致に関しての方向性、ピアス跡地をどう活用するのかの方向性を市長のほうで御見解おありになれば、ぜひ見解を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えしたいと思います。

企業誘致につきましては、昨年9月、有明海沿岸道路の徳益インターチェンジから柳川西インターチェンジまでの区間が開通いたしました。大牟田市、みやま市、柳川市、大川市の4市が直結をしたところでもございます。昨年3月には両開地区と昭代地区をつなぐ沖端川大橋も開通したところでありますし、今週末の土曜日には国道208号の浦島橋の開通も予定をしております。交通の利便性はますます高まっております、企業立地の条件も整いつつあるというふうに理解をしております。

昨今の経済情勢というのは、景気回復は上向きの傾向にありまして、平成26年以降、国の有効求人倍率は年々上昇しております。昨年12月は1.59倍まで上昇したところでもございます。

一方では、企業は深刻な人手不足や原材料費の高騰など、新たな問題が生じていることも緒方議員は承知しているかと思えます。

また、今後、平成31年10月の消費税率の10%への引き上げ後や平成32年の東京オリンピック・パラリンピック後に予想される個人消費の落ち込み等、先行き不透明な情勢もあろうというふうに考えているところでもございます。

県外からの企業誘致につきましては、私としてはぜひ実現したいと思っておりますが、企業側の動向を十分見きわめる必要があると思っているところでもございます。

現在、国はその地域の特性を生かして地域経済を牽引する新たな産業の創出や先端的設備投資を促進するための法律整備を行うなど、地元産業の拡大、発展に力を入れているところでもございます。

2月28日、第7回「ものづくり日本大賞」の経済産業大臣賞を受賞されました市内の昭代ですけれども、市内の株式会社ファインテックの社員7名と本木社長がおいでいただきました。受賞の報告ということで、「フィルム等の切断現場の大幅コスト削減を実現する超硬合金素材による高精度刃物の開発」というテーマで、ファインテックさんの刃物の世界一を目指すというふうに私に言われたこともあったんですけれども、全国270件の応募の中で選ばれたということでございます。今回は経済産業大臣賞ということで銀メダルではあったんですけれども、次回は内閣総理大臣賞を狙いますよと、金メダルを狙いますというお話がありました。その中で、社長との懇談の中で非常にうれしく思ったのは、平成23年10月に現在のNECが撤退いたしましたけれども、その跡地に進出したときに、従業員は当時150人程度でしたか、そのときにもっともっとふやしますよと、雇用しますよと言ってあったんですけれども、現在250人、100名ふえて250人になったという報告がありました。そして、今回受賞された7人の社員の皆さんのうち、市内在住者が3人いるとお聞きをしまして、たくましくも思ったところでもございます。

この受賞報告を受けて思いますのは、柳川市には株式会社ファインテックのほかにも優秀な企業が多数ございます。地元企業の充実、また発展のためにも、国や県と連携しながら企業誘致とあわせて、その辺の会社のことについても応援をしてみたいというふうに考えているところでもございます。

地元企業の成長や県外からの企業誘致は、本市の産業基盤の充実や雇用の確保、定住化の促進を図る上で重要な施策であると考えているところでありまして、実現できるよう取り組んでいきたいと考えているところでもございます。

非常に私も市長しましてから9年間、工業団地とか製造工場のこととはなかなか難しい問題がありました。そのほかに観光の面はホテルを誘致できましたけれども、あと大学の誘致とか、そういうことも今回は頑張ったんですけれども大川市に高木さん行かれましたけれども、そういう面では何とかいろんな形を、柳川市の特性を生かしたような形で働ける場を確保していきたいというふうに考えているところでもございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

ピアスライズ社、今から10年前に柳川市内から出ていかれたと思いますし、この10年間、なかなかこのピアス跡地の活用ができなかったということで、市民の皆さんからも、私に対しても厳しい声をいただいているわけでございます。やはり有効活用を早くしなさいというような声が多いようです。特に柳川の場合は市税を生み出す、1つのこういう市税を生み出す手段をやはりつくらなければ、これから大型事業もどんどん始まりますので財源も厳しくなる。このような中で、やはりそういう財源を生み出していくためには、私はこの企業誘致

にこそ力を入れていくべきではないかと、そう考える次第であります。

最後になります、副市長、今後福岡県に戻れると思いますけど、さまざまな情報をたくさんお持ちだと思いますので、ぜひこの柳川市に対しまして、アドバイスと申しませうか、この企業誘致に対しまして密に柳川市の相談にぜひ乗っていただきながら、企業誘致の実現に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思いますと考えておりますが、副市長の何か御見解がありましたら聞かせていただけないでしょうか。

副市長（成松 宏君）

どこに戻るかはまだ実は決まっていななんですけれども、ただ、緒方議員おっしゃるように、市税の自主財源と、それと人の雇用という意味では企業誘致、それから地元企業の育成発展、それはもう非常に重要なことだと思っております。どれだけ力になれるかわかりませんが、私もアンテナをいっぱい張って、いろんな情報を市のほうにしっかりと伝えていきたいと思っております。しっかり頑張ります。

15番（緒方寿光君）

どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

まだたくさん聞きたいことはあったわけなんですけど、この企業誘致につきましては、先ほど市長からも御答弁いただいておりますように、ぜひスピードを上げてトップセールスどんどん行われて、そして誘致の件数もやっぱりある程度見込みもつくられながら大いに前向きに進んでいただきたいと思います、強く要望させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次の質問は、市内で最も危険とされている横橋交差点の改修工事、この件につきまして改めて質問をさせていただきます。

この交差点、御存じのように平成28年3月に東宮永団地が完成したわけなんですけど、その南に位置する交差点のことです。現在は藤吉小学校、そして東宮永小学校、柳城中学校、そして柳川高校、伝習館高校、杉森高校、山門高校と、この生徒の方々がやはり徒歩なり自転車で通学をされている通学路でもあります。そしてまた柳川市総合福祉センター「水の郷」へ通じる交差点でもあります。

そのような中で、私自身もこの議会でも何回も要望させていただいているわけですが、この地域の住民の方々、そしてこの学生をお持ちの御父兄の方々から、非常に市として市内で最も危険だと認識されているにもかかわらず、なぜ形も何も見えてこないのかというお叱りの声をいただいております。

そういった中で、柳川市におかれましては、私の質問をさせていただいたわけですが、特に一日でも早く改良工事を実現したいというお話もあったわけなんですけど、形に見えないので住民の方はどうなっているのかという意見があります。

そこで質問をいたしますが、この2年間の進捗状況、要は平成28年度で事業化が決定した

と。そして平成28年度で測量を行うと。その後、詳細設計に入り警察との協議を行って用地測量、そしてまた用地交渉を行うという答弁を議会でいただいておりますので、これまで2年間の経過をまず簡単に結構ですでお聞かせいただきたいと思います。

都市計画課長（高須 享君）

ただいまの緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

緒方議員言われますように、まだ工事については着工しておりません。平成28年度に事業化されて、28年度につきましては測量、地質調査、詳細設計、警察協議等を行いまして、予算執行額につきまして約6,000千円、平成29年度につきましては、橋梁の設計等及び警察協議を行いまして、予算執行額といたしまして約9,000千円使用しているというところでございます。また、総事業費につきましては、福岡県にお尋ねしたところ約2億円ということでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

それでは、2年間 ちょっとあんまりよくわからなかったんですけども、測量、そして用地買収、私が聞くところによりますと、地元の地権者の方々は御協力をいただけるんじゃないかというようなお話もいただいておりますので、この新年度、30年度においてどういふ計画で進もうとされているのか、ここについて具体的にぜひ教えていただきたいと思います。

都市計画課長（高須 享君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

29年度までに関係者に説明するための詳細設計等を行ってもらっております。それに引き続きまして、平成30年度には用地測量、それと物件調査、そして補償をする予定とのことでございます。その後、平成31年度から改良工事に着手するのではないかとというふうに思われます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁いただいたわけなんですが、このことと兼ねまして、要はこれまで何回も質問させていただいておりましたが、交差点から西にあります花梅橋のかけかえ工事だとか、そういう欄干、非常に路側帯が狭くなって危険じゃないかと。特に自転車で通学している学生を見ていると、路側帯を通行しながら同時に車の離合がそこであった場合に接触する事故があったということも聞いております。非常にこの花梅橋、ここの欄干はどうにかならぬのかと。なぜそのままほっておくのかというような、市民の方々からの意見も私のほうに来ておまして、交差点の改良を含めて、県道と申しましょうか、ここについては特に花梅橋までの整備、そしてその先の整備、これについてなぜ本気で取り組んでいただけないのかというよ

うな声もありますので、この点につきまして答弁をお願いしたいと思います。

都市計画課長（高須 享君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

横橋の西側につきましても、今、議員言われましたように、28年度の一般質問の中で答弁させていただいております。その中でも、西側につきましてはどこまで事業化できるのかについて福岡県と協議をいたしております。事業化となれば、柳川市としても事業進捗へ向けて努力してまいりますけれども、福岡県といたしましても限られた予算の中で計画的に進められており、まずは横橋の交差点改良へ向けて尽力いただいているというところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

答弁いただいたわけなんですけど、特に市長からも御答弁、2年ほど前いただいております、平成28年の6月議会だったと思います。この折には、やはりこの交差点改良については一日でも早く実現しなければならぬのではないかと認識を持っていると。ましては、柳川市内でやはり一番危険率の高い交差点だということも認識しているし、福岡県も認識はあるという御答弁もいただいております。

これまで2年間なかなか形になって見えなかったわけなんですけど、ここの交差点において、これも何回も話しておりますが、柳城中学校の女子生徒がはねられて死亡していることもありますし、今現在も事故は起こっておりますし、そして、この交差点でやっぱり死亡者を出してはいけないんじゃないかということ強く考えるところであります。

ここの横橋交差点につきまして、市長の見解と方針を再度、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

あの交差点で亡くなったのは私の友人の娘さんでございまして、思いは早く改良しなければならないという気持ちでございます。

今、担当の課長が申し上げたような形で手順を踏んでやっておりますけど、スピード感を持って、もう一回再度福岡県に対して要請をしてまいりますというふうに考えています。

以上です。

15番（緒方寿光君）

ぜひ早期完成を強く望みたいと思いますし、改めて地域住民からの要望がたくさん出ておりますので早急に取り組んでいただきたいと思いますし、スピード感を上げて取り組んでいただきたいと思います。

最後の質問になります。

入札不調の市民文化会館の今後の方針についてお聞きします。

今回2回の入札の不調があったわけなんです、平成25年8月26日から委員会の設置がありまして、それから今日までの経過を簡単に結構ですので、大事なところだけ経過を御説明いただきたいと思います。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

これまでの経緯について、簡単に御説明申し上げます。

先ほど議員がおっしゃられましたように、平成25年8月26日に有識者、学識者による委員会を設置いたしまして、基本構想とあわせまして、建設用地等の検討を始めたところでございます。

26年7月には柳川市民文化会館（仮称）基本構想を、続きまして平成27年8月に柳川市民文化会館（仮称）基本計画を策定してきたところでございます。

この基本計画をもとに、設計提案を求めますプロポーザルを平成27年11月から平成28年2月にかけて行いまして、最優秀提案者として選定した株式会社日本設計と基本設計、実施設計策定に關します業務委託の契約を平成28年3月に締結したところでございます。

その後、平成28年11月に基本設計、平成29年5月に実施設計を策定いたしました。

これらの設計をもとに、昨年7月と11月に建築工事に関する2度の入札公告を行いました、入札者辞退などによりまして、現時点まで契約に至っておらない状況が続いております。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

先ほど答弁の中にもありましたが、9月8日に建築工事入札が参加者入札辞退のために不調となって、それに伴い、電気設備、機械設備、解体工事も入札中止となったということがあります。そして、11月24日に改めて建設工事の公告がなされたわけなんです、参加申し込みなしということで入札中止となって現在に至っております。

特に、この市民文化会館につきましては、私もしつこいくらいにいろいろと質問をさせていただきました。特に、今現在の計画と当初の計画がやはりかなりの変更があります。そして、この変更点について、なかなか明確な答えが出ていないという現況にもあります。

まず、平成28年の9月議会においては、これは私自身の質問なんです、現在の市民会館の大ホール利用日数およそ77日と、稼働率21.4%、新施設の建設後30年以上は約1億円以上の維持管理費がのしかかるのではないかと、これは私の質問です。そして、メインホール800席、これは計画、大変疑問だということで私が言っております。そして事業における収支の試算、そして維持管理費の試算、これ最低でも開館後5年間の額は市民に公に公表すべきじゃないかということも申しておりますし、設計案につきましても、大変設計者に申しわけないんですが、活用目的が理解できないスペースがたくさんあると私も述べさせていただいておりまして、特に基本設計、駐車スペースを含めまして、再度見直しが必要ではないか

と私も質問させていただいております。

そして、この質問に対しまして、市長の答弁は、専門家、議会の意見を十分に参考にして、基本設計を上げて実施設計に入りたいと。収支計画、施設管理運営計画、維持費等については精度を高めてデータで示したいというような答弁をいただいて、もう少し時間をいただきたいという答弁もいただいております。

そしてさらに、29年3月の議会においては、これも私が質問させていただいておりますが、設計内容を再検討すべきではないかと。そして、運営スタート時には直営方式の計画で、そして専門的な運営ノウハウのない体制では稼働率はなかなか上がらないのではないかとという質問をさせていただいております。そこで、現行計画を再度検討して見直しや変更を行う必要があるのではないかとという質問をさせていただきましたが、市長の答弁は現行の基本計画を進めていきたいということでありました。

そして、この3月議会においては、白谷議員のからも建設費において質問があつておりました。基本計画では設計、備品、外構工事含め40億円として、そして市長も40億円は超えないと説明されてきたと。しかしながら、今回の基本設計では建設費、外構工事だけで4,250,000千円になっていると。本来35億円のはずだと。なぜ750,000千円も高くなるのかという質問があつておりました。答弁は、増額の要因は、東京オリンピックなどによって建設資材や労務単価が引き続き高い水準にとどまると見込まれるということでありました。しかしながら、このことに対しまして、オリンピック等の影響は基本計画の時点でわかっているのではないかと。そして基本計画で、諸般の事情で物価が上がり総事業費が40億円を超えた場合は施設の面積を見直すと明記している。限りある予算の中で面積の見直しをという再質問が行われております。

さらには、延べ面積の変更案の見直しはされたかという議員からの質問があつておりましたが、答弁は、楽屋は会議室を兼ねるなど工事費の削減を図ったということでした。そのことに対しまして納得できないと、事業費が25%も増額になっているじゃないかと、厳しい財政状況の中でいま一度考えてもらいたいという再質問があつておりましたが、これに対して明確な答弁はなかったと記憶しております。

このような中で、今回9月8日に制限つき一般競争入札で予定価格約2,853,000千円、最低制限価格約2,568,000千円ということだったが、参加予定の企業体全て辞退された。そして、そのことを受けて、電気設備などの関連3件の入札も中止された。そして先ほど経過にも説明がありましたように、平成29年12月6日に、ことし1月11日に予定されていた建築工事一般競争入札を中止された。JVの構成条件を緩和して建設工事から専門性の高い舞台機構工事を切り離して、予定価格の上限額を前回から約350,000千円近い、358,000千円低い2,494,400千円とされた。そして期限までに参加申請が出なかったということになります。

この流れを見まして、市としてどこに原因があって、今回の入札不調の原因がどこにあると検証されたか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

どこに入札不調の原因があるかという御質問でございますけれども、私どもといたしましては、公共の単価に基づきまして積算を行い、設計をまとめ工事を発注しておりましたが、議員が先ほどおっしゃいますように、オリンピックでありますとか災害復興などに伴う建設需要の高まりなどによって建設業者の手持ち工事がふえており、発注した金額が建設業者が希望する金額まで届かなかったということで、それが入札不調の原因となったのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

15番（緒方寿光君）

そうしますと、入札不調の原因がこうだと考えているということではありますが、その対策は今後どうされるのでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

今後の対策でございますが、施設の躯体や構造の変更はしないで、使用する建設資材や施設の設定、機能などの見直しを今進めております。

なお、具体的な内容につきましては、3月13日に3回目の入札の公告を行う予定でございますので、現段階での詳しい内容についてはお答えできませんので、回答を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

15番（緒方寿光君）

今回、入札不調後に私に市民の方々からあらゆる意見が寄せられております。

5つだけ紹介しますけれども、まず1つは、今の計画を見直して、みやま市と共同で道路アクセスのよい443号線沿いに建設することを提案すると。そのことで事業費、維持管理費も折半ができて、稼働率も現在の計画より格段に上がるのではないかと。新クリーンセンターも火葬場も両市で共同に建設予定ではないか。みやま市も総合市民センター、市民センター建設の計画があると聞いていると。市の現在の計画を見直して、まずはみやま市と協議すべきではないかという厳しい意見が1つあります。

そして2つ目には、合併特例債の活用期限の延長によって、平成36年度末まで活用できるようになったのではないかと。現行の計画では入札不調が続いており、先ほど答弁がありましたけれども、施設の仕様を下げても再度入札を行うことは望ましくないのではないかと。そしてまた、労務単価や資材が高騰している中で、急いで建設する必要はないのではないかと。もっと市民会館を必要な箇所、客席やトイレなどをリフォームして、使えるところまで使ったらいいじゃないかと。新施設の建設は東京オリンピックが終了してからも検討して

いいのではないかと、それが2つ目の市民からの意見です。

そして3つ目は、また厳しい意見なんですけど、現在の市民グラウンドを潰して建設すること自体大変もったいないと考えると。目と鼻の先には総合福祉センター「水の郷」があるじゃないかと、500名収容の大ホールもあるじゃないかと、二重投資に近いのではないかと。そしてさらには、市民グラウンドに建設する場合には、敷地内に駐車スペースは十分とれないことはわかっているじゃないかと。そしてまた、施設東から入出の出入り口、この計画があるようだが、大渋滞をするおそれがあるじゃないかと。全てを一から見直すべきではないかと、これが3つ目の市民からの意見です。

そして4つ目は、柳川市は新年度から介護保険料が高くなる。これはもう決まっていると。国民健康保険税も上がるのではないかと。さらに今後は人口も減っていく、社会保障の充実のために今以上に金はかかっていると、市はもっと税金を安くすることを、そして340億円ほどの借金を減らすことを考えてほしい。施策を立てていただくべきではないかと。市民にとって市民文化会館は毎日毎日必ず利用しなければならない施設ではないのではないかと。もっとやるべきことはほかにあるのではないかと。血税は優先順位をつけて使ってほしいという意見が4つ目です。

そして5つ目が、収支計画の試算、維持管理費の試算などを公にすべきではないかと。市長は今、市政懇談会を開いて全体計画を公にして、まず市民の声を聞くべきではないかと。商売をされてある経営者の方の意見なんですけど、この経営者の方は、右から左に約50億円を市民文化会館に投入していく計画自体がさっぱりわからないと。店を体一つからこれまで大きくしてきたが、例えば、50億円を設備投資に回すということになると、後継者、従業員、家族を説得するのは至難の業だと。そして大きな設備投資を失敗すれば倒産は覚悟しなければならない、そのぐらい重い決断だと。市長はその覚悟をお持ちなのか、まずは市民と膝を突き合わせて市政懇談をすることが今必要ではないかという5つの厳しい意見をいただいております。

この市民の意見に対しまして、市長の見解がありましたらぜひ聞かせていただきたいと思います。

市長（金子健次君）

いろんなことを、聞かれたことを言われましたけれども、今回の3月議会で一般会計の補正予算、2つの案を議会のほうに提出いたしました。

その中で、市民文化会館については、事業年度を31年度から32年度に延ばすということについては、事業費はそのままいきますということを前もって約束しておりました。その額で切って、合併特例債がある程度、5年間延長の見通しが立ったということもありまして、そういうことをお願いして、全会一致までいきませんでしたけれども承認をいただきました。そのことにおいて、私は市民の代弁者である議会の議員の皆様の賛同を得ているということ

を私は思っています。それで肅々と進めて3月13日に公告をしたいというふうに考えております。その後、手続を踏んで、32年度までには完成をさせたいというふうに思っています。いろんな形では、そういう個々の意見はあろうかと思えますけれども、私は大方の意見は、市民文化会館の建設については賛成を得ているという考え方をしております。

以上です。

15番（緒方寿光君）

市長の見解をお聞きしました。これは私の考えなんですけれども、述べさせていただきます。

今後予定されている大型事業のみを示しますと、みやま市と共同で進めている新クリーンセンター、これが本市負担分だけで81億円以上、そして広域火葬場建設が本市負担で16億円、リサイクルセンターが整備事業約5億円ということであります。そして庁舎統合は、最近話が出てきておりませんが、以前は執行部のほうから15億円というような計画があったと記憶しております。このほかに、柳川市としては消防はしご車の購入と、そしてまた学校給食三橋調理場改修と、次々に新たな課題が出てきております。さらに、これから人口は減少していきます。市はこれまで10年間で人口減少により約360,000千円減収になったと想定されます。そして、逆に社会保障費、つまりは扶助費なんですけど、16億円増加していると。今後ますます扶助費は、少子・高齢化がどんどん進んでいきますので、もっとふえると思います。

柳川市にとりまして、これまででない、経験したことの無い大変厳しい財政運営になると、私はそう予想をしております。

そのような中で、やはり生活に必要な施設につきましては、当然毎日毎日必要なものにつきましては建設をすることは当然のことなんですけれども、市民文化会館を毎日毎日利用して、この施設が必ず毎日必要かと言われたらそうではないと。やはりここは36年度までに合併特例債が再延長されたわけですので、やはりここは我慢をすることも必要じゃないかという声もいただいております。当然市民文化会館だけ捉えますと、当然欲しいです。それはないよりあったほうが良いと思います。新しい市民文化会館があったほうが良いと思います。しかしながら、全体の柳川の財政、先ほど私が申しましたように大型の箱物の建設もこれからどんどん行っていく、社会情勢も変わっていく、そのような中で、果たして市民文化会館を早急に建てなければならないというようなことではないんじゃないかと。やはりここは英断をされて、少し延ばしても優先順位、庁舎統合だとか、さまざまな企業誘致だとか、そういう財源、そしてまた生活道路の維持、そして改修工事、そういうものにやはり投資をしていくべきではないかということをおは市民の方々からいただいた意見の中で、そのことを非常に感じたわけでございます。

特に、本当に財政がこれから、いや、大丈夫ですと言い切れるのかどうか、この点について私は大変疑問に思います。本当に全てをつくって、財政が悪くなりました。いや、住民

サービスを切らなくちゃいけなくなりました。税金を上げざるを得なくなりました。これを言ってもどうしようもないわけございまして、やはり今のこの時期について入札が不調だと。この時期において、もう一度やはり見直す、それぐらいの決断と申しましょうか、そういうことが私は今さまざま市民の方々から意見を聞いてそのようなことを考えるわけでございますが、残り5分となりましたので、最後に市長のこの市民文化会館に対しての方針を率直に聞かせていただきたいと思いますし、財政大丈夫だということで言い切られるのかどうかわかりませんが、もしそこについて何か見解がありましたら、ずばりお聞きをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

市長（金子健次君）

今、緒方議員が言われる部分は一部わからないことはないんですけれども、平成17年の3月21日に柳川市、大和町、三橋町が合併をいたしました。その中で、いろんな状況の中で、この合併というのは今おいてないという形で、新しい新市が誕生いたしました。前市長も頑張りました。その後に私は今現在3期目という形で、1年たちましたけど、私は、やっぱり柳川市民の中で、合併のシンボルはやっぱり建てるべきというふうに私は思っております。市民文化会館はですね。そして、ごみ焼却場、また火葬場についてもやっぱりつくらなければならないという形で、西原市長と話をして、どちらも2つじゃなくて広域行政をやっていこうということで、そのことについては恐らくみやま市さんのほうは過疎債を適用されると思います。うちは合併特例債、合併特例債についても、私は何回となく福岡県や全国市長会に対して、また総務省に対しても延長を、また代議士を通じてお願いしました。そのことが実現できるようになりました。本当に追い風だったと思います。そのことができなかったら、もっともっといろんなことを検討しなきゃならなかったんですけれども、市民文化会館については、全体的な予算は49億円になっていますけれども、締めるところは締めていこうという形で、席も1,200とか1,500席をつくっておったほうがいいんじゃないかという興行的なことを言われた方もありますけれども、それはできないと、2回講演でもいいんじゃないですかという形で、800の席ということで考えたところでもございます。小さな建物になるかもしれませんが、その中で私は、柳川市民があそこの中に音楽でも、文化のまちですから、そういうことで潤って活性化すればいいというふうに考えているところです。

この間、10年間の中に、合併して13年ですかね、その中に有明海沿岸道路ができました。今週末には懸案事項であった浦島橋ができます。また、昭代と両開をつなぐ橋ができました。いろんな形でそれに対しては、私は柳川市は負担もなくてできたというふうに思っております。久留米・柳川間の県道の整備もできましたし、385号もできましたし、道路整備もできたと思います。これからという形で私は進んでいったと、これも市民の協力、または議会の協力があってこそ私はできたというふうに思っているところでございます。

いろんな意見を踏まえながら、私はそういう財政的には大丈夫ですかと言われれば、やっ

ぱり事業の選択もしていかなければならないと、そういう時期に来るかもしれません。そういうことも含めて私はやっていきたいというふうに考えているところでございます。

時間が来ましたので、これで終わります。

15番（緒方寿光君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時 延会

平成30年 3 月 6 日（火曜日）

柳川市議会第1回定例会会議録

平成30年3月6日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
14番	河 村 好 浩	15番	緒 方 寿 光
16番	藤 丸 正 勝	18番	樽 見 哲 也
19番	伊 藤 法 博	21番	三小田 一 美
22番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

13番	諸 藤 哲 男	17番	浦 博 宣
20番	梅 崎 和 弘		

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	野	田	洋	司
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
人	事	田	中	勝	裕
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	大	橋	由	美
福	祉	平	田	敬	子
学	校	木	下		介
生	涯	袖	崎	朋	隆
建	設	待	鳥		洋
農	政	林			哲
水	路	松	永	泰	誠
都	市	高	須		治
観	光	松	藤	満	亨
商	工	古	賀	和	也
消	防	本	木	真	明
	本				二

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
					事			香	
					係				
					長				

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	8番 白谷義隆	1. 農地中間管理機構について 2. 用途区域内における農業施策と今後の土地利用について
2	2番 江口義明	1. 柳川の水辺の景観、水質、生態系について 2. 柳川市における観光客の誘致 3. 海外からの労働力の誘致 4. 不妊治療について
3	6番 荒巻英樹	1. 市境におけるカントリーサインの充実を 2. 事業の取捨選択について 3. 郷土愛の醸成について
4	10番 佐々木創主	1. 景観条例、名勝「水郷柳河」、文化的景観（大河ドラマにふさわしい景観づくり）

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員18名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、8番白谷義隆議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番白谷でございます。議長のお許しがありましたので、早速質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、農地中間管理機構について及び用途区域内における農業施策と今後の土地利用の2点を予定しております。

通告では、農地中間管理機構を先に質問するようにはしておりましたが、用途区域内における農業施策と今後の土地利用から質問をしたいと思います。

柳川市では、旧柳川市、大和町、三橋町にそれぞれ用途区域が定められております。大和町では中島と鷹尾の一部が用途区域になっておりますが、その中の鷹尾、島地区には未整備の農地が集積をしております。そこでは、道路は整備されておらず、農地への未整備や狭小

により農機具の搬入も困難となっています。また、農業用水は揚水機でれんが積みの用水路を使って給水しています。用水路の崩壊や沈下により給水できない地域もあり、そこでは個人で地下水をくみ上げたり、クリークから直接取水しています。揚水機や用水路の維持補修は利用者で行っていますが、ままならず、用水路の補修を市のほうへお願いされたとも聞いておりますが、なかなか進んでいないようです。

そこでお尋ねしますが、この地域における農業の環境整備についてどのように考えているのか、お聞かせください。

あと質問については自席より行いますので、議長においてはよろしくお取り計らいくださるようお願いをいたします。

農政課長（林 誠君）

白谷議員の御質問にお答えします。

本市の農業の振興のためには、農業生産の基盤的資源であります優良農地を確保する必要があります。柳川市の農地は、土地利用計画の面から農振農用地内農地、いわゆる青地が約3,450ヘクタール、また農振農用地区域外農地、いわゆる白地が約450ヘクタール、用途地域内の農地が約135ヘクタールの3区分に分かれております。

そこで、市では農業振興地域整備計画を定め、農振農用地を優良農地とし、そこに担い手の育成確保、農地の利用集積による農業経営規模の拡大、水田の二毛作による農地利用率の向上、農作業の効率化のため、農業生産基盤の整備、高性能農業機械の導入などを行い、農業の効率化と安定経営を目指し農業を推進しています。

議員言われます地域の農地については、用途区域内の農地でありますので、農業基盤整備については、国、県の支援の対象となりません。また、市の農業生産基盤の整備についても、農振農用地が農業施策の優先度が高く、厳しい現状であります。一方、大豆、麦などに対する経営所得安定対策などの支援については活用されております。

そこで、議員の御質問の大和町鷹尾、島地区の農業の環境整備についてという御質問ですが、まずこの両地区については、議員御指摘のとおり、道路は整備されておらず、農機具の搬入も困難な状況であることは理解しております。また、れんが積みの揚水機水路についても損傷しているのが現状であります。

まず、農業を行うための水を供給する用水路につきましては、現状を調査して対策を検討してまいりたいと考えております。

また、農業用用水路の整備につきましては、毎年少しずつではあります、整備を行っておりますので、今後も引き続き水路整備を行い、環境整備を整えてまいりたいと思います。

以上です。

建設課長（待鳥 哲君）

白谷議員の質問にお答えします。

市が管理しています市道は、厳密に分けることはできませんが、地域間を結ぶ幹線道路、生活用道路、農道などがあります。議員御質問の道路整備は、道路の拡幅や新設などの道路改良事業のことと思います。

建設課では、市道の維持管理のほか、幹線道路の整備として国の補助金を活用して高橋中牟田線などの事業を行っております。

また、用途地域内外を問わず、狭小な生活道路などの整備については、利便性、安全性、防災性を確保するために幅員を4メートル以上に拡幅する事業を行っています。

議員御質問の鷹尾、島地区の道路事情につきましても理解をしております。狭小な道路の拡幅事業については、地元の意見を集約して、行政区長さんより要望書を提出してもらっているところです。道路の拡幅事業を実施するに当たり、用地確保が最も重要となりますので、地権者または相続権利者からの同意書も要望書に添付していただいています。

建設課で要望書を受理した後は、現地の調査を行い、必要性、安全性、経済性などを検討し、狭小な道路の解消を行っているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

揚水機水路については、現状を調査し、対策を検討するということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、道路についてですが、先ほど課長から答弁をいただきましたが、実は私がお尋ねしているのは少し違うような気がいたします。課長は先ほど地権者や相続権利者の同意書をつけて区長さんから要望書を出していただいて、その後検討するというようなことでしたが、冒頭言いましたけど、ここは用途区域なんですね。ですから、先ほど農政課長の説明、回答にもありましたけど、結局用途区域は国、県の支援を受けられないばかりでなく、市でもそういった農業基盤の整備の支援はできないということでした。では、その用途区域としてどういう活用策がとられてきたのか、そのことも問わなければならないと思うんですよ。そこら辺で、用途区域だから農業の支援もされてこなかった、ですから、旧態依然とした農地があるわけですね。道路も現状を見ていただいたと思いますけど、農道もあるのはあるけど、狭くて、とても農機具搬入にも困っている、先ほども言いましたけど、あるいは場所によっては農道そのものがないんですよ。ですから、今、耕作放棄地も出ているんですね。それは明らかに用途区域に指定をしながら、何の活用策もとってこなかった市の責任だと私は思うんですよ。ですから、用途区域としての施策が示されていない以上、農振地域ではありませんから、農業施策からも取り残されているんですよ。さっき課長が言われましたように、地権者の同意書とか相続権利者の同意書をつけて、区長さんから要望書を出していただいて、その後で検討しますとか、私はそういうことじゃないと思うんですよ。これは明

らかに市の責任で対応すべきだと私は思うんですが、そこら辺はどうでしょう。

建設課長（待鳥 哲君）

議員御質問の鷹尾、島地区の道路事情につきましても理解をしております。農道につきましても、市道として先ほども申しましたが、管理をしております。道路としては用途地域内外を問わず、地元の皆さんの要望をお聞きし、現地調査を行った上で必要性、安全性、経済性などを検討し、どのように整備を行うかなど、関係者の皆さんと協議を行い、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

先ほど地元の要望を聞いてと言われましたね。ですから、私も別にここを私の考えだけで質問しているわけじゃないんですよ。当然地元の方と話をしながらしているわけですよ。そうした中で、ここで今問題提起をしているわけですから、困ってあるのは事実ですから、だとすれば、先ほど同意書をつけてくれ、区長さんから要望書を出してくれじゃなくて、市として地元に出向いて、そして協議をして、そして対応を図っていくという理解でよろしいんですか。回答をお願いします。

建設課長（待鳥 哲君）

先ほども申しましたように、地元の皆さんとお話をして、どのように整備をしていくかなど、十分協議をして進めてまいりたいと考えております。

8番（白谷義隆君）

それでは、市の責任で地元に出向いて協議をしていただきたいと思います。よろしいですか。 はい、ありがとうございます。

それでは、先ほども少し触れましたが、ここは用途区域なんですけど、この地域の土地の活用について、今後どのように進めていこうと考えてあるのか、お聞かせください。

都市計画課長（高須 亨君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

現在、柳川市内の用途地域につきましては約759ヘクタールでございます。そのうち農地が約135ヘクタールとなっております。

土地利用についてでございますが、用途地域に限らず、柳川市全域におきまして土地利用の方法といたしまして開発行為等がございますけれども、全て民間の事業者により行われておるところでございます。また、当市で前例はございませんけれども、民間によりまして土地区画整理事業を行っている地域もございます。

また、柳川市が用途地区内で土地利用の一環として取り組んだ事業といたしましては、合併前にそれぞれの市町で小規模な開発や土地区画整理が行われているようでございますけれども、合併後につきましては、大和町中島地区の密集住宅の整備事業、それと西鉄柳川駅東

口の土地区画整理事業、この2件でございます。

また、当該地区の土地利用につきましては、昭和44年に西鉄中島駅前土地区画整理事業計画がございましたけれども、地元の調整がつかず、平成10年に検討協議が中止されているところでございます。

現在、市内の用途地域の中で、柳川市として土地利用に係る整備計画は具体的にございませんけれども、将来的に社会情勢や費用対効果を勘案しながら、地域の同意を得た上で市の施策として必要となれば検討していくことになるというふうに考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

私が言っているのが、片方では農業の基盤整備をしていただきたい、片方では用途区域から土地活用をどうしていくかとお尋ねしているわけですけど、一見矛盾するような話になりますけど、私が先ほど農業の基盤整備をお願いしたのは、あくまで現実に農業として農地があるわけで、用途区域としての活用策が何も示されていない現状においては、最低限農業ができるような環境をつくっていただきたいということで、先ほど水路の問題、農道の問題をお願いしたわけです。ただ、ここはもう一方では、現実に用途区域に指定をされているわけですね。さっき課長は必要があれば何とかしていきたいというような話ですけど、ただ、用途区域として指定されたわけですから、課長、都市計画法の7条の2項は御存じですか。ちょっと私、通告しておりませんでしたので、いいです。

都市計画法の第7条2項には、こう書いてあるんですよ。「市街化区域は」云々と書いて、そして「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする」と書いてあるんですよ。必要があればじゃないんでしょう。用途区域として指定したときに、既に今言ったように、10年以内に市街化を図るべき区域と書いてあるんですよ。ですから、用途区域に指定をしたときに、既に市街化区域としての整備をなさいと書いてあるんですよ。ですから、今までそうした中で、法律で定められておったやつを何十年も放ったらかしておいて、片方で農地の整備もできなかつた、ですから、今そういうふうな先ほど言ったような農業環境としては非常に劣悪な状況に置かれているわけですね。そうならざるを得なかつたんですよ。そうすると、原点に返って、市街化区域としての開発を、土地利用をどう進めていくのかは、これは大きな問題だと思うんですけど、課長、再度よろしいですか。

都市計画課長（高須 亨君）

用途地域につきましては、無秩序な開発等を制限するため、周辺の農地や住宅地など鑑みながら設定されているところだと思います。市といたしましては、民間の開発等の計画時には用途区分に沿った適切な計画や指導、誘導を現在行っているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

誘導を行っているとのことですが、ただ、先ほど言ったように、市街化を図るべき区域ということでしょう。それは市のほうでするんじゃないんですか。もう少し言いますと、民間活用をするということですが、道路が実はその用途区域のところは、今言っているところは、もともと都市計画道路が計画をされていたんですね、2本。当然用途区域で開発するために都市計画道路が計画されていた。ところが、合併してからかどうかわかりませんが、その計画道路が廃止になったわけでしょう。そうしたときに、道路もない、そうした中で、どうやって民間の開発を誘導していこうと思われるのか。現実に道路一本もないのに用途区域として指定をした、あとは民間で開発してもらいたいということですが、道路一本も通さなくて、どうやって開発を誘導していこうとされているのか、そこら辺がちょっと理解に苦しみますけど、再度いいですか。

建設部長（大淵洋祐君）

白谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

都市計画道路の廃止について、まずお答えさせていただきます。

当該地区の都市計画道路につきましては、西鉄天神大牟田線中島駅の移設計画及び駅周辺土地区画整理事業の構想に基づきまして、昭和44年に都市計画決定されているものでございます。その後、社会情勢の変化などから都市計画道路の必要性に変化が生じているとして、平成17年に福岡県都市計画道路検証方針が福岡県より示され、これに基づき、平成21年度に柳川市都市計画道路検討委員会を設置いたしまして、検討をしているところでございます。その中で当該路線につきましては、計画決定から40年以上が経過し、駅の移設の見通しが立っておらず、必要性が低下しているなどのことから、平成22年4月に同検討委員会より市のほうへ答申書が提出され、同年6月に議会へ報告をさせていただき、その後、同年8月にパブリックコメントや閲覧等を経まして、平成24年に都市計画審議会に諮られ、同年廃止が決定しているところでございます。

また、この地区につきましては、土地区画整理事業の話が先ほどから出ておりますけれども、この地区で土地区画整理事業の説明会を行い、地元の同意が当時アンケートとして行われているわけですが、区画整理事業を行うに当たっては9割以上の同意がないと県の許可がいただけないというようなこともございまして、そういう同意が当時いただかなかったというようなことで中止に至っているというふうに認識しているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

都市計画道路の廃止、それと区画整理の話は今されましたけど、私も区画整理の話があったんじゃないかなというぐらいの認識しかなかったんですが、ただ、経過は経過として、先ほど民間の活力を導入して開発をしていきたいというような趣旨だったと思うんですね。だとすれば、現地を見ていただければわかるんですが、道路が一本も通っていないのにどう

やって民間活力を導入していこうとされているのか。民間がわざわざ道路をつくって、水道を引いてということはするはずがありませんね。道路をわざわざ新たにつくって、そういう買収も民間ではできないと思うんですよ。ですから、ここを用途区域として土地の活用を進めていこう、民間の導入を図っていこうということであれば、それなりの基盤の整備は必要じゃないんですかと言っているんですよ。このまま放っというて、あとは民間導入をと言われても、用途区域として指定はしたけど、市としては何もしないということじゃないですか、このままだと。民間で開発をしようと思っても、道路の一本もないわけですから、開発もできないわけでしょう。ですから、そののところが市としてどう考えますかと聞いているんですよ。

建設部長（大淵洋祐君）

先ほどもお答えさせていただきましたけれども、区画整理事業につきましては地元の同意等が必要でございますと、9割以上の同意が必要でございますと。市として用途地域内の農地は現在135ヘクタールございます。その135ヘクタールを今現時点で活用を市のほうが率先していくというようなことは現在考えておりません。先ほどから担当課長が申しましたように、民間活力を活用いたしまして、そこに市としてあわせて乗っかっていくといいますが、民間活力を活用しながら誘導していく、適正な用途として誘導していくというようなことで考えているところでございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

区画整理の話はもういいですね、前の話ですから。私は、今あそこを区画整理してくれと言っているわけじゃないんですから、ただ、先ほどからの繰り返しになりますけど、部長は現場は見られたことありますか。

建設部長（大淵洋祐君）

確認させていただいております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

だとしたらわかると思うんですけど、民間活力を導入してと言われましたけど、あの場所にどうすれば民間の活力を誘導することができると思われませんか、あの場所に。先ほどから何回も言いますが、道路の一本も走っていないで、そうした中でどうやって民間活力を導入していこうと考えられるのか。私はそこら辺が認識不足というよりか、本当に用途区域として指定しておきながら何の方策もとらない、そこは市としては余りにも無責任じゃないかと。用途区域としながら何も施策をしない、そして、先ほど言ったように、一方では農業の支援も受けられない。そこら辺については、やはり私はおかしいと思うんですよ。ですから、ここで幾らやりとりしても、簡単に答えが出るような問題とも思いませんけど、もう少し用

用途区域と指定をしたなら、あとどう活用していくのかはもう少し真剣に検討をしていただかないと、このままではあそこの区域はずっとこのままですよ。50年たっても100年たっても今のままですよ。農政課長はわかってあると思いますけど、農業をする場所としても余り適当な場所じゃないんですね。土地も低くて、先ほど農政課長は減反の対象にもなっておると言われるけど、大豆もつくられない、あそこは畑がつかられないんですよ、水田だけしか。畑に向かないんですね、土地が低くて。そうした中で、道路もない、かん水機水路も壊れてしまっている、それでも皆さん何とか工夫しながらしてあるわけですよ。そうしたときに、やっぱり最終的な解決策というのは用途区域として指定をしたわけですから、そこをこの後どう有効活用、土地の活用を図っていくかというのは、やはりもう少し真剣に考えていただかないと、このままでは、先ほども言いましたけど、あそこの地域は50年たっても100年たっても今のまま、取り残されたままの用地になってしまうんですよ。あそこも市にとっては貴重な資本ですから、そこら辺をもう少し、もうこれ以上言っても回答は出ないと思うんですけど、もう少しこれからのことをどう考えていくのか、市長、考えがあれば教えてください。

市長（金子健次君）

都市計画課長及び建設部長のほうから回答がありましたけど、当地域におかれましては、中島駅の施設の問題含めて用途地域に指定されたというふうに私は思いますけれども、今後、御提言いただいた分について、そのことにどうやって、なら幹線道路を引くかということをも十分に地元も協議をしなければならぬと思うし、白谷議員がこの問題を取り上げたということは、地元からの意向を受けてされたと思いますので、時間をいただきたいと思います。

以上です。

8番（白谷義隆君）

よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、農地中間管理機構についてお尋ねをしたいと思います。

市民の皆さんの中から、農地中間管理事業が余り進んでいないのではないかという声があります。改めて、農地中間管理事業の概要と、それと地域ごとの進捗状況を教えてください。

農政課長（林 誠君）

白谷議員の御質問にお答えします。

農地中間管理事業の概要について御説明いたします。

農地中間管理事業は、平成26年度より国の施策として始まりました制度で、農用地などを貸したい農家が農用地の中間的受け皿である農地中間管理機構を通じて担い手などへ農地を集積し、農地の有効活用や農業経営の効率化を支援する制度であります。

事業の流れといたしましては、市は地域の話し合いで人・農地プランに担い手、受け手を

明確化し、受け手や出し手の状況を把握しておきます。

一方、農地中間管理機構は、受け手、借り受け希望者の募集を行い、受け手の希望内容的に把握しておきます。

また、機構への出し手については、市が貸し付け希望者の募集を行い、機構の貸付基準に適合すれば、機構はその農地を借り受け、市は機構が借り受けた農地について、受け手希望者の中から貸付決定ルールに則して貸付案をつくり、機構が市の貸付案に基づき貸付先を決め、県知事の認可を得て担い手、受け手への耕作権が移行することになります。

次に、地域別の進捗状況についてお答えします。

地域はJAの支所ごとに6地域において作成しています人・農地プランの地域ごとでお答えいたします。

まず、柳川地区は約488ヘクタール申し込みがあります。また、昭代地区は約2ヘクタール、蒲池地区は約3ヘクタール、三橋地区は約215ヘクタール、大和地区は約111ヘクタール、皿垣開地区は約296ヘクタールとなっており、全体で約1,115ヘクタールとなっており、本市全体の農地の約25%となっている状況です。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

今、概要は説明をしていただきましたが、その進捗状況について農協の支所ごとということでしたが、かなりばらつきがあるようですが、この原因は一体何だと思われませんか。

農政課長（林 誠君）

事業が進んでいるところと進んでいないところは確かに議員言われるとおりにあります。事業が進んでいるところは、以前から転作作物のブロックローテーションなどについて、地域内の営農組織や個人担い手などで話し合い、協議されてきた基盤があることは一つの要因だと考えております。

また、事業が余り進んでいない地域の要因ですが、農地中間管理事業が進んでいる地域と比較いたしまして、営農組合員の加入率が比較的低いことや担い手による作付率が低いこと、また担い手の作付農地が全体的に点在していることなどが考えられると思います。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございます。なかなか難しいところもあるんだろうとは思いますが。

そこで、担い手の農地集積を進めていくためには、農地を貸し出すほうへの当然支援が欠かせないと思うんですが、どのような支援策があるのか、また担い手のほうにもそういった支援があるのか、お聞かせください。

農政課長（林 誠君）

支援策という御質問ですので、お答えいたします。

農地中間管理事業の国の支援策には、個々の出し手に対する支援策としては、経営転換協力金や耕作者集積協力金があります。また、地域に対する支援として地域集積協力金があります。

経営転換協力金は、経営を転換する農業者やリタイアする農業者に対して、全ての自作地を10年以上通年で機構に貸し付け、機構から受け手に貸し付けられる新規集積の場合で、1ヘクタール以下は10アール当たり40千円、また1ヘクタールを超え2ヘクタール以下は1戸当たり500千円、2ヘクタールを超える場合は1戸当たり700千円の交付単価となっております。

また、耕作者集積協力金は、農地中間管理機構の借り受け農地や借り受け希望者が経営する農地に隣接する農地、または2筆以上の隣接する農地について、みずから耕作する農地を機構に貸し付けた所有者や所有者が農地を機構に貸し付けた場合の耕作者が対象農地を10年以上通年で機構が借り受け、連担化した農地が同一の受け手に貸し付けられる農地に対して10アール当たり5千円が交付されます。

また、地域集積協力金は、農業振興地域の定められた区域内の農地の面積に占める農地中間管理機構への貸し付け割合に応じて交付されます。平成30年度で申しますと、2割を超え5割以下の場合には10アール当たり10千円以内が交付される予定です。また5割を超え8割以下の場合には10アール当たり14千円以内の交付が予定されています。また、8割を超える場合は10アール当たり18千円以内の交付が予算の範囲内で交付される予定となっております。

さらに、県の独自の事業として、出し手に対する支援策としての農地集積交付金などがあります。受け手の支援については、直接的な交付金などの支援はありませんが、規模拡大に伴う地権者への農地の賃借料などの対応が個人対個人から農地中間管理機構の一本に簡素化するメリットなどがあります。

以上です。

8番（白谷義隆君）

余り難しくてよくわかりませんが、いろんな協力金があるということですが、経営転換協力金が1ヘクタール以上、10アール当たり40千円とかありましたね。これは貸し付けた場合に、その年度に対して来るという理解でいいんですか。貸し付けた年度にその分だけ来るという理解でよろしいんですか。

農政課長（林 誠君）

経営転換協力金につきましては、国に10年以上土地を貸して経営をやめるか、経営を例えば米、麦、大豆と園芸を複合経営されてある方が園芸だけに絞るとか、そういう経営を転換される場合に、その年、農地中間管理機構に土地を貸し付けた年のみに支給される交付金です。

以上です。

8番（白谷義隆君）

そうすると、また後で耕作者集積協力金というのがありましたが、これは重複してもらえるんですか。

農政課長（林 誠君）

耕作者集積協力金につきましては、例えば、農地中間管理機構の借り受け農地や貸し付け希望者に対する隣接する農地、または2筆以上の隣接する農地について、耕作する農地を機構に貸し付けた所有者、そういう条件に適合した場合は二重に来るといえるのか、それを足した形で来る形になっております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

条件が合えば重複してもらえるということですね。

そのうち1つわからなかったのが、地域集積協力金というのがありましたね。これは2割を超え5割以下とか、いろいろあるようなんですが、これは地域集積協力金というのは、貸したほうに来るんですか。そうすると、これも合わせてもらえるといいのか、よくわかりませんが、そこら辺もう少し説明をよろしいですか。

農政課長（林 誠君）

地域集積協力金につきましては、農業振興地域内の定められた区域、区域を定めて、その区域に貸し付けされた農地の割合に応じて、まず地域に来る協力金です。それで、先ほど申しましたけど、例えば、平成30年に予定されている分につきましては、その地域で農地中間管理機構に2割を超え5割以下を貸し付けられた場合は10アール当たり10千円が交付され、また5割を超え8割以下の場合は10アール当たり14千円が交付され、また8割を超える場合は10アール当たり18千円が地域に交付されます。それで、地域で使い道といいたいでしょうか、その分については地域で検討され、いろんな使用を地域で検討されて、使われているのが過去の例でございます。

以上です。

8番（白谷義隆君）

地域に来るといえるのはよくわかりました。現実的に地域というのは、さっき地域別の進捗状況をお聞きしました。その場合は、農協の支所ということでしたね。この場合の地域とはどういう意味合いですか。

農政課長（林 誠君）

まず、人・農地プランの地域が一つのエリア、6地区が一つのエリアになっていきますけど、その中で現状的には営農組合の組織がありますけど、その営農組合の組織で経営される農地を細分化といえるのか、地域ごとでまた地域を決めてあります。それで、分がいいといえるのか、割

合が多くなるように、貸し付け率が多くなるように地域を設定されて、地域集積協力金が多いレベルの上に上げられるところで交付されるようになっていきますので、人・農地プランのエリアよりもその地域というのは多くなっております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

済みません、私、余りよく理解ができなくて。

その地域というのが、例えば、私たちは行政区域だとか小学校校区とか、そういった地域しか想定ができないんですね。ですから、例えば地域の実行組合とかありますよね。そういった地域がよくわからない。

市長（金子健次君）

福岡県の場合は、九州農政局の流れもありますけれども、営農集団というのが進んでおります、その中間管理機構については。そういう面では、もう少し林課長、わかりやすくどこどこ例えてもらったほうが、伊藤議員はもうずっとうなずいてあったので、もうちょっとわかりやすく説明したほうがいいよ。

農政課長（林 誠君）

例をとって御説明いたしたいと思います。

例えば、JA柳川支所管内に一つの人・農地プランを作成しております。その中で、地域というのが営農組織があぐりと水郷柳川と白秋と両開とあります。法人が4つあります。その4つの法人の耕作してある農地を中心に地域をつくってあります。だから、柳川支所管内ではその法人組織の4つの管理してある農地を中心に4つの地域が作成してあります。例えば、皿垣とかやったら皿垣支所管内に皿垣の法人1本です。そういうところは1本でエリアをつくってあります。例えば、大和とかやったら六合とか北東とか、そういう経営農地が集中しているところでエリアをつくってありますので、大和もその営農組織の数だけ、法人の数だけエリアを作成して、その中間管理機構で取り組んであるところは、そういう現状になっております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

大体わかりました。ありがとうございました。

それでは、今まで事業を進められてきているわけですけど、そうした中で、いろんな問題点を先ほど地域別のところでお聞きをしましたが、全体的に課題とかも見えてきたんじゃないかと思うんですけど、その感じられた課題とその対応策についてあれば教えてください。

農政課長（林 誠君）

農地中間管理事業を進める上の課題、対応策という御質問にお答えいたしたいと思います。農地中間管理事業を推進する上の課題につきましては、この事業は地域の法人となった集

落営農、先ほど話しましたが、集落営農組合が中心として行われる集積事業だと考えていますので、法人化していないと、なかなかこの事業に取り組むのは難しいということで、まず現在、法人が行われていない地域がございます。その理由といたしましては、経営規模が小さい営農組合という点がありますので、そういうところの法人化、例えば合併等を行って法人化していくというような法人化をまず進めなければならないと考えております。

また、取り組まれている地域においても、法人化が進んでいる地域においても地権者の理解が得られていないことや、所有者が死亡されている農地については、相続人全員の同意が必要なことなど手続が現在複雑な点などがあると考えております。

対応策といたしましては、先ほども申しましたが、営農組合の法人化を推進し、事務手続の簡素化などを進めていかなければならないと思っております。

実際多く取り組まれている、今先ほどお話ししましたが、柳川地区が先進的に取り組まれていますけど、その柳川地区におきましては、実際営農組合と大規模な担い手農家を中心にこの事業を集中的に取り組んでいただき、事業の進捗に向け、日程等を決め、計画的に手続を進めていただく手法は効率的に進める一つの方法だと考えております。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

先ほど課長は進捗状況の中で、市全体の25%ぐらいという答弁がありました。最終的にこの農地中間管理事業でどれぐらい、どこが目標なのか、最終的にどれだけ農地の集積を図っていこうと考えてあるのか、それと、その対応についても今聞かせていただきましたけど、課題の対策として聞かせていただきましたけど、ほかにその目標達成のために対策とか別段あれば教えてください。

農政課長（林 誠君）

まず、農地中間管理事業の数値的目標という御質問にお答えいたしたいと思えます。

農地中間管理事業の目標といたしましては、以前から行われております利用権設定と合わせると、現在の集積率が本市の農地の約57%となっております。これから国、県が示しております80%に少しでも近づきたいと考えておりますので、利用権設定と合わせたところの面積を80%に少しでも近づきたいと考えております。

また、今後の取り組みとしましては、先ほども申し上げましたが、地域の営農組合の法人化の推進や地域への制度の周知、また効率的な手続や簡素化などにより、今後、担い手の高齢化がさらに進み、後継者の減少が考えられる中、土地利用型農業においては、農地中間管理事業などを活用することは大変重要なことだと考えておりますので、これからもしっかりと進めていきたいと考えています。

以上です。

8番（白谷義隆君）

ありがとうございました。頑張っていたきたいと思います。
これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。
ここで10分間休憩をいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番江口義明議員の発言を許します。

2番（江口義明君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番江口義明です。議長の発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1つ目は、柳川の水辺の景観、水質、生態系について、2つ目は、柳川市における観光客の誘致について、3つ目は、海外からの労働力の誘致について、最後に、不妊治療について質問させていただきます。

私は、平成29年3月の市議会一般質問において、しなやかな柳川のまちづくりといった内容で、掘割に関する質問をさせていただきました。そのときは、故広松伝さんの河川浄化計画の実行により水路が市民と密着につながっていたころの状態に復活し、そのドキュメント映画として「柳川堀割物語」に紹介されていることをお話しいたしました。何回かやり取りを行い、水路課長の答弁後に、私は課長に対し、水環境の整備は自然との共存であり、国や県に働きかけながら、柳川の自然にマッチした整備を積極的に推進していくようお願いいたしました。

そこで、本日の一般質問に入りたいと思います。

昭和六十二、三年ごろ、川下りコースに水草や藻が繁殖したため、ソウギョを放流し藻の繁殖を減少させることができ、川下りの船の往来がしやすくなったと聞いております。その反面、堀の中の藻はかなり減り、流水を阻害しなくなりましたが、掘割の生態系が壊れてしまい、機能や役割がなくなってきております。

水草や岸辺のヨシやカヤなどが水質浄化につながっているのは皆さん御存じのとおりですが、護岸が整備され、さらに、ソウギョが川岸のヨシや護岸の草等を食べてしまい、小魚のすみかや産卵場所までなくなり、昔からいた魚が減少しております。また、昔ながらの柳川独自の自然な掘割の景観もなくなりつつあるように思います。

そこで質問でございますが、掘割の景観について、どのような配慮をされているのかお伺

いいいたします。

あとの質問は自席より行いますので、議長のお取り計らい、よろしく願いいたします。

水路課長（松永泰治君）

江口議員の御質問にお答えをいたします。

掘割の景観についてどのような配慮をしているのかとの御質問でございますが、平成29年市議会第1回定例会で御答弁いたしましたとおり、昔ながらの景観を損なうことなく、その地域に合わせた整備を実施いたしております。基本的な事項は、柳川市掘割を守り育てる条例や景観条例によりまして、掘割の保全や景観の保全に努めてまいっております。

特に川下りコース沿いは、歴史を感じさせる護岸や古い建物が残されておりますが、掘割の護岸補修につきましては、従来からの石積みであれば可能な限り石積みでの補修を行い、木柵や松くいでの詰めくい工法であれば、従来どおりの自然素材や工法を使っております。

老朽化した護岸や歩道についての一事例であります。平成29年度も引き続き、都市計画課にて社会資本整備交付金事業を活用して、柳川市役所南側の水辺の散歩道を袋町から坂本町の約700メートル区間において補修を行い、従来どおりの掘割の景観保全に努めております。

親水性を高めるにはフェンスなどを設けないほうが望ましいと思われませんが、掘割沿いの車道や歩道では、安全性を確保するために、ガードレールではなく植栽帯で行い、自然との調和、風情も考慮をいたしております。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。確かに川下りコースには歴史を感じさせる護岸や昔ながらの建物があり、川岸の整備や補修も、自然との調和や水辺の風情も考慮していただいております。しかしながら、もともと柳川の掘割の生息していた魚は激減したようにも思います。

昔は掘割で、ウナギばえ、ウナギろーげ、びんつけと言われる道具を使って魚を捕獲されておりました。現在見かけなくなった魚は、ウナギ、ドンコ、ダゴバエ、ドジョウ、ナマズ、コイ、メダカ等ではないかと思っております。私が幼かったときは、掘割にはたくさんのこれらの魚がいたように思いますが、現在ではほとんど見ることはできなくなっております。

昔からいた魚が減った原因としては、恐らく外来種であるブルーギル、ソウギョ、ミシシippアカミミガメなどがふえたためではないかと考えております。

そこで、外来種を駆除する対策や、本来、掘割の持っている生態系の保護の取り組みについて、お尋ねいたします。

水路課長（松永泰治君）

ブラックバス等の外来種を駆除する対策や、掘割の生態系への保護の取り組みの御質問でございますが、現在、外来種の駆除が進んでいる状況ではございませんが、市内の水路、掘

割には、魚類だけではなく、水草の一種であるブラジルチドメグサの繁殖が確認され、流水の阻害や生態系への保護の面からも、地元と一緒に駆除をしてきております。

その際は、市報や地元水路委員会で駆除の協力依頼を呼びかけた結果、徐々にではありませんが、市民の方からの情報提供や周知が行き渡りまして、地元清掃活動で駆除をしていただき、人力での作業が困難な場所においては、水路課にて重機を使った駆除を行いました。完全駆除とは言えませんが、地元との連携により、流水、流量の改善や自然環境の回復を行うことができました。

今回、城堀の落水期間中の2月21日に、生活環境課との合同で魚類の外来種調査を実施いたしました。まず、どのような外来種がすんでいるのかを確認する必要がありますので、年に一度の落水時期に合わせて実施したところでございます。

場所は、柳川市役所南側の水辺の散歩道沿い、袋町から日吉神社の川下りコース沿いの掘割で、調査結果は、31匹捕獲しました中に、マブナ、ヘラブナの在来種が15匹、残り16匹が外来種でありまして、ブラックバス、ブルーギル、ミシシippアカミガメが確認できました。外来種対策は国、県、近隣自治体とも連携をして対策を講じてまいりたいと考えておりますが、引き続き、在来種や生態系の保護に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。そこで提案なんですけど、そういった外来種を駆除するために、例えば、外来種を釣って持ってきた方には、ジュースや、やなぼのポイントを提供してみてもいかがでしょうか。これは御検討していただければと思います。時代とともに掘割の景観は変化していくと思いますが、柳川に合った整備をしてほしいと思っております。

そこで、掘割の水は透明度があり、清らかであることが必要です。私は冒頭にお話しした水草や藻に注目をいたしております。繁殖すれば流水を阻害することは理解できますが、水質浄化には藻の生息は必要と思っております。藻には酸素の発生や小魚の生息、産卵場所として役割を持っております。

川下りにおいては、さおを差す際に邪魔になるかもしれませんが、ある程度の藻の生息は必要ではないかと思っております。柳川の掘割にコイが泳ぎ、ウナギ、ハエ、小魚などが船や岸辺から見ることでしたら、市民の皆さんはもとより、観光客の皆様も喜ぶと思っております。

そこで提案なんですけど、コイや小魚を少量ずつでもよいので放流すれば、昔の掘割に戻るのではないかと思います。私の父は、子供のころは掘割の川下りコースで泳いでいたと聞いております。そのようなきれいな川に戻したいと思っております。どのような対策を行うことができるのか、お伺いいたします。

水路課長（松永泰治君）

水草の生息は、掘割のためにはある程度必要ではないかとの御質問でございますが、江口

議員の御提案のとおり、掘割にとってある程度の水草は、水質浄化や生態系を守る上でも必要であると考えております。水草の生息は、光合成により水中に酸素を供給する効果や、小魚の生息や産卵所となりますので、御意見は議員おっしゃるとおりであると思っております。ただし、水草が繁殖し密集すると、流水の阻害をし、下流地域への流量が少なくなりますので、農業用水、生活用水等に少なからず影響があるものと考えております。

現在、二ツ川は三橋町の一部、柳川南部地域に水を供給する重要な河川でありますので、毎年4回水草刈りを実施し、流量の確保に努めております。

次に、コイや小魚を放流すれば昔の掘割に戻るのではないかと御質問でございますが、まずは放流ではなく、掘割の環境整備、具体的には、魚がすみつき産卵ができるような自然環境を整えることが必要ではないかと思っております。

最後に、掘割をきれいにするにはどのような対策がありますかと御質問でございますが、本市では、合併浄化槽設置の推進と公共下水道の普及で水質の浄化を図っております。合併浄化槽につきましては、国庫補助金に加え、市単独の補助を上乗せするなど、公共下水道とともに力を入れております。

城堀においては、船による清掃、浮遊物回収を行い、市内水路全域においても、水路清掃嘱託員により清掃を行っております。

去る2月18日の落水期間に実施しました、堀と道クリーンアップ大作戦においては、約2,100名の多くの皆様に参加をいただきました。

沖端水天宮前の掘割では、ダバを着て、干し上がった堀底におりて、ごみを拾っていただき、水草を刈ったりして、通常ではできない川底の清掃を実施しました。掘割をきれいにすることができましたので、今後も市民、事業者、行政が一体となり、柳川のきれいな掘割を維持していきたいと思っております。

以上、御質問に答弁とさせていただきます。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。掘割の水は、農業用水、生活用水としても、もちろん必要な水でございますので、影響を与えないようにしながら、魚のすみやすい自然な環境を整えていただきたいと思います。また、掘割をきれいにする対策もさらに取り組んでいただきたいと思います。

そこで、次の質問ですが、きれいな掘割に多くの魚を見ることができるようになれば、自然と観光客の誘致にもつながるのではないかと御質問でございます。前回の質問でもいたしました。本来、観光とは、その地の人々と触れ合い、その風土を楽しむことだと思います。つくり上げた観光地は、余り長続きいたしません。その土地が持っている自然の景観に人々は癒し、安らぎ、憩いを求めていると思っております。それに応えることができれば、リピート率もさらに上がるものと思います。

しかしながら、掘割などの整備を進めても、観光客の誘致を進めないことには、柳川の観光は発展いたしません。東京での「まるごとにつぼん」など、さまざまな機会や場所で柳川市のPR活動をされていると思いますが、その成果はいかがでしょうか、お伺いいたします。

観光課長（松藤満也君）

江口議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、観光とは、地域の人々と触れ合い、その風土を楽しむことであり、その土地の光を見ることが観光であると考えています。また、リピート率を上げるためには、満足度を高めることが重要なポイントとなります。

柳川の観光は、川下り、ウナギのせいろ蒸し、白秋生家など既存の観光資源がありますが、水郷柳川ゆるり旅や柳川観光第2のエンジン創出事業で、柳川ならではの地域資源の掘り起こしを行い、滞在力の強化に取り組んでいます。

また、「おもてなしの心日本一」を掲げ、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」を進めており、市民の皆様の御協力をいただき、掘割や道路の清掃活動や挨拶運動を進め、一過性ではなく、継続したおもてなし活動に取り組んでいるところでございます。お客様の視線を意識し、美観保全を進め、また来たいと言っていただけの満足度の高いまちづくりを継続してまいります。

御質問のPR活動について、柳川市観光協会と、今年度の委託事業の一環として、旅行会社を訪問するキャラバン隊で柳川観光のPR活動を行いました。建設経済常任委員会の皆様にも御参加いただいたところでありまして、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。

そのほか、「まるごとにつぼん」では、柳川ブースを設け、パンフレットなどによる情報発信を行っています。また、福岡観光プロモーション協議会に加盟し、修学旅行の誘致活動や国内外のプロモーション事業に参加しています。

ここで、新年度事業といたしまして、西鉄ディステーションキャンペーンを計画しております。平成31年春に西鉄の観光列車、これ、名前が「THE RAIL KITCHEN CHIKUGO（ザレールキッチン チクゴ）」ということですが、その運行開始に向けて柳川市内のにぎわいを創出する取り組みを行う予定でございまして、本議会に関連予算を上程しておりますので、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

プロモーション事業の直接の成果の把握は難しいということですが、観光動態の結果が参考になるものと考えています。今年も作業を始めておりまして、6月末に取りまとめを予定しております。

ここで、なお、先月の2月22日に共同通信グループのマーケティング、コンサルティングを行っている会社である、アウンコンサルティング株式会社が発表した訪日台湾人のトレンド調査によりますと、2017年中に台湾インターネットユーザーによる日本の地域や観光名所

の検索で「柳川」を検索された件数が、前年の2万8,900回から21万2,000回と、前年比7.3倍で、全国トップの上昇率となっております。ちなみに、2位の北海道でございますが、「小樽運河」が2万3,400回から5万6,500回と、前年比2.4倍であるということでございます。柳川が極めて大きな上昇であります。

これは、2016年に事業を始めた、やさしい日本語ツーリズム事業のターゲットを台湾に設定し、11月には市長のトップセールスなどを実施した効果と、2017年2月に観光大使に就任いただいた、台湾東呉大学の郭獻尹先生のSNSなどによる情報発信、また、「台北国際旅行博ITF2017」出展時に御協力いただきました。そのプロモーション活動を行ったことなどが結果にあらわれたものと考えているところでございます。

長くなりましたが、以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。「柳川」を検索された件数が2万8,000回から21万回と約7倍で、全国トップの上昇率ということは大変喜ばしいことではございますが、実際に柳川に訪れていただくことが大切であります。今後も柳川市におきましては、観光客の誘致に対しまして、さまざまな事業に取り組んでいただき、国内外の方々を積極的に誘致し、成果を上げていただきたいと思っております。

現在、大河ドラマでは、鹿児島を舞台とした「西郷どん」が放映されており、鹿児島の観光もさらに盛り上がっているようでございます。これまで大河ドラマの舞台となったところでは、多くの観光客が訪れており、その経済効果などは、はかり知れないものであると思われれます。さらに、地場産業や物産などの発展にもつながっているものと思われれます。

柳川市におきましても、立花宗茂と閻千代を題材として、2020年を目標に招致活動をされております。私たちも、早く大河ドラマの招致ができることを望んでおります。また、柳川城の再建も多くの方が望まれております。現在の招致活動の状況をお伺いいたします。

副市長（成松 宏君）

江口議員の質問、大河ドラマ招致活動の現状、現在についてお答えいたします。

大河ドラマの招致活動につきましては、昨年8月1日に立ち上げました柳川市内の50団体で組織いたします、「立花宗茂と閻千代」NHK大河ドラマ招致柳川委員会、それから、10月8日に立ち上げました福岡県とゆかりの地40団体で組織いたします広域的な委員会の2つの委員会を中心に、着実に今、招致活動を進めているところでございます。

活動内容につきましては、大きく3つございます。日常的なPR活動、それから、単発を主にするイベント・キャンペーン、そして、NHK訪問の3つを実施しているところでございます。

日常的な活動については、3つほど紹介させていただきます。

まず、宗茂役と閻千代役のイメージキャラクター、これは立花家史料館の専属俳優により

ますイメージ戦略活動でございます。

なお、イメージキャラクターが着用しております甲冑の製作に当たりましては、商工会議所が中心となりまして、資金集めをしていただいたところでございます。

それから、2つ目、専用ホームページ、パンフレット、リーフレットによります人物あるいは時代背景を紹介する啓発活動を実施しております。

それから、3つ目でございますけれども、のぼり旗、ポロシャツなどのグッズを活用した機運醸成活動を実施しているところでございます。

それから、次に、大きな枠の3つある中の2つ目のイベント・キャンペーンにつきましては、昨年中は、三柱神社で行われました、おにぎえでの招致PR、西鉄天神福岡駅やJR博多駅でのチラシ配布、それから、12月23日には、総合保健福祉センター水の郷におきまして、立花宗茂生誕450周年記念シンポジウムを実施したところでございます。

また、ことしに入りまして、1月13日、14日の2日間、東京浅草「まるごとにつぼん」で開催いたしました柳川フェアにおいて、イメージキャラクターの出演ステージ、台東区の町なかの練り歩きを実施したところでございます。

いずれのイベントにおきましても、多くの参加者、観客が訪れまして、しっかりとPRができていくというふうに考えているところでございます。

最後に、大きな枠の3つ目、NHK訪問についてでございますが、福岡放送局に11月10日、東京本社に11月17日に、いずれも小川知事に御同行いただきまして、福岡では城本福岡放送局長、東京では上田会長に直接市長がお会いされまして、お願いをしてきていただいたところでございます。

訪問に当たりましては、パンフレット、それから、企画書のほかに、委員会で独自に制作した大河ドラマの物語の骨格となりますプロットを持参いたしました。この企画書とプロットにつきましては、東京本社のドラマ部長から、すばらしいできればだということでおほめの言葉をいただいたところでございます。

以上が、これまでの経過も含めた招致活動でございますけれども、今現在の招致委員会での活動につきましては、日常的なPR活動をしっかりと進めているところでございます。

それから、2つ今の活動ということで御紹介させていただきますと、一つは、水郷柳川ゆるり旅の中で、3月21日に、水曜日祝日ですけれども、吉田秀樹先生によります、ぶらり柳河～柳川寺町編～ということで、まち歩きのイベントがございます。閻千代菩提寺等をめぐる旅に、まち歩きになっております。

それから、もう一つ、4月15日日曜日に、市民会館の指定管理者九州ビルサービスが企画・主催しておりますイベントでございますが、テレビ等で活躍されております東京大学の本郷和人先生をお招きして、「なぜ今、立花宗茂なのか」という講演・トークセッションが開催されます。本郷先生は、2016年暮れに放送された「林修の今でしょ」という番組におき

まして、大河ドラマの主人公にしたい歴史上の人物として、伊の一番に立花宗茂公を推薦していただいた先生でございます。また、先生は大河ドラマ「平清盛」の時代考証を担当されているということでもございます。開催当日の講演におきましては、皆さんがわくわくするような話を聞かせていただけるものと思いますので、議員の皆さん、市民の皆さん、どうぞ御参加のほうをよろしく願います。

今回の大河ドラマ招致活動につきましては、昨年が宗茂公生誕450周年、2020年が再封されて400周年ということで、それが招致活動のスタート、きっかけということでございますけれども、確かにそれはきっかけではございますが、その背景には、これまでの柳川城を再建する会の地元に着したしっかりとした取り組み、それから、ことして3年目になりますが、会議所が中心として実施されております、へそくり山での柳川城の仮城の築城、あるいは柳川ゆるり旅やボランティア活動による歴史まち歩き、同時代を生きた田中吉政公の顕彰活動、それから、もちろん立花家史料館、柳川古文書館による積み重ねられた研究、資料、そういったものと、それから、地域おこし協力隊の外から目線とコネクション、こういったものがうまく重なり合って、今回の招致活動につながり、動き出したものと考えております。

この動き出した招致活動を通して、子供たちや市民の皆さんが宗茂・閻千代の豊かなエピソード、物語を学んで、地域に誇りを持ち、強い主体性を醸成するひとつづくり、足腰の強いまちづくりに結びついていくように、招致委員会の各メンバーはもちろんのこと、議員の皆さん、市民の皆さん、ゆかりの地の皆さんと一緒に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御支援、御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

長くなりましたが、以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。立花宗茂と閻千代につきましては、柳川市民の多くの方が地元のお殿さまとして認識はしておりますが、実は、豊臣秀吉にも高く評価されて、とても偉大な戦国武将であります。地元を盛り上げるためにも、多くの市民の皆様に対するPRも必要であります。そして、地元の盛り上がりが大河ドラマの招致に大切な要素であると考えております。

大河ドラマの招致が実現したならば、観光客の誘致に大きな成果をもたらすものと思います。さらに、それに伴い、柳川城の再建などが実現すれば、さらなる観光の発展にもつながると思います。今後の大河ドラマ招致活動につきましては、ぜひとも実現させていただき、全市を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の3点目の、海外からの労働力の誘致について質問いたします。

厚生労働省は、平成27年6月24日、2025年に介護職員が全国で約38万人不足するという推計を発表いたしました。2025年といえば、団塊の世代が75歳以上になる年で、要介護者の数も相当な数に上がると予測されております。今後、年を追うごとに低下していき、2020年に

は約20万人の不足、そして、2025年には約30万人の介護職員が不足すると推計されております。

そこでお伺いいたしますが、本市の労働力はいかがでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

本市の労働力についてお答えをいたします。

まず、全国的なレベルで見ますと、平成26年に国の有効求人倍率が1倍を超え、それ以降は年々上昇しております。昨年12月においては、1.59倍まで上昇し、継続的な上昇傾向となっております。

有効求人倍率が1倍を超えるということは、企業が求めていた雇用数が職を求めた人を上回っていると、そういうことでございますので、全国的に人手不足が生じていると、そういうことが伺えると思います。

本市におきましては、柳川市の管轄でありますハローワーク大牟田での数字でお答えをいたしますと、ここ数年の有効求人倍率は1倍を超え、最新の有効求人倍率は1.71倍となっており、本市でも国と同様に人手不足が生じていると、そういう状況だろうと考えております。

以上でございます。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。国の求人倍率が1.59倍、柳川市においても1.71倍と、深刻な人手不足が生じていることがわかります。少子・高齢化に伴い、介護にかかわらず人材不足はどの業種にもかかわってきております。

昨年初めて外国人労働者が100万人を突破いたしました。しかし、外国人労働者の多くは、本来、働くことを目的としない留学生や技能実習生であります。国は雇用目的の本格的な外国人の受け入れを検討中とのこと。また、人手不足の解決策として歓迎する声もあります。

例えば、埼玉県川口市、金属製品の会社で、フライパンやマンホールのふたをつくっておりますが、1,500人中100の方が中国やベトナムから来た外国の方たちで、残業や休日出勤をして納期を間に合わせているという現状だそうです。そして、愛媛県の今治市といえば今治タオルですが、これも現在、2,700人中、外国人の方が150人働いていらっしゃいます。日本ブランドも外国の方の支えがあるという現状です。

近隣では、大分県別府市に立命館アジア太平洋大学がございます。この大学は、地域に根づく大学版の地方創生を実現しております。学生の半数を留学生が占めており、約80カ国から3,000人規模が集まる国際色豊かな大学で、開学から15年が過ぎ、別府市は変わったとのこと。

大分県は大学誘致に伴う波及効果の検証レポートを作成し、その中身によると、教職員の

人件費や学生、来学者の支出などもろもろで、経済効果は約211億円。別府市の人口は1,980年の13.6万人をピークに減少が続いておりましたが、2,000年以降は増加に転じて、12.5万人の水準を維持しております。大分県民の多くの方が、大学ができてよかったと評価しているそうです。

大分県は大学版の地方創生をやり遂げ、総事業費300億円のうち、大分県が150億円、別府市が42億円を拠出し、大学用地の無償譲渡も行われました。大学誘致で地域振興を狙う珍しいプロジェクトでしたが、今やすっかり地域に根づいております。

留学生のほとんどが日本へ就職し、卒業後の進路も実に多彩で、約400の企業が大学を毎年訪問いたしております。就職を希望する留学生の就職率は90%という高さで、大半が日本企業で占めております。

本市で財源を拠出して大学誘致をするにはハードルが高いと思われませんが、既に地元の柳川高校ではそれに似たことをしております。2016年5月に柳川高校附属タイ中学校を開校いたしました。これは、タイの現地に中学校を設立し、卒業後、毎年30人が本市の柳川高校に入学いたします。高校入学までに日本語を身につけており、日本の学生と何ら変わりなく生活が送れます。その後、大学進学やタイでの就職、日本での就職とさまざまな進路になります。

そこで、先ほども話しましたが、日本で働く外国人労働者が100万人を突破し、国は雇用目的の本格的な外国人の受け入れを検討中です。人手不足解決策として歓迎する声もありますが、本市としてそういった取り組みについてのお考えがあるのかお伺いいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをしたいと思います。

まず、人手不足対策としての外国人労働者の受け入れについてお尋ねがございましたけれども、まずは、人手不足対策としての国や市における現在の取り組みについてお答えをさせていただきたいと思います。きのうの菊次議員の答弁とかぶるところもあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

国は、生産年齢人口が減少していく中で、女性や高齢者の活躍の場を広げていくなど、日本人労働者の潜在的供給能力を高めていくということ、それと、ITの活用によりまして生産性を高める取り組みを推進いたしているところでございます。

そこで、市といたしましては、平成28年度から柳川おしごと広場というものを開設いたしまして、国や県と連携して、働きたい子育て中の女性や中高年者等を対象としたセミナーや個別相談会を実施しているところでございます。

また、就職希望者と企業のマッチングを図るために、平成27年度から市内で頑張っている企業を市報で紹介し、平成28年度から市内の企業を実際に見学するイベント、やながわオープンファクトリー、それと、企業での就業体験を行うインターン・バイターンモデル事業を

実施しているところでございます。

先ほど江口議員のほうから、人手不足解決のための外国人労働者の受け入れということについて市はどう考えるかというお尋ねでございましたけれども、外国人労働者受け入れにつきまして、国はIT活用による生産性向上や女性、また高齢者の参加を推進していくとともに、それでも人手不足を解消できない分野に限って、専門性を持った外国人を受け入れるあり方について、早急に検討を進め、国は、ことしの夏に方向性を示したいと、そういうふうに行っているところでございます。

市といたしましては、外国人労働者の受け入れにつきましては、今後の国の対応を注視していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。現在行っているやながわオープンファクトリーや、インターン・バイターンモデル事業と、さまざまな事業をさらに繰り広げていただき、雇用につながるよう積極的に頑張ってくださいようお願いいたします。

それでは、最後の質問、不妊治療について質問いたします。

昨年10月、第48回衆議院選挙が行われ、そこで、自民党の公約の一つに、少子・高齢化社会の到来が急速に進んでいる現在、輝く人生100年時代を迎えるためには、国民の多くが不安に感じている子育て、介護の問題を解決することが不可欠です。このため、人づくり改革を断行し、政策資源を大胆かつ集中的に投入することで、お年寄りも若い方も安心して暮らし、活躍できる全世代型社会保障を目指すことが必要ではないかと考えております。

幼児教育の無償化を一気に加速し、2020年度までに、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育園の費用を無償化し、ゼロ歳から2歳児についても、所得の低い世帯に対して無償化をいたします。真に支援が必要な所得の低い家庭の子供たちに限って、高等教育の無償化を図ります。このため、必要な生活費を賄う給付型奨学金や授業料減免措置を大幅にふやすと書いてあります。

今までの一般質問でも上がっておりました保育料の値下げに対する質問は、課長の答弁によれば、近隣の市町村が安くしているため本市の保育料が高く見えるが、福岡県の中でも保育料は県平均より安くしているとのことでした。

市長は、子供というのは日本の宝であるので、自治体が保育料の値下げを決めることなく、国にしてもらおうべきとの答弁をしてこられました。そして、現在の政府の方針としては、保育料を2020年度までに無償化と掲げてあります。

市長が言うように、保育料問題は国が取り組んでいくものと思っております。これは本当にありがたいことでございます。そういった保育料の話を知り合いの方としているときに、ある話を聞きました。

保育料の無償化はうれしいが、保育園に通わせる子供がいません。不妊治療をしているが、なかなか子供ができませんとのことでした。

最近の調査で、不妊治療の検査や治療を受けたことがある、また、現在受けていると答えた夫婦が全体の16.4%に及びます。約6組に1組の計算となります。現在その夫婦が不妊治療を受けております。

不妊治療は初めから高額な費用がかかるわけではありません。まずは普通の婦人科を受診し、検査は1回数千円、男性は1回、女性はホルモンが変動するので5回ほど通院し、この検査は不妊の原因を特定するためのもので、不妊の原因が判明したら、原因の治療へ。もしなければ、タイミング治療を行い、通常半年ほどでかなりの人が妊娠されております。さらに妊娠しなければ、次の段階の人工授精となり、ここからが実費診療となります。1回10千円から30千円、数回繰り返して妊娠しない場合は体外受精、さらに妊娠しない場合は顕微受精へと進んでいきます。このあたりになると、1回300千円から700千円かかると言われております。どんなにお金がかかろうと、最終的に赤ちゃんができればいいのですが、やはり年齢が上がるにつれて確率は下がり、費用もはね上がる傾向がございます。

国立成育医療研究センターによると、各年齢別の体外受精により1児が出生するためにかかる医療費の平均は、30代前半で約1,500千円、40歳で約3,700千円ほどかかると言われております。

その2人は共働きをしており、ほとんどのお金を不妊治療に使っております。もちろん、県や市からの助成金も活用し治療を行ってきましたが、その助成金にも限度があるため、毎回、その多くを実費で賄っております。

本市の不妊治療助成制度及び助成金を活用した治療の実態はどういった状況か、お尋ねいたします。

健康づくり課長（大橋由美子君）

江口議員御質問の不妊治療の助成制度についてお答えをいたします。

本市は、柳川市特定不妊治療助成金交付要綱に基づき、県の不妊に悩む方への特定治療支援事業に該当された方へ、50千円を限度とした上乗せ助成を行っております。

県の助成制度の内容ですが、対象となるのは、医療保険が適用されない体外受精や顕微受精の治療を受けた法律上の夫婦で、一定の控除額を差し引いた後の夫婦の合計所得額が7,300千円未満の夫婦というふうになっております。

県の助成額は、1回の治療につき上限150千円となっておりまして、あわせて男性不妊治療を受ける場合には上限150千円の助成、初回治療の場合は、さらに上限150千円が上乗せをされます。

また、助成回数につきましては、治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は、43歳となるまでに通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は、43歳となられるまでに通算3回まで助成

を受けることができます。

なお、43歳以上の方は助成の対象とはなりません。

本市におきましては、1回の治療に要した費用から、県の助成額を差し引いた金額を対象に50千円を限度として助成をいたしております。また、県の対象要件のほか、本市に1年以上住民登録があることや、税の滞納がないことなども要件といたしております。

次に、助成金を活用した治療の実態についてお答えいたします。

市の助成制度を開始した平成22年度は、15組の夫婦に延べ22件、1,064,200円の助成を行い、その後、徐々に増加して、28年度には38組の夫婦へ延べ66件、3,329,600円の助成を行っております。

以上でございます。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。制度を開始した初年度は22件、そして、28年度は66件と増加しており、これだけ不妊治療の必要性が高まっております。

国が保育料の無償化を実行しても、そこに行かせる子供がいなければ意味がありません。

全国の例を見れば、群馬県の高崎市は新年度、国の制度にあわせて6回までとしていた助成回数の上限を撤廃する方針を決めました。7回目からは、6回目の助成上限額の3分の2を補助、妊娠を希望する夫婦が納得できるまで治療を受けられるよう、経済的、精神的負担を軽減し、少子化対策につなげるとのことです。

高崎市の市長は、子供を持つことを希望とし、治療すれば妊娠のチャンスが生まれる人を最大限支援していきたいと言っております。

少子化問題は不妊治療だけの問題ではありませんが、子供が欲しいのにできないという方もいらっしゃいます。本市としても、できることからやってみてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

私のほうから答弁いたします。

高崎市のケースを御紹介いただきまして、ありがとうございます。

現在、県内では60市町村のうち17市町村が県の助成額に上乗せをして助成を行っております。本市においても、先ほど不妊に悩む御夫婦の経済的負担を少しでも軽減することを目的に実施をしているところでもございます。

江口議員がおっしゃいますように、不妊に悩む御夫婦が高額な治療費を捻出することは、経済的にも精神的にも大変であるというふうに思います。

私のことですけれども、私は3月3日が結婚記念日で、45回目を迎えました。私も子供を授かることができなかつたんですね。悩む気持ちというのは十分に私はわかっておりますし、この額等についても、今後いろんな県下の状況、また、国の状況として全国の市町村の状況

等を勘案しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

それとあわせて、不妊に悩む御夫婦がこの助成金を利用して検査や治療を受ける機会を得られますように、制度の周知に努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

2番（江口義明君）

ありがとうございます。今、市長の答弁のように、不妊に悩む御夫婦が高額な治療費を捻出するということは、経済的にも、精神的にも大変なことでございます。しかしながら、将来を担うべき子供がいなければ、柳川市の未来は明るくありません。本市の財源は限られておりますが、子育てのまち柳川を推進していただき、より一層不妊に悩まれている多くの方に寄り添う柳川市であっていただきたいと思いますと思っております。

子供は柳川市にとって宝であります。子育てに対しても本当にしやすいまちになりますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、江口義明議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

午後1時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、6番荒巻英樹議員の発言を許します。

6番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。6番、自民党柳誠クラブ、荒巻英樹でございます。議長の発言許可をいただきましたので、質問をいたします。

本日3月6日は、二十四節気の一つ、啓蟄であります。春の暖かさを感じて、冬ごもりしていた虫が外にはい出てくるころのことであると言われております。例年より厳しかった冬でしたが、一雨ごとに暖かさを感じる季節となり、このまま順調に春が来てほしいものであります。

さて、国民を熱狂させてくれた平昌オリンピックですが、私も夢中になって日本選手を応援しておりました。金メダル4個、銀メダル5個、銅メダル4個と合計13個のメダル獲得は、冬季オリンピック最高の成績であり、特に銅メダルを獲得したカーリング女子の試合は、いつもはらはらどきどきでしたし、選手のふるさとである北海道北見市は大変盛り上がりおりました。同市のふるさと納税も例年の4倍になったと言われており、ハーフタイムで選手が食べていた地元名産のお菓子は数カ月待ちであり、改めてスポーツの持つ力を感じており

ます。ぜひ競泳の坂井選手にも、エネルギー源はウナギのせいる蒸しや柳川のノリだと言っ
ていただきたいと思っております。

それから、ことしもへそくり山に柳川城がよみがえりました。本市は、NHK大河ドラマ
の招致活動に取り組んでおりますが、招致実現の暁には、さらに多くの観光客がお見えにな
るわけで、観光の目玉として本物の柳川城の再建は不可欠だと私はかたく信じておりますの
で、招致活動と並行しての取り組みを切に願うものであります。

この場に立たせていただくのも46回目となりますが、顧みて、これまで何ができたのか、
そして、これから何をなさなければならないのか、まさに身の引き締まる思いであります。
私の質問が本市と市民の皆さんの明るい将来に向けての一助になることを願い、質問をさせ
ていただきます。

本日は、1、市境におけるカントリーサインの充実を、2、事業の取捨選択について、3、
郷土愛の醸成についての3項目について質問をいたします。

1、市境におけるカントリーサインの充実を。

まず最初に、カントリーサインって何のことだと思っていらっしゃる方も多いかと思いま
すが、ウィキペディアには次のようにあります。カントリーサインは、主に道路沿いなどに
設置されている標識の一種である。都道府県市町村の境界となる道路上に設置され、行政地
域の名称とともに、県章及び市章やおのおののまちの名物などシンボルを掲げているのが特
徴である。カントリーサインの設置は自治体ごとに異なり、地域によっては都道府県ではな
く各市区町村に任せられている事例も多く、統一されていない地域もある。引用を終わります。

単に市町村の名前だけのものから、シンボルマークと一緒に描かれているものもあります。
また、「ようこそ 市へ」や「またお越しく下さい 市へ」等が書かれた、言ってみ
ればようこそ看板であります。

そこでまず、本市におけるカントリーサインの設置状況、それから、必要性の見解につい
てお伺いいたします。

再質問及び他の質問は自席から行いますので、議長のお取り計らいをよろしく願いいた
します。

観光課長（松藤満也君）

荒巻議員の質問にお答えします。

市境における現在のカントリーサインの設置状況であります。県道久留米柳川線の下田
町に1基、それと208号線、東のほうから申し上げますと、今古賀に2基、同じく西のほう
に向かいまして、枝光に1基、そして、西蒲池に1基で、計の5基ございます。

これらのカントリーサインにつきましては、合併前に設置されたものでありまして、旧柳
川市と旧三橋町で重複している場所もあるため、現在の市境である場所に本来設置すべきも

のであるというふうに考えます。

しかしながら、カントリーサインの設置には多額の費用がかかります。現在、市街地内の案内サインの整備を行っており、カントリーサインの設置については、いろんなバイパス、443号線とか、385号線とかの道路の整備が進んでおります。交通形態が変化している状況でもありまして、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

参考までに、下田町にあるカントリーサインの設置費用についてでございますが、平成6年度に設置をいたしております。当時の設置費用として約4,600千円かかっておるということでございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私自身が一番目にしておりましたのは、最初に御答弁いただきました県道久留米柳川線の下田町、要は大木町との境ですよね。ちょうど神社のところだったと思いますけれども、それと、あとは国道208号線の枝光になるんですかね、有明海沿岸道路が上を通っているところですよ。

ということで、デザインからして旧柳川市のマークでしたので、合併前の建設だというふうには想像はしてございましたけれども、合併前に取り組みをされていたが、合併後にはまだ取り組みをされていないということですね。はい、ありがとうございます。

それで、平成6年度に1基4,600千円ということによろしいんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

それで、やはり観光客の方は、最近では電車でお見えになる方も一定量いらっしゃいますが、どうしても車でお見えになる方が多いわけですが、実際に主な道路、主要道路の交通量というんですか、通行量というんですかね、上位五、六地点ということで、できれば教えてください。

都市計画課長（高須 亨君）

荒巻議員の質問にお答えします。

平成27年度発表の国土交通省交通センサスより、主な国道や県道の市境もしくは市境に近い調査箇所での24時間の交通量調査の結果をお答えしたいと思います。

まず、国道443号現道のみやま市に近い調査箇所では1万6,006台、同じく国道443号バイパスのみやま市に近い箇所では1万3,005台、それと国道208号の大川市に近い調査箇所では1万5,151台、同じく国道208号のみやま市との市境、ここが6,846台、国道385号線の大川市に近い調査箇所では3,679台、そして、県道久留米柳川線の大木町との市境付近が1万4,103台となっております。

なお、この24時間交通量調査でございますが、午前7時から翌日の午前7時まで、もしくは午前0時から翌日の午前0時までの24時間の調査で、基本的に平日であります火、水、木

曜日かつ祝日等の前後の平日は除く、こういふことで調査を行っております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。今おっしゃった分を多いほうから整理すると、一番多いのが国道443号線の現道のほうですね。みやま市との境が1万6,006台。2番目が国道208号線の大川市との境、これが枝光のところだと思いますが、3番目が県道久留米柳川線の大木町の境、蒲池の下田ということなので、合併前の柳川市から見ると、上位の1番、2番というところで本当に交通量が当時も多かったんだと。

今もそう変わっていないのかなと思いますが、建設された時点では、やっぱり交通量が多いところに建設されていたんじゃないのかなと推測はできるんですが、実際には通行量そのものが観光客なのか、観光客じゃないのか、市民の方なのか、市民の方じゃないのかまでの確認はできないわけなんですけれども、やはり多額の費用がかかるということでお答えをいただいておりますが、みやま柳川インターチェンジから柳川へ入ってくる国道443号のバイパスにないのは、私はこれはやはりおもてなしということも含めて、観光客のお客様をおもてなし、観光客に限らず、柳川市を訪れるお客様に対して、やはり何らかのそういったおもてなしの気持ちを示すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

先ほども答弁したとおりでございますが、いろんな優先順位とか、そういうものを考慮しながら、今後検討していきたいということでございます。

カントリーサインのあり方についても、市境だけではなくて、観光客のお客様が一番訪れる場所の設置もありかなというふうに考えております。そのことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

6番（荒巻英樹君）

研究課題というのも最初におっしゃいましたけれども、確かに私も必ずしも市境にこだわるということはありません。市境には、別に簡単に文字だけの標示はあってしかるべきだと思うんですけれども、観光客がお見えになるところに何らかのそういったおもてなしはぜひお願いしたいと思います。

今回きっかけになったのは、国道208号線の柳川市からみやま市を通過して大牟田市に入りますと、倉永ですかね、ちょうど進行方向に向かって左手にグッディがあります。その手前に大きな看板があります。表は「ようこそ大牟田へ」、裏は「またのおこしを」ということで物すごく目立つ看板があります。御存じの方もいらっしゃるかと思うんですけれども、大牟田市さんはそのようなことを実際やっていらっしゃいますし、ぜひ柳川市のほうも、一気にということも申し上げませんが、一つずつ、ぜひふやしていただきたいと思います。

あわせて、電車からも私はそういったお気持ちを示してもいいんじゃないかなと。これこそ、市境は難しいかもしれませんが、電車からお見えになる方、観光客の3割から4割は電車でお見えになるとお聞きしておりますが、電車から見える、車窓から見えるカントリーサインというか、これはもっと言うと、別に何か看板を設置とかでもいいと思うんです。もっと言えば、懸垂幕でも横断幕でもいいと思うんですけど、そこら辺のことに关していかがでしょうか。

観光課長（松藤満也君）

御質問にお答えします。

西鉄電車を利用して訪れるお客様への歓迎サインということでございます。

電車の車窓から見えるサインについては、非常におもしろいアイデアだというふうに思います。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、高額な費用がかかることもございますので、今後の研究課題とはさせていただきますが、車窓からとか、有明海沿岸道路上からとか、いろんなことは検討できると思います。ひょっとしたら、ある1カ所でどこからも見えるような、そういうことも含めて検討できたらなというふうに考えております。

それと、電車利用者に関しましては、駅の改札出口のところにモニターとか掲示板なども設置をいたしております。また、観光列車の水都内では、アナウンスで柳川のPRも行っているところがございます。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。おもしろいアイデアとは言っていただきましたが、あわせて研究課題と、同じように御答弁いただきました。

先ほども言いましたが、横断幕でも懸垂幕でもそうお金はかからずに、柔軟性 だからあれですね、またすぐに取りかえられるというか、いろんな形で応用がきくような形もとれますし、私が電車に乗っていて思ったんですけど、例えば下ってきたら、蒲池駅の東側にタルミさんの建物がでんとあります。旧三橋地区の雇用促進住宅も壁がどんとあいています。高畑の荻島ビルさんもあります。逆に上ってくれば、それこそ新浦島橋にも横断幕がかけられると思いますし、そういった形でぜひ工夫をしていただければと思います。とにかくおもてなしの心、気持ちを示していただければと思っております。

こうするのは、先進地は北海道なんですよ。御存じかと思えますけれども、やはりまちの特色で、札幌は時計台、小樽市は小樽運河、苫小牧市はアイスホッケーのプレイしている選手、そういった形でいろいろとありますし、ぜひ御検討いただきたいと思っております。みやま市さんは清水寺かなんか、そういったデザインもされているみたいです。

とにかくこれは市の判断で自由につくることができるわけですから、合併して13年、そう

いったことで、カントリーサインに関してのいろんな取り組みがなされていなかったこと、私自身も余り気づいていなかった点でありますけれども、ぜひ研究課題ということですが、財源の捻出につきましては、まさにこれはふるさと納税の活用が可能だと可能というか、有効だと思いますので、魅力あるカントリーサインですね、まずは一つ、早急に設置していただきたいと思いますが、最近、余り市長に御答弁いただくことがないので、私が市長と求めないからかもしれませんが、市長、いかがでしょうか。カントリーサインをまず一つ、ぜひおもてなしの気持ちで取り組んでいただきたいと思います。443号バイパスの柳川市に入ってすぐあたりが一番いいと思うんですが。

市長（金子健次君）

先日、ANAのおもてなし研修会に参加したときに、広告の問題について、のぼり旗の問題が非常に柳川は多いというようなこと等もありました。そういうことも景観条例とかなんかがあるとするならば、そのことをむやみやたらにというようなこともありましたし、品のいいような形をしなければならぬと思っております。

今、佐賀空港にANAが入ってきますときに、ちょうどこれはカントリーエレベーターのことですけれども、あそこにも何かつけて、書いていただいたらいいかなというふうに思うんですけれども、そういうこととか、西鉄さんのほうもキッチン列車を出していただきますので、そういう面では、車窓から眺める部分でのお話や提案がありましたけれども、どちらかという、ハートフルな心の部分で訴えていきたいなという部分もあります。

それで、シンプルな形で、ここでもか、ここでもかという形ではなくて、景観を損なわないような形の広告掲示をしていかなければならないというふうに、これからやっていきたいなという考え方が基本的に私はあります。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

なかなかちょっとあれでしたね、私はもう少し突っ込んでいただけるかなと思っておりましたが、まあそうですね、もちろん景観のことも気をつけながらですが、品のあるということもおっしゃいましたけれども、大きければいいということでもないんですが、とにかく心のこもったカントリーサインをぜひ取り組み、先ほど言いましたように、ふるさと納税を有効に使いながらの取り組みを改めてお願いして、この項を終わります。

次に、事業の取捨選択ということでお伺いいたします。

今定例会は平成30年度の予算を審査するわけですが、普通交付税の削減などで限られた予算や人員の中で行政運営を行わなければいけないわけですが、予算計上する事業を取捨選択する基準や考え方についてお伺いいたします。

財政課長（島添守男君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

次年度の予算編成を行う際には、市が抱える課題について、必要性、緊急性、財政負担等を総合的に判断して、まず予算編成方針というのを作成しております。

新規事業を予算計上する場合には、その事業が先ほどの予算編成方針に沿った内容かどうか、既存事業の見直し、廃止などにより財源を確保しているかどうか、これを検討して事業の取捨選択を行っているというところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

そうですね、最終的には財源の確保というのが一番大切なことだと思いますけれども、ただ、やはり気をつけなければいけないのは、見直しをされることなく、これまでどおり、当たり前のように継続しているという事業がないのかどうか。やはり皆さん方ずっとやられてきていますから、もちろん必要だと思ってずっとされていることだと思いますけれども、時には第三者のそういった御意見も伺いながら、本当に必要かどうかということの確認は必要であるというふうに、皆さん方もそのように思っているとは思いますが、いま一度、そのようなこともお伝えしたいと思っております。

やはりやめるときには、もちろん最終的には市長の強いリーダーシップで、役割を終えた事業、使命を終えた事業に関しては廃止、そういったこともきっちりとやっていただくようにお願いしたいと思っております。

そこで、お尋ねしますが、金子市長が就任されて、もう丸9年ということになるかと思うんですけども、金子市長が就任なさってからの新規事業の数と逆に廃止された事業の数の状況についてお伺いいたします。

財政課長（島添守男君）

金子市長就任後の平成21年度補正予算以降の事業について、予算費目でいいます事業数ということで把握いたしますと、新規事業は70事業で、そのうち国の制度改正などによる20事業を除きますと、市独自の新規事業というのは50事業になっております。一方で、廃止及び終了した事業数は24事業でございます。

主な新規事業としては、観光の振興、産業の活性化を図るために地域おこし協力隊を活用した柳川観光の未来を担うマルチプレイヤー育成事業、福岡有明のり「柳川産ブランド」事業や、県内外への本市のPR及び市民スポーツ活動の推進のための柳川おもてなし健康マラソン大会といったものがございます。

また、事業の整理及び完了などにより廃止及び終了した事業としては、柳川市ロードレース大会、コミュニティセンター整備事業、柳川駅周辺地区事業といったものがございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。70事業が新しくされましたが、20事業は国との絡みということ

で、独自としては50事業あるということですね。

逆に24が廃止、終了だから、26事業がふえたということで、これは数だけですから、もちろん金額ベースで捉えると全く違ってくるのかもしれませんが、それで、そのうち、いわゆる週末を中心としたイベントもよく行われておりますけれども、そのイベント関連の事業に絞ればどのようなことになるかをお伺いいたします。

財政課長（島添守男君）

あくまでも予算費目上の捉え方ということでしか捉えることはできませんので、その観点から申し上げますと、市民まつりやおもてなし健康マラソン大会などの大規模なイベント事業、こういったものにつきましては、新しく事業を計画する際に従来の事業を拡充させる形での取り組みということで取り組んでおりますため、事業数の増減ということではございません。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

今の御答弁は正直安心しました。といいますのも、やはり今の時期、観光の春のシーズンですし、春でも秋でも何か観光課の皆さんって週末いつも出てあるように私は感じておったんですね。ですから、毎年毎年何かのそういった事業、イベント系の事業がふえて、どんどんふえていっているばかりじゃないのかなという懸念をしておったんですが、その分に関しては、うまく集約したり、廃止したりということで、数だけで捉えればプラス・マイナス・ゼロというか、一緒という御答弁でしたけど、それに関しては、逆に私はちょっと意外だったと言ったらあれですけども、ほっとしておるところです。

ただし、それでもやはり週末に出られることは多々あるわけですから、集約したのものもあるようにはお伺いしていますが、もっともっと、例えば2つのイベントを1つにするとか、もっと言えば3つを1つにするとか、何と何を一緒にしたらどうかというアイデアがあってのお尋ねじゃありませんが、その辺の考え方に関してはいかがでしょうか。

財政課長（島添守男君）

イベント等の事業を起こす際の効果を一番狙うやり方としては、効果が上がる方法、手法というのを考えるべきだというふうに思いますので、今、幾つものイベントを立ち上げて、それに参加者を募るという方法よりも、あるイベントとあるイベントを組み合わせさせたほうがより事業目的なりその効果を期待できるというやり方があれば、そういうやり方のほうが私はいいいのではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。やはりそういったものを庁内、横断的にいろんなアイデアも募って、ぜひ効率的なイベント運営、ですから、必ず日曜日、1年を通して 例えば、お

もてなしの心大作戦とかいうのは、柳川の職員、やっぱり柳川としての宿命ですから、そういったものはぜひ御協力をいただきたいと思いますけれども、そういった形で毎週毎週、週末何かイベントがあっているというようなことが少しでもなくなるように工夫していただければと思っております。

この項を終わります。

それから、3つ目の郷土愛の醸成についてということでお尋ねしたいと思います。

まず、ことしの柳川の成人式は本当に滞りなく終了したかと思っておりますが、ことしの成人式の翌朝、テレビのワイドショーを見ておりましたら、小泉進次郎代議士が横須賀市の成人式にサプライズゲストで登場となっております。何でサプライズかなと最初不思議だったんですね。本市の場合は、藤丸代議士、最初から普通に臨席されていますよね。

小泉進次郎代議士が会場に入るときには、ステージ上で横須賀市の上地市長がロック調で熱唱されておりました。ちなみにこの上地市長は、タレントの上地雄輔さんのお父さんで、CDを出されたこともあるそうです。御本人のツイッターを読み上げますと、きのうは横須賀市新成人の集いで横須賀市歌 市の歌ですね、市歌ロックバージョンを披露、これを機会に市民のみんなに愛される市の歌になったらいいな。しかし、久しぶりに人前で歌って緊張した。それから、新聞報道では、横須賀市では市総合体育館で新成人の集いがあり、色鮮やかな振り袖の女性、羽織はかまやスーツ姿の男性ら、計3,570人が出席した。長年バンド活動を行ってきた上地市長が新調したスカジャン、横須賀ジャンですね を身にまとい、ギタリスト2人を従えて、ロック調にアレンジされた市歌を熱唱し、会場を沸かせたということで、私が思ったのは、市の歌があるんだということで、柳川市には市の歌というのはないと認識をしておりますけれども、そのことも含めて、市の歌、市町村のまちの歌が近隣の市町でどうなのかということをお尋ねします。

総務課長（松藤敏彦君）

荒巻議員の御質問にお答えをいたします。

本市においては、議員御案内のように、合併前の柳川市の時代から市の歌、市歌は制定をされておられません。また、現在も制定はしてありません。

近隣市町の状況でございますけれども、筑後市は昭和29年に、大川市及び八女市は昭和30年に、大牟田市は2代目の市歌が昭和27年に、久留米市につきましては、新市になった平成25年にそれぞれ制定をされております。みやま市と大木町については、制定はされておられません。ただし、みやま市は、平成23年に御当地ソングをつくられております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。みやま市は御当地ソング「ソレソレ！MI・YA・MA」だと思っておりますけれども、そしたら、旧大和町、三橋町はどうだったんでしょうか。

総務課長（松藤敏彦君）

それぞれ三橋町、大和町ともに音頭をつくられておったというふうに認識しております。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。でも、この筑後地区においては、先ほどの御答弁によりますと、どちらかという市の歌があるほうが多いというか、大体半分以上はあるんだと思いますけれども、多分半分以上というか、もっとあるんだと思いますけれども、そこで、私は柳川市に市の歌を、通常合併のときとか、合併10周年、20周年、節目のときにそういった市の歌をつくろうという機運があることもあるんだと思いますけれども、私はあえて市の歌を新たに作る必要はないんだと考えます。

我々柳川市民には、市の歌というよりも、もっともっと大切な歌を白秋先生が残してくれたと私は思っております。それはまさに「帰去来」であります。現在、市内の小・中学校において、卒業式などで「帰去来」を歌っている学校がどれくらいあるのかをお尋ねいたします。

学校教育課長（木下 隆君）

荒巻議員の御質問にお答えします。

市内小・中学校で、昨年度の卒業式などで「帰去来」を歌った学校の状況ですが、小学校は城内小学校、矢留小学校及び藤吉小学校が歌っており、中学校は昭代中を除き、全ての中学校の卒業式で歌っております。

なお、昭代中学校でも平成30年度から卒業式で歌うこととしております。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私は昭代中学校の卒業式しか出たことがないもんですから、もちろん昭代中学校の卒業式では聞いたことがなかったので、昭代中学校以外は全部歌ってあるというのは、実は知りませんでした。

これは逆にうれしいあれなんです。ただ、昭代中学校は30年度だから、3日後ではなくて1年後からということですよ。ありがとうございます。

小学校はまだ、矢留小学校は当然のことで、矢留小学校の児童さんというか、卒業生はここにもいらっしゃいますが、いつでもどこでも歌えるんだと思いますけれども、ほかにも城内小学校、藤吉小学校で歌っていただいているということですね。ありがとうございます。

そしたら、私は来年というか、とにかく来年度以降は全中学校が歌われるということなので、中学校卒業時点では本当に市内の子供さんが皆さん歌えるようになるということで、非常にうれしく、心強く思っているところです。

私は、実際に小学生、中学生でこの歌の意味を理解するのは非常に難しいことだと思いますが、年をとればとるほどというか、幾つになって本当に理解できるかというのは難しい問

題だし、個人のあれはあるんでしょうけど、やはりふるさとを一度でも離れた人間には心にしみる歌だと思っております。

今回、私はまずこんなに歌ってある、来年度から全中学校で歌われるというところまで想定をしていなかったものですから、どのようにすれば歌っていただけるのかなということをお尋ねしようと思っておりましたけれども、非常にこれはありがたいことです。

白秋祭の11月の式典、そして夜、3日間イベントがありますが、最後は「帰去来」のフィナーレですが、やはり柳川市の市民は歌詞を見ずにそらで そらで歌うって通じますか、そらで歌えるようになるべきだと思いますので、中学生から覚えていただければ、やがて20年後、30年後は皆さんそらで歌えるようになるんじゃないかということで、うれしく思っております。

「帰去来」のこの現状、今これだけ歌っていると。ですから、小学校もできれば少しずつふやしていただきたいと思えますし、私は柳川市民全員が「帰去来」をそらで歌えるようになってほしいという気持ちなんです、そのことに関して、できれば教育長、見解についていただければと思えます。

教育長（日高 良君）

荒巻議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

議員御指摘のように、「帰去来」というのは、白秋の望郷の念を歌った歌でございます、やはり外に出て、ふるさとを思う立場になると大変心にしみる歌詞、そしてメロディーだというふうに認識をしているところでございます。

また、歌詞が小学生には大変難しいという部分も、小学校の先生たちに聞きますと、やはり同じような意見を申します。

そこで、市内で行います小学校音楽祭りにおきましては、市内全て19校から、全ての学年ではありませんが、毎年それぞれの学校で決まった学年が集うわけですが、その場では必ず「帰去来」というメロディー、そして歌詞に触れる機会がございます。

中学校におきましては、先ほど来、議員おっしゃいますように、卒業式で「帰去来」を暗唱、頭に入れて、楽譜なしで歌えるような子供たちになって卒業してまいりますので、将来的にメロディー、そして歌詞というのを大人になっても覚えているという柳川出身の子供たちが育っていくものと期待をしているところでございます。

柳川市におきましても、昨年度から郷土学習ということで、郷土を愛する子供たちをこれまで以上に育てようと、そして、郷土の先人や偉人の知恵、そして生き方、考え方に学んで、自信を持って将来社会人として巣立ってくれるように、そういう教育に力を入れているところでございますので、議員がおっしゃっておられることは、私も同じような思いでいるところでございます。ありがとうございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。先ほども言いましたが、ほかのまちではない、本当にすごい歌を我々は白秋先生から残していただいたわけですから、本当に歌いつないでいかなければいけない、後世にずっと伝え続けていかなければならないということを感じておるところでございます。

教育委員会の皆さんにおきましても、とにかくそういった形で御指導いただいたことに感謝申し上げたいと思います。

それでは、次に郷土愛の醸成についてということで、最後に、これは「柳川かるた」を作成したらどうかという提案です。

市長が掲げていらっしゃる「おもてなしの心日本一」は、まずは市民の皆さんが柳川を好きにならないと本当のおもてなしはできないんだと思います。

郷土愛を醸成する、すなわち柳川を好きになるには、まずは柳川のことを知ることであります。柳川はすばらしいまちであります。私を初め、市民の皆さんでも知らないことはたくさんあるんだと思います。市民の方々にもっともっと柳川のことを知ってもらおうことはとても重要であり、歴史や文化、名所など知れば知るほど愛着が湧いてくるのではないのでしょうか。

そこで、柳川のことを知ってもらうための手本となるのが、こちらにあります。上毛かるた、上下の「上」と毛皮の「毛」、これは群馬県ですね。「上毛かるた」です。

この「上毛かるた」は、群馬県内の子供に群馬県の名物、歴史などを教えるために昭和22年につくられております。地元紙、上毛新聞を通じ、題材を公募したそうです。

現在でも、冬になると小学生を中心に地域ごとにかかるた大会が行われ、最終的には県大会が開催されていくそうです。群馬県内の有名地、偉人、文化等が幅広く網羅されており、楽しく遊びながら群馬を知ることができるものであり、「柳川かるた」があれば郷土愛を醸成するのに最適だと思います。

題材、テーマは群馬県下にわたっておりますが、柳川なら市だけでテーマには事欠かないと思います。かるたを楽しみながら、柳川の歴史や文化、偉人などを学ぶことができると思いますが、見解を伺います。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

かるた遊びを通じて楽しく郷土のことを学べるという点から、よい御提案であるかなと思います。

群馬県では、子供会を中心に「上毛かるた」が行われておりまして、毎年2月には、先ほどおっしゃいましたように県大会も催されるそうです。県大会に向けて、冬休みを利用して練習に励まれるということで、子供時代に群馬県で過ごされた方は「上毛かるた」の読み札を暗記していらっしゃる方が多いそうです。

ただ、この「上毛かるた」は、文化人でありますとか、郷土史の研究家の方などが集まられてつくられたと。そして、普及活動も行われて、今、県大会が開かれるまでに至っておるといふ自発的な取り組みがあったようでございます。

議員が御提案されます「柳川かるた」でございますけれども、地域の中での広がりという観点で考えました場合、行政主導ではなくて、「上毛かるた」のように地域の方々が中心になってつくられたほうがよいのかなと考えております。

市といたしましては、そのような形になるように取り組みを促していきたいなと考えております。

以上でございます。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。内容というか、「上毛かるた」については御理解いただいたと思っておりますが、ただ、市の主導ではなくてということですから、具体的には、例えば「上毛かるた」は地元の新聞社さんが主導されたということですが、あとはそういった文化関係の団体等ですから、じゃ、そういったところにお声をかけていただくということにはよろしいのでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

市としてどういうふうに携わるかというのは検討していきたいと思っておりますけれども、仮に市でということになりますと、現在、市民と市の協働によって事業を進めております柳川市市民協働のまちづくり事業とかも取り組んでおります。その中の事業に、市から市民に向けて事業を募集します提案型事業がございますので、この事業を活用して、柳川かるた制作を市民に募るといふことも手段としてはあるのかなと考えているところでございます。

以上です。

6番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。とりあえず、改めて「上毛かるた」の説明をしますと、この「上毛かるた」は日本の将来を担う小さい方がその郷土群馬県をよく知り、そして、郷土を愛するようになっていただくためにつくったものです。中に読まれている歴史上の人物や名所、名産等については、県下一般の人に選んでいただき、それを上毛かるた編集委員会で決定しましたということなので、とにかく柳川市の子供たちのためになることは間違いないと思いますし、そのように御理解もいただいていると思います。

ただ、行政がどこまでタッチするかということがまだ課題だと思いますけれども、これも財源的には、まさにふるさと納税の活用が可能だと思いますし、行政がそこまではできないということであっても、そういった形でいろんな関係部署にぜひ御案内をいただければと思います。

二、三御紹介しますと、いろはの「い」は伊香保温泉日本の名湯ですね。読みがあって、

裏にそういった伊香保温泉の説明。「ろ」老農船津傳次平さん、ちょっと存じませんが、「は」は花山公園つつじの名所、「に」は日本で最初の富岡製糸、飛んで「へ」は平和の使徒(つかい)新島襄、「と」は利根は板東一の川ということで、本当にああ、群馬県にはこんな人がいたんだ、こんなところがあるんだということで、とにかく柳川だって、先ほど言いましたように素材には事欠きません。柳川人物伝で20名の方がいらっしゃいますけれども、こちらにもそういったテーマになる方、素材がいっぱいいらっしゃいますので、ぜひ積極的なお声かけをお願いしたいと思いますが、改めていかがでしょうか。

生涯学習課長(袖崎朋洋君)

どういった方が担い手となっていただくかというのはちょっとわかりませんが、心当たりを訪ねて、お声かけをしていきたいと思っております。

以上です。

6番(荒巻英樹君)

ありがとうございます。最後に済みません。教育長も、これはきのうごらんいただいたみたいですので、見解を最後にお尋ねしたいと思っております。

教育長(日高 良君)

荒巻議員のお尋ねにお答えをいたします。

この「上毛かるた」を見させていただきましても、先ほどからる説明があつておりますけれども、戦後、地域の方々が発案されて、いずれ群馬県を担うであろう子供たちのために、地域の文化や人物、そういうものを伝承していこうという考えでつくられたものだろうというふうに理解したところでございます。

同じように、先ほども申しましたけれども、本市におきましては、将来的には一旦外に出て戻ってきけるような子供が一人でもふえたらいいなという思いも持っておりますし、仮に他県に出たとしても、いつまでもふるさと柳川を忘れないでほしいなと、そういう思いでおってほしいという願いを持っているところでございます。

そういう意味におきましては、こういう柳川市の文化、そして人物、そういったものを伝承していく方途として、こういったものが先ほど生涯学習課長が申しますような形ででもつくられていくことは大変いいことではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

6番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。私が言いたいことは御理解いただいたんだと理解します。

ただ、実現にはまだまだいろんな課題があるかと思っておりますけれども、引き続き、このことに関しては申し上げていきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長(田中雅美君)

これもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 2 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、10 番佐々木創主議員の発言を許します。

10 番（佐々木創主君）（登壇）

佐々木創主でございます。最後になりましたので、おつき合いのほどよろしく願いいたします。

本日は、景観条例、名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}、文化的景観（大河ドラマにふさわしい景観づくり）というテーマで一般質問をさせていただきます。

景観条例、名勝、文化的景観のモデルに指定された掘割景観は、私たちが誇りとする柳川の財産であります。観光の大きな目玉であり、柳川というまちの魅力の最たるものであります。

平成17年に文化的景観モデル事業をもとに平成24年に景観計画が策定され、柳川らしい景観を保全する目的で、景観条例が施行されました。そして平成27年、国から水郷柳河^{すいきょうやながわ}として名勝の指定を受けたわけであります。この名勝には、三柱神社、白秋生家といった建築物も含まれていますが、その中心となっているのは、川下りコースも含む城堀であります。しかし、名勝にはふさわしくない部分も見受けられます。さらに、今議会での市長の所信表明に、川下りコースの樹木が伐採されていく状況でいかに保全をしていくのかとあったように、掘割の景観が少しずつ損なわれていっている状況であります。私もこの場で、そういう課題を指摘し、善後策を議論してきたわけであります。

そこでまず、その後の市当局の対応についてお尋ねしたいと思います。

まず、名勝の指定エリアであり、景観計画の重要地区となっている城堀周辺において、景観の重要な要素となっている樹木の伐採が相次いでいることから、平成28年3月の一般質問で、景観計画でうたわれている重要建築物、重要樹木の指定について執行部は調査を行い、先進自治体の事例も参考に検討していくとしていたわけではありますが、その進捗状況をお尋ねしたいと思います。

本日は、次につながる実りある議論をしたいと思っておりますので、執行部におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

都市計画課長（高須 亨君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に当たりましては、行為の

制限や維持管理基準の遵守等が必要であるため、建物や樹木の所有者及び管理者の理解と協力が特に必要となっております。

このため、全国的に見ましても指定を受けました建造物や樹木は、団体等によって維持管理が行われているものや行政等で所有するものが多い状況というふうになっております。

しかし、柳川を代表する掘割の景観の中では、個人で所有される樹木が多いこと、また、良好な景観を構成する樹木や建物の大切さについての意識の醸成がまだまだ必要な状況であることなどから、まずは、良好な景観の再認識と保全の意識の醸成に向けた取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

この質問をしたときのその答弁で、大体こういう答弁は予想できたといいますが、なかなか現実的に具体化しないと、課長の答弁のとおり、やっぱり市民の皆さんの意識、特に景観条例、届け出は必要ですが、切ったとしても壊したとしても罰則もありませんし、個人の意思が尊重されるわけですから。しかしながら、どうするかという議論をしてきたわけでありましてけれども、それともう一点、非常に古い建造物の、柳川の景観にマッチした建造物でありますとか樹木の伐採、それがどういうタイミングで行われるかということ、建物が古くなって建てかえる、どげんかせんといかんと。それとか、土地が売買される、所有者が変わる、そういうタイミングで行われるケースが非常に多いと。

そこで、まず窓口である建築業者さん、不動産業者さん、まず市民以前に、そういう方々の理解といえますか認識、それが非常に重要だということで、そういう業界団体との連携、それが重要だというお話をしたと思うんですよ。そして、今後検討していきたいという御答弁をいただいておりますが、その後どうなったか、教えてください。

都市計画課長（高須 亨君）

不動産や建築といいました事業者の理解と連携につきましては、これまでも建築確認を行う検査機関や不動産事業者などへの周知を行ってきております。市内向けには、市報による定期的な周知を行っておるところでございます。特に不動産関連では、宅建協会の研修時に、景観計画や条例に関する説明をさせていただき、販売等の際に重要事項説明として取り扱っていただいております。

また、平成29年度は新たな取り組みといたしまして、県内の塗装事業者55社へも周知を行っているところでございます。今後も定期的に関連業者への周知を行いますとともに、今後必要に応じて新たな団体等への周知も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

塗装業者、業界が周知を図ったと、それは新しい取り組みかもしれませんが、今おっ

しゃったのは、以前からやっていることとほとんど変わらないですよ。不動産業者の重要事項説明の中にそれを盛り込むというのは、不動産業法上、これは義務なんです。市から働きかけをせずとも、不動産業者は必ずそれを説明しないと、不動産業法上罰せられるんですよ。やはりそういう業界との、特にそういう保全をしていきたいと思います、こういうふうにお客様に誘導していただけないかと、そういう協定を結んでいただきたいという話を私はしておいたと思うんですよ。

ここ2年ぐらいのうちに、非常に柳川らしい掘割沿いの生け垣、それと、築100年以上たつ武家屋敷並みの建造物が崩されました。そして、そこは分譲をされております。分譲の商業的というか広告、それは絵が載っておるんですね、柳川らしい景観。こんなすばらしい景観の中で家を建てませんか。ただ、業者は生け垣を崩す。業者はもうかればいいんですよ。そういう業者も実際にいらっしゃる。だからこそ、そういう意識の醸成と業界との連携に縛りをつけるということをしてほしいという話をしておいたと思うんですね。いかがですか。

都市計画課長（高須 亨君）

議員が言われますように、確かに業者等で周りの生け垣の伐採やら樹木の伐採等が行われております。後手に回りますけれども、その都度、業者の方とはその件に関しまして、後々の対策等で協議を行っているところでもございます。確かに後手になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まず不動産業者、そして市民の意識の醸成を図らないことにはなかなか先に進まないことではないかというふうに考えておりますので、今後とも対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

課長を問い詰めてもいたし方ない部分もありますけれども、ただしかしながら、これは私が議員になってから十数年、何度も何度もお話をしている内容で、歴代課長、かわっていかれます。現建設部長もまちづくり課長当時、この所管を担当していただいております。当時と、市民の意識の醸成、業者の認識、ほとんど状況は変わっていないわけですよ。何度も言いますが、柳川らしい景観のすばらしいところに家を建てませんか、広告の写真は本当に柳川らしい景観ですよ。その業者が、自分のところにそういう生け垣も景観もあるんですが崩してしまう。まあ、何ともですね。それは、なりわいですから、それはもうけにやいかんでしょう。しかしながら、こんな矛盾をするようなことが実際起きておるという事実も、再度この場でお話をしておきたいと思っております。

それで、先ほども全然変わっていないと。課長、業者、それと市民の皆さん、それぞれのやっぱり理解、認識、周知、この件についても努力をしていくというお話でございました。非常に答弁しにくいと思っておりますけど、この2年間どういう取り組みをされてこられたのか、

お願いします。

都市計画課長（高須 亨君）

景観計画や景観条例、名勝について、今御指摘のとおり市民の認知度はまだまだ低く、また、こうした景観に関する興味、意識についても差があるというふうに考えております。

しかし、一朝一夕で市民の理解や協力、意識の醸成を進めることは難しいため、生涯学習課、都市計画課が連携しております、まずは認知度を上げるべく、市報やホームページの定期的な周知をしていきたいと考えておるところでございます。また、時間はかかりますけれども、景観に目を向けていただくため、引き続き、これまで実施してきた取り組みを進めるとともに、意識の醸成を図るため、景観審議会や景観アドバイザーの助言をいただきながら、取り組みのステップアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

課長はお話にならなかったんですが、昨年8月とことしの1月に、都市計画課が主催して、企画して行われた、沖端の柳の剪定講座、ここにいる私以外にも、江口議員、浦川議員も参加されておられましたけれども、そうすると、地域の人、興味のある人がやっぱり寄ってきて、柳の剪定方法はあんな剪定なんだと、柳というのはこうなんだというのが非常に勉強になりました。ああいうのは非常にいい取り組みだと思いますし、いろんなことを知恵を出しながらやっていただきたいと思います。

それでもう一点、金子市長の1期目からマニフェストでございました歴史建築物の保存、新外町の十時邸、それと袋町の渡辺邸、これを市で保存すると。平成23年に保存活用計画がつくられて、具体的な中の活用等々。財政計画では、購入費2億円の計画をしていただいておりますが、あれから7年たつんですが、全然具体化しないんですが、その後どうなったでしょうか。

生涯学習課長（袖崎朋洋君）

歴史的建造物の保存活用計画につきましては、本市にとって欠かせない、地域の歴史とか文化を今に伝えます歴史的建造物などの保存活用の推進を目的に、おっしゃいましたように平成22年度に策定いたしました。その中で、武家住宅であります新外町の十時家住宅と袋町の渡辺家住宅につきましては、必要な改修などを行い、文化財として保存、活用することとしておったところです。双方の建物とも保存状態がよくて、当時の武家住宅のつくりと柳川藩士の暮らしぶりを現在に伝える貴重な遺構であると同時に、かつての城下町としての成り立ちを現在に語る貴重な歴史文化資源でもあります。渡辺家住宅、十時家住宅とも、武家住宅を含め当時の姿を残す敷地全体を購入し、屋根の吹きかえでありますとか天井の張りかえ、外壁の復元など、武家屋敷を再現する改修となりますと多額の費用がかかることとなりますので、財源的な見通しが立つまでは事業の着手を保留しておるところでございます。

渡辺家住宅、十時家住宅は、旧戸島家住宅と並び、柳川地方の武家屋敷の典型例として貴重な文化財であることは間違いないところでございますので、今後は、取得に国庫補助の対象となる可能性がある水郷柳河^{すいきょうやながわ}への追加指定を目指して、現在策定しております名勝水郷柳河^{すいきょうやながわ}保存活用計画の中で、策定委員会の先生方の意見を聞きながら、追加指定などを盛り込めないか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いろいろ今おっしゃっていただいたんですが、予算の手当て、調整がつかないと。それから、ほかにもいろいろ、その後出てきた計画、いろんな構想、そういうのは予算がついてくるわけですが、市長、9年目ですが、まだ実現しておりませんが、いかがですか。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えしたいと思いますけれども、なかなか非常に、自前の分で改修をしていくということにつきましては、戸島邸でも150,000千円ぐらいかかったというふうにお聞きをしておりますし、その分については予算がついたということで、今文化財の追加指定をして、国の助成を受けて、県の助成を受けて改修をしていきたいということでございまして、当初私の公約もありましてその中にも入れておりましたけれども、なかなか難しいなということで、今回、渡辺邸については県の助成がつかしましたので、改修に今入っているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

非常にトーンの低い御答弁をいろいろあると思いますが、しかし、2度の選挙でマニフェストに掲げられているわけですから、市民文化会館、非常に熱を入れておられます。それはそれで結構ですけど、やっぱりこういうこともしっかり約束を果たしていただきたいなというふうに思います。

それで景観条例、名勝というのは、中心市街地、城堀、旧城下町のエリアなんですが、景観計画では、その中心市街地、川下りコースとかそういう部分以外の部分、景観計画の対象エリアは、市全体ですよ。北部地域というのが田園地区。南部地域は、有明海干拓エリアと。景観計画を見ると、絵まで描かれて、こういうふうに景観を誘導していきますと、列状集落であるとか昔ながらの堀、基盤整備のなされていない曲がりくねった掘割を含めた住宅、そういうのを誘導していきますと。何か具体的な取り組みはあっているんですかね。

都市計画課長（高須 亨君）

議員言われます箇所は、田園地帯や干拓、堤防等がある地域、これは景観計画では、田園エリアと有明海干拓地エリアに位置づけておるところでございます。この地域では、田園や海での営みや暮らしの風景を大切にしたいと考えておりまして、こうした風景を阻害しない

よう、周辺への影響が大きな建物、これにつきましては景観条例で規制、誘導を行っているところでございます。

また、安心して農業や漁業を営むことができることや安全に地域で暮らせることが、ひいては田園の暮らしと農業の営み、海の営みが見える柳川の特徴ある景観につながると考えております。

このため、現在人口が減少する中で、田園エリアや有明海干拓地エリアの景観を保全するためには、農業振興等の取り組みも大切であるというふうに考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

なかなか、景観条例で建物の高さ、壁の色は規制してありますけれども、例えばひまわり園、今事業をやっておる第2のエンジンですか、むつごろうランド、あそこに行く18メートル道路をずっと走っていくと、特に慶長本土居跡である中開を過ぎると、まず ちょっと小字を言いますが、上八丁、四平、それを過ぎると、豊後屋から舎人、城戸、田んぼがあって横一直線、それを過ぎると今度、中ノ切、東ノ切、西ノ切、一直線にだあっと。次が六十丁、まさしくあれが旧堤防跡じゃないですか、列状集落。ひまわり園までいっていただくようになったと、そういう中でそこを歩いていく道はまさしく文化的景観、人のなりわい、人の営みの中でできた。そこの途中の田んぼ、あれは元は潟じゃないですか、海底であった。ワタとかなんとか植えて、塩を抜いて、そして作物が、米を植えられるようになった。あれは元は潟やったと、そういうのを観光客の皆さんが認識しながら行くのと、ただむつごろうランド、ひまわり園に直行するのでは全然違うと思うんですよ。私も両開小学校に通っておりましたし、両開で生まれ育ちましたから、あの辺は田んぼをちょっと掘ると 大分改善されておると思いますけれども、貝殻が出てくるとですよ。ずっと耕作しながら、貝殻とかそういうのを取り除いていって泥だらけになっておりますけど、あれは元は潟ですから。途中で、ちょっと車の駐車スペースか何かつくって、1メートル掘る、2メートル掘る、それを見せて、ここは潟だったんですよと言うだけでも大分違うと思います。あれが、列状集落が旧堤防跡と。大和町に行くと、モーターボート学校に行く途中に、ここは何年ごろの陸地、何年ごろの陸地、石田元市長が町長当時から、その前の河口さんかわかりませんが、そういう工夫をしてある。それぐらいのちょっと知恵を出して、今あるものを認識して活用するというのも、私は大事じゃないかなというふうに思います。そういう地域に我々は住んでおるんだという認識を、市民のみならず我々自身も持つべきじゃないかなというふうに思います。

それで、その認識という話に戻って、先ほどの樹木を切る、建築物を取り壊す、なかなか所有者の同意、周辺の方々の認識は薄い。やはり個人の権利で、もう葉っぱが落ちちゃえてきて虫のおるけん、もう切ると、そういう話で、事業者も切る、取り壊す。私は民間だけの

話だと思っておりましたが、ことしになって、びっくりするようなことがあったんですが、伝習館高校の北側、白秋道路、もうすぐ桜の花が咲きます。あそこには、桜の大木が、並木としてあった。あの散歩道を通ると真上ですね。桜がだあっと覆い被さってくる、きれいな桜があったんですが、校舎改修に合わせて切られてしまった。大木を切るときは、市に届け出が必要だと思うんですが、この切られてしまった経緯を教えてください。

都市計画課長（高須 亨君）

議員言われます伝習館高校の大規模改修工事、これにつきましては、柳川市景観条例の施行前から計画が進められておりまして、体育館や管理等など順次工事に着手されており、景観条例施行後の工事につきましては、行為の通知書が提出されております。

今回の桜の木につきましては、伝習館高校の特別教室棟の建設に伴いまして、平成28年2月に通知が出されており、通知が出された時点では、伐採の計画はございませんでした。しかし、その後、県営繕設備課と学校側の協議の中で、駐車場不足や植栽の維持管理の面に対応するため、桜を伐採されております。

本来であれば、通知の内容に変更があった場合、速やかに変更の通知書の提出が必要でございますけれども、その内容によっては協議をするということになります。今回の変更は、協議が必要な案件、議員が言われますように協議が必要な案件であると考えますけれども、県営繕設備課では、協議が必要となる内容ではないと判断されたため、伐採に至っているものでございます。

今回の件につきましては、協議が必要となる案件かどうかという点で、福岡県側と見解の相違がありましたので、県営繕設備課と協議を行い、今後同じことがないように確認をしているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

そうですね。これは都市計画課からいただいたんですが（資料を示す）これ図面ですね、平面図。これにはちゃんと桜の大木の並木、これ掲載されておる。こっちは同じやつで、ない。駐車場、伐採して駐車場にも何にもなっとらんですね。その公の機関が景観条例、上位団体でありますけれども、下位団体である市の条例を無視していいのか。とんでもないことだと思うんですよ。私はこれ告発ものだと思うんですよ。これ県の職員1人、2人、首を切られてもしようがない案件だと思うんですよ。これ市長、小川知事含めて、もう一度植え直してくれと、これは言ってくださいよ。というのが、沖端川の筑紫町の堤防、あそこは桜の並木が今非常に見事になっております。あれ植えられたのはちょうど10年ぐらい前ですよ。これぐらいの直径5センチぐらいの苗木を5メートル間隔で植えられました。10年たって、見事な並木になった。今度、開花したら皆さん見に行かれてみてください。ちょっと植えかえしてもらおうように、原形復旧、条例の抵触、これ違反ですよ。どうですか。

市長（金子健次君）

経緯については今、課長が話したように、どこに瑕疵があったのか、県のほうにあったのか、私たちのほうに、そのときにきちんと言うべきことを言っていなかったのか、そこら辺を十分調査した上で、県と当たってみたいというふうに考えます。

10番（佐々木創主君）

法令係いますか。市の条例で、民間と公共団体は違うでしょう。ただ協議で済むのかね、どうなんですかね。

市長（金子健次君）

今の段階では、県のほうに植えてくれとか、そういうのを言える立場にないと思いますので、十分調査をした段階で県のほうに話をしてみたいというふうに思います。

10番（佐々木創主君）

私が聞いているのは、市の条例を上部団体 上部団体であろうが同等団体であろうが、地方公共団体の条例を守らなくていいのかということを知っている。ただ協議だけで済むのか。いやいや、市長は専門家じゃないから、なかなかその辺答弁は難しいでしょう。

市長（金子健次君）

いやいや、そんなことを私は言っているわけじゃないんです。いいですか。

議長（田中雅美君）

はい。

市長（金子健次君）

法令のほうは遵守していただかないといけませんけれども、経緯をもう少し当たってみたいと。それは、伝習館高校の全体的な計画の中に、事前に柳川市のほうに話があったのかどうか。景観条例がいつ施行して、その前の話だったのか、そこら辺についてを調査したいというふうに思っています。

都市計画課長（高須 亨君）

先ほどの説明でお話ししましたけれども、この伐採に至った経過の中で、県の営繕課の中で、その伐採について協議が必要となるかどうか、その点で見解の相違があったとさっき説明をさせていただきましたけれども、県の中で、この伐採に係る範囲ですね。どこまで切っているのか、どこまで切ってはいけないのかというところで、川下りのコースというところが念頭にありまして、川下りのコース以外の分については規制がかかっていないというふうに県のほうで判断されておったわけです。実際に佐々木議員が言われますように、城堀周辺地区、これについては全て届け出が必要になっておりますし、先ほど申しあげましたように、変更する際にも届け出が必要になっておりますけれども、その中で、川下りコース以外であるというふうな判断をされたために、その部分について見解の相違があって、県のほうの判断で伐採をされているという状況でございます。それにつきましては、事後、県の営繕設備

課と都市計画課のほうで協議を行いまして、その辺で認識がずれておったというところで、今後こういうことのないようにしていきたいというところで話は終わっているところでございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

だから、認識というのも、知らなかったんでしょう、県は。非常にその辺の認識が甘かった。だって、この景観計画の中に、（資料を示す）これは見えづらいですけど、川下りコースと外堀、まさしくあれは外堀じゃないですか。大チョンボですよ、県は。だから、今後ということでは私は済まんと。市が何もしないなら、私はしかるべき行動なりなんなり検討せんといかんというぐらい思っております。これ以上、県のことでですから、いろいろ突き詰めてもしようがないんですが、これは大変なことですよ。市民の皆さん、事業者さんにもっともっと理解してくださいと、これが重要だと思っておったら何の、足元というか県がこんなことをするとは私は思いませんでした。盲点だったなと、一つの反省だなというふうに思います。

それで、ころっと話は変わりまして、本日のサブタイトル、大河ドラマにふさわしい景観づくりということで、柳川市が立花宗茂と閻千代、大河ドラマを実現しようということで、金子市長を先頭に実行委員会をつくられて、さまざまな活動をされておる。先ほどの質問でもいろいろ活動内容をおっしゃっていただいたんですが、市民の皆さんも大いに期待していると思いますし、私もその一人であります。

そこで、今度講演をなさる本郷教授、あの方は、NHKの林修さんの番組で、大河ドラマの検証、監修なされた。また、BSを見ておりますと、戦国時代の武将とかの解説でよく出てこられます。非常に話が聞きやすい、おもしろいです。それで、今回4月15日に講演をなさるといことで私も楽しみにしておるんですが、インターネットでいろいろ調べてみますと、大河ドラマの主人公にしたい歴史上の人物、立花宗茂公というのは常に大体トップスリーに入っておるんですね。閻千代姫も非常に有名で、歴女が三柱神社に来る、御花に来るということで、関係者からよく私も聞かされております。

そういうことで、楽しみというか、本当に期待をしたいと思うんですが、そこで、もし実現をするとなると、当然柳川でロケが行われることになります。人気が出るドラマ、あれが「のだめカンタービレ」ですか、大川に若い女の子が殺到したと。海外からも、東北の田沢湖、韓国か台湾か知りませんがツアーを組んで、その主人公が何かする場面がツアーの行程の中にも入ると。最近ではドラマのロケ地が観光に非常に大きく寄与するという傾向があるんですけども、現在放送中の「西郷どん」、有名な仙巖園はもちろんでありますけれども、知覧の武家屋敷群、生け垣がきれいに刈り込まれていて、その武家屋敷の中とか、何とか神社とか、棚田とか、普通の 名前が日置市吹上町の田んぼ、そういうところがインター

ネット、インスタグラムでアップされて、観光客の皆さんが来られると。すごい効果。当然、大河ドラマの舞台となったということで、町全体に観光客が殺到するんですが、そのスポットスポットが、非常に観光エリアになって、地域の人たちがお接待まですると、触れ合いもできると、そういう効果があるわけでありませう。

そこで、大河ドラマ、立花宗茂と閻千代、実現したとなるならば、柳川でロケができる場所、江戸時代、戦国時代の。当時は、三柱神社ありませんね。だって、戸次道雪、宗茂、閻千代を祭る神社ですから、まだ生きていたわけですから。白秋生家もありません、御花もありません。どこかロケできる場所、ありますか。

観光課長（松藤満也君）

佐々木議員の御質問にお答えします。

大河ドラマ招致が実現した場合のロケ地ということでございますが、鹿児島県の例でございますが、「西郷どん」も撮影スタジオでのドラマセット、当然、地元鹿児島での撮影場所も一部使われているということでございます。本市における撮影場所につきましては、時代的にどうかということはあるかもしれませんが、三柱神社であったり宗茂公の菩提寺である福巖寺、閻千代姫の菩提寺である良清寺などの寺院、十時邸や柳川城跡などが撮影場所の候補としては考えられるのではないかとこのように考えております、候補としてははです。

以上です。

10番（佐々木創主君）

もちろん、候補ですよ。だって、決まってもいないし脚本もあるでしょうし、時代考証もあるでしょうし。しかし、先ほどから触れている名勝、景観条例、文化的景観モデル事業、これは、まさしくそういう時代の景観を取り戻そうと。できるだけ近づけていこうと、守っていこうというものだと思うんです。しかしながら、市民の認識、県の認識でさえ薄い。なかなかその価値観が周知できないという中で、もし大河ドラマの舞台となったら。あそこの生け垣、崩れとるばってん、もう一遍ブロック塀、あんた方生け垣直さんか。ほんなら、ずっとすつきようなるやっかんとか、おれげの裏の掘割とか、おれげの裏のあの田んぼとか堀とかです。そういう観点で、大河ドラマがほんなこて来るなら、ひよっとすんなら、おれげんにきはほんに昔ながらの風情があるけんようなるかもしれんばんという、見る目が変わると思うんですよ、この城堀周辺だけでなく。そういった意味で、大河ドラマを一つのモチーフとして、やはり景観を守っていこう、私たちはそれぐらいすばらしい景観の地域に住んでいるんだと。それをもうちょっと近づけていきたいと思いますというふうな、そういう運動と申しますか、キャンペーンというか、名勝とか文化的景観というかた苦しい言葉というのは、市民の皆さんには非常になじみにくい。そういった意味で、招致運動は当然、来てくれないことにはだめですから。ただし、もし実現したときは、名勝、景観条例がある柳川。よっぽどそういうロケ地に見合う景観を持っているんだらうと、NHKは思うかもしれませう。

しかしながら、そうっていないと。名勝とか景観条例とか何やろうかと。じゃなくて、市民を巻き込んで、そういう招致活動と同時進行で、市民の皆さんを啓発、啓蒙する意味で、皆さんの地域で 私が知っているだけでもいろいろありますが、それぞれの人たちがイメージをする。ああ、間千代と宗茂公がここに立つならば、非常にいい絵になるなとか領民との触れ合いとか、そういうのを皆さんからアイデアじゃないですけども、ここはよかばんと、ひょっとすんならようなるかもしれんばんというような募集をしながら、そういう運動を展開していったらどうかなと思うんですが、いかがですかね。

市長（金子健次君）

佐々木議員が言う、400年さかのぼった柳川の情景というのが浮かんでくるわけですけども、確かに、田中吉政公がクリークをつくって掘割をつくって、そしてその状態に戻して、そういうシーンがあるかどうかは別にしても、私が狙いとするのは、大河ドラマが終わったときの、後半の44分から45分までの1分間に紹介のコーナーがあるんですけども、これはどこの交通機関から乗る、お寺があって神社があると、そういうやつについては、私は福岡県内全部、全てが紹介ができるかなというふうに思っております。

先般、鹿児島の方のドラマ館に行かせていただいて聞いたんですけども、実際、柱とか何かはシロアリ駆除した、シロアリが入ったような柱を持ってきて建てたんですよというようなことだったんですけども、ほとんどスタジオ収録になるうかと思えますけど、こういう柳川の紹介は絶対あると思えますので。

それと、大河ドラマの関係でもう一つ、私が「西郷どん」がおもしろいなと思うのは、やっぱり林真理子さんの原作が、女性の立場で書いてあったと。この心理的な部分、心の部分をドラマ的には訴えていると、また次の日曜日も見ようかということですね。そういうこともありますし、これからぜひ実現できるような形の取り組みをしなければならないと。2020年を目標にしていますけど、なかなか厳しい部分が私はあるうかと思っていますけれども、継続して今後もやっていきたいなと。

副市長のほうが少し述べましたけど、市民会館での4月の本郷和人さんの講演会、これもぜひ成功させたいと思いますが、そのときに、本郷和人さんの講演会で、1,000人収容のところ、200人とか300人やったら、柳川はどう考えておるかとかNHKさんに見られると思いますので、ぜひ埋め尽くしたいなというふうに考えておりますし、佐々木議員が言われるような形の石垣、へそくり山に石垣がありますけれども、実際にあそこに天守閣が建っていたかどうかというのもいろいろ説がありますけれども、そういうことでの取り組みをまた、400年さかのぼって柳川市民が考えてくれれば大成功だというふうに私は思っています。ゴールが近づいているかどうかは別にしても、考える時間が今 市民の皆さんが関心を持っておられることについてはぜひ実現をさせたいなという考え方です。

以上です。

10番（佐々木創主君）

とにかく、実現しないことにはどうしようもないんですが、ただ、45分の中の最後、ゆかりの塚であったりとかお城跡であったり。ただ、宗茂と闇千代になると、これ全国、相当まつわる地域が、大分、立花山、岩屋城、熊本、京都、棚倉、江戸、非常に幅広いですね。もちろん、いろんなところからも応援していただかないといけないんですが、ただ、万が一実現できないと、なかなかNHKが採用してくれんとなったとしても、おれげの地域のこの景観をもう一遍、ほんによかけんがらもう一遍取り戻そうよという動きは、これは決して無駄にならないと思うんですよ。皆さんが、やっぱり地域、先ほど郷土愛という話もありましたが、地域をね、やっぱりこれを守っていこうと。それででき上がった景観なり、景色というのは、一つの財産にもなります。そして、フィルムコミッションじゃありませんけれども、柳川にはこれだけの映像、メディアの、ドラマの舞台になるシーンがあるんですよと、それぐらいの売りにも私はなると思うんです。そういった意味で、市民にいかに名勝、景観条例を守っていきましょう、取り戻しましょうと言ってもなかなか難しいから、こういうのをきっかけに、私は運動を展開していくべきじゃないかなというふうに思います。

先ほど、石垣、柳川城の天守台のあの東側の石垣、あそこは本当すごいですよ。行かれたことがない方は、柳川高校と柳城中学校の間に道がありますけど、非常にいいですよ。幾つか紹介をさせてもらおうと、例えば昔のお殿様たち、御城下の人たちは、二ツ川の両岸はハギがだあっと並んであって、船でいってハギ狩りをする。舟遊び、これ非常にはやりの遊びだった。それで船小屋までずっと、二ツ川は石がなかったそうですから。そういうことであるとか、例えば旧堤防、両開も竹やぶになっておりますけど、例えば昭代、皿垣のあの旧堤防。将来は夏草が繁りますから、あそこに宗茂公と闇千代が立って雲仙を眺める。ちょっと撮影の角度さえ変えれば、よく絵になると思う。いろんなイメージが、これを考えていたら、いろんなイメージが湧いてくるんですよ。それとか、今回の「西郷どん」にも、市民がエキストラですごく出てやるシーンがありますけど、蒲地の堀干し、泥上げ、そういうシーンであるとか、やっぱりスタジオの撮影がおよぶのはわかっておりますけれども、やっぱり水と堀と、それは切り離せないわけですから、やっぱり柳川で撮影する、ここならできるという景観。御城下だったら生け垣の路地とか、それだけではなくて、例えば中島、沖端の漁師町の裏の、ほんに昔ながらの風情が残っておるところがあるかもしれませんし、そういったものを、やっぱり皆さんで探していただく宝物探し。塩塚城があるという話もありますけれども、とにかく一つの運動、そして私は、それをするによって地域の皆さんがおれげは何かなかやるかと。それが地域コミュニティ、これからのまちづくり、地域自治のキーワードになっている。地域コミュニティの醸成にもつながるんじゃないかなというふうに私は思います。ぜひそういうことにも、いろいろ市長もやらないといけないことがいっぱいあると思いますけれども、私は市民をいかに巻き込むか。これで景観をよりよくしていく、それにも

つなげていただきたいということをお願いいたします。何か、さっきから手が挙がっておりますけど。

市長（金子健次君）

たくさんの御提言をいただきましてありがとうございます。

私も川下りコースを見て、家が解体をされて、家そのものが近代的な家になっていると、正直言ってショックを受けます。ただ、私はそのときにはやっぱり石垣とか、板塀で古いやつをつくっていただきたいなと、そういう要請もしていきたいなというふうに考えております。

そういうことでの大河ドラマのゴールを目指しているんですけども、皆さんの段階において、やっぱり柳川ということを残しておくためには、説得材料になると思います。そういう川筋の人たちに、ぜひそういうことなら柵だけはしてもらいたいなと、そういうことをお願いしていきたいなと思います。

今回のドラマ化の中で、それぞれの市長さんとか議長さんから話があるのは、例えば大牟田の議長が言われたんですけども、自分のところも実弟だから大牟田も紹介してもらわんといかんとか、そういうことで盛り上がっていますので、そういうところで、私はゴールを目指してこれからも頑張っていきたいというふうに考えておりますし、いろんな形で御提言をいただければというふうに思います。

確かに、伝習館の桜の問題はちょっと私も驚いたんですけども、いろいろ調べた上で、こちらができればそういうお話もしたいと思いますけれども、今どうこうとは言えませんので、そういう返事をさせていただいたところでもございます。よろしいですかね、これぐらいで。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございます。いろいろ気を使わないといけない部分もあるでしょう。しかしながら、一部の方々のみならず、いろんな方の情報、熱意、それをいかに巻き込むのか、柳川ばっかりじゃない、柳川の中心部ばっかりじゃない、干拓のことも申し上げました。柳川で最も古い鷹尾神社とか風流、どんきんきんとかいろんなやつもありますし、いろんなアンテナを張って、ただ観光課、生涯学習課のみならず、全課の方々が、皆さんの住んでいらっしゃる地域、議員さんの住んでいらっしゃる地域でもいろいろあると思いますから、ぜひ総力を挙げて、いろんな形で活性化する起爆剤にしていきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げまして終わります。

議長（田中雅美君）

これもちまして、佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。一般質問は7日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問の全てが終了しましたので、あす7日は休会といたします。御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、7日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程全てを終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時53分 散会

柳川市議会第1回定例会会議録

平成30年3月19日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	矢ヶ部 広 巳	2番	江 口 義 明
3番	菊 次 太 丸	4番	浦 川 和 久
5番	立 花 純	6番	荒 巻 英 樹
7番	熊 井 三千代	8番	白 谷 義 隆
9番	近 藤 未 治	10番	佐々木 創 主
11番	荒 木 憲	12番	高 田 千壽輝
13番	諸 藤 哲 男	14番	河 村 好 浩
15番	緒 方 寿 光	16番	藤 丸 正 勝
18番	樽 見 哲 也	19番	伊 藤 法 博
21番	三小田 一 美	22番	田 中 雅 美

2.欠席議員

17番	浦 博 宣	20番	梅 崎 和 弘
-----	-------	-----	---------

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	成	松		宏
教	育	日	高		良
総	務	高	崎	祐	二
会	計	野	田	洋	司
市	民	石	橋	正	次
保	健	原		忠	昭
建	設	大	淵	洋	祐
産	業	成	清	博	茂
教	育	田	尻	主	範
消	防	木	下	隆	行
人	事	田	中	勝	裕
総	務	松	藤	敏	彦
企	画	椛	島	謙	治
財	政	島	添	守	男
税	務	川	口	俊	幸
健	康	大	橋	由	美
福	祉	平	田	敬	子
学	校	木	下		介
生	涯	袖	崎	朋	隆
建	設	待	鳥		洋
農	政	林			哲
水	路	松	永	泰	誠
人	権	田	中	利	治
	・				博
	同				
	和				
	対				
	策				
	室				
	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	樽	見	孝	則
議	会	事	務	局	次	内	田		猛
議	会	事	務	局	議	徳	永	喜	美
					事			香	
					係				
					長				

5 . 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第2号 平成29年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について

議案第10号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

建設経済委員長報告について

議案第5号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

議案第11号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第12号 平成30年度柳川市水道事業会計予算について

議案第13号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の制定について

議案第14号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

教育民生委員長報告について

議案第3号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第4号 平成29年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

議案第7号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第8号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第9号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について

議案第35号 柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について

予算審査特別委員長報告について

議案第6号 平成30年度柳川市一般会計予算について

日程（３） 議案の上程について

議案第36号 柳川市副市長の選任について

議案第37号 柳川市教育委員会教育長の任命について

日程（４） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成30年第1回柳川市議会定例会最終日の日程等について、3月16日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議案の上程についてで、執行部追加提出の議案第36号及び議案第37号の上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとり、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてであります。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2 各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

2月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第2号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

補正前の予算額「316億4,225万6,000円」から「1億8,283万1,000円」を減額し、歳入歳出それぞれ「314億5,942万5,000円」としようとするものであります。

審査の過程で、歳出10款2項2目教育振興費での学校教育におけるICTを活用した実証事業の減額の理由や経緯、同款5項14目市史編さん費での編集委員会委員の報酬形態の変更の理由や見込額、3月期補正後の予算額と決算額との差、3月期補正後、決算までの収入支出の変動について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第10号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5,000円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告は終わります。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（諸藤哲男君）（登壇）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、建設経済委員会の報告を申し上げます。

2月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第5号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

国庫補助事業等の確定に伴う事業費の減額、及び国庫補助金、市債の減額と、繰越金の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ「2,700万円」減額し、補正後の予算総額を「10億9,349万3千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2)議案第11号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出ともに「9億5,464万6千円」を計上し、公共下水道の整備及び普及を図っていくものです。

審査の過程において、分担金や下水道使用料の収納率についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第12号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市水道事業会計予算についてであります。

収益的収入及び支出では、事業収益が「14億5,353万4千円」、事業費用が「14億1,192万4千円」となっています。

資本的収入及び支出では、収入を「2億6,510万4千円」、支出を「6億5,612万円5千円」計上し、不足する「3億9,102万1千円」は損益勘定留保資金等で補填する予定になっています。

審査の過程において、給水収益の収納率についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第13号 原案可決

本案は、柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に

基づく市税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

平成29年6月、国において、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を促進するため、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」が制定されました。

この法律に基づく国の支援措置の中に、地方税の減免に伴う補填措置が設けられており、この制度を活用し、本市における地域経済牽引事業を促進するために、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものです。

なお、本条例により、固定資産税の課税を免除した場合、別に定める国の条件を充たせば、地方交付税による課税免除額の4分の3が補填されることとなります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第14号 原案可決

本案は、柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

柳川駅東部土地区画整理事業施行地区内の町界、町名及び地番を整理するために設置された柳川市町界町名地番整理審議会について、当事業の換地処分後は審議事項が無い場合、同審議会を廃止するよう条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第19号 原案可決

本案は、柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

市内での企業立地を促進し、雇用の促進を図るため、「柳川市企業立地等促進条例」を制定し、市内に立地する企業に対する奨励措置を設けています。

今回、条例の運用状況の実態や、昨今の人手不足等企業を取り巻く状況を踏まえ、より活用しやすい制度とすることで、市内への企業立地の促進と市内企業の市外転出の防止を図ろうとするものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第24号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。

開発計画、市道一部区間の変更認定等に伴う3路線の新規認定、及び14路線の変更認定とともに、通行上機能を果たしていない路線など5路線を廃止するものです。

審査の結果、当委員会としましては賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（伊藤法博君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

2月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案9件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、傍聴者、4、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

5 結果

(1) 議案第3号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。療養給付費の伸びに伴う必要額の補正や決定通知による国、県からの交付金を調整し、歳入歳出それぞれ「1億1,361万8千円」を減額し、補正後の予算総額を「105億3,042万6千円」とするものです。

審査の過程において、療養給付費についてインフルエンザの影響、発生率等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第4号 原案可決

本案は、平成29年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険基盤安定負担金の確定に伴い、必要な額を減額し、併せて28年度繰越金の調整で、歳入歳出それぞれ「1,331万2千円」を減額し、補正後の予算総額を「10億1,968万8千円」とするものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第7号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「89億3,500万円」とするものです。

審査の過程において、国保事業費納付金、医療費増大の要因、ジェネリック医薬品の普及率、健康づくり助成金等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第8号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「10億3,400万円」とするものです。

審査の過程において、保険料の徴収方法について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第9号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ「63万2千円」とするものです。

審査の過程において、滞納者への対応、収入未済額について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第15号 原案可決

本案は、柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

柳川市立公民館体制の統一を図るため、柳川・大和・三橋地域の区分を廃止し、公民館長及び主事の報酬を勤務体制別に改正するものです。

審査の過程において、主事補の勤務形態、報酬について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(7)議案第16号 原案可決

本案は、柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成30年4月1日から施行される福岡県国民健康保険運営方針を考慮した上で、保険料算定方式を所得割、均等割、平等割の3方式にし、被保険者に係る資産割を廃止するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(8)議案第25号 原案可決

本案は、柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてであります。

今年度末で指定期間が満了するため、新年度からの指定管理者を指定しようとするものです。

審査の過程において、入館者数について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(9)議案第35号 原案可決

本案は、柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案者である議員からの補足説明を受け、審査を行いました。

審査の過程において、改正する条例の趣旨等について質疑がありました。

当委員会としましては、採決の結果、可否同数であったため、委員会条例第17条の規定に基づき、委員長裁決により原案可決と決定いたしました。

以上、教育民生委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（荒木 憲君）（登壇）

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

2月28日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4 結果

(1)議案第6号 原案可決

本案は、平成30年度柳川市一般会計予算についてであります。

歳入歳出ともに293億100万円で、前年度の当初予算が骨格予算として編成されていたため、前年度6月補正後の予算と比較しますと、額にして7億5,241万9千円、率にして2.5パーセントの減額となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受け審査を行いました。

歳入審査では、自動車重量譲与税の年度ごとの増減理由、市民税の滞納額の状況、市債の利率等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で、再任用職員の期末勤勉手当額と支払根拠及び配置先、地域おこし協力隊の報酬と配置先等について質疑があり、総務費では、ふるさと寄付金の事務委託内容と委託に移行した経緯、個別施設計画策定業務委託料及び第2次総合計画後期基本計画策定業務委託料に係る業者選定の方法、契約電力会社変更による効果、民生費では、自殺対策計画策定業務委託料及び地域子育て支援拠点事業費の内容、認知症施策推進事業費の内容、衛生費では、柳川市・みやま市一般廃棄物処理施設整備事業費の委託料及び負担金の内容と工事に係る地元との調整状況、農林水産業費では、漁業団地整備費の今後の計画、商工費では、商工会議所補助金と市商工会補助金の金額の差異、柳川市・西鉄グループ連携ディスプレイネーションキャンペーン負担金の内容、土木費では、市民文化会館建設に伴う道路改良等への対応、沖端水天宮周辺整備事業費の内容、柳河団地（仮称）建設事業費の内容、教育費では、大規模改造工事の今後の計画、ふれあい自然の家の建設目的と利用状況等について質疑がありました。

総括では、庁舎統合の計画、市民文化会館等を含めた中期財政計画の見直し、税収を上げるための企業誘致の推進、443号バイパス延伸計画の状況、2020年を見据えた教育改革への取り組み等について質疑や意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

以上で予算審査特別委員会の報告は終わります。

議長（田中雅美君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成29年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成30年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第5号 平成29年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成30年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 平成30年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 柳川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税の課税免除に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 柳川市企業立地等促進条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第24号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成29年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第4号 平成29年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第7号 平成30年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成30年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成30年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第25号 柳川市立歴史民俗資料館の指定管理者の指定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第35号 柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定については、8番白谷義隆議員から反対討論の通告及び15番緒方寿光議員から賛成討論の通告がっております。

初めに、白谷議員の発言を許します。

8番（白谷義隆君）（登壇）

私は議案第35号 柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

私がこの条例改正案で疑問に思うのは、条例第2条の市民の定義に関する部分であります。現条例では、市民とは、「市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする者」となっておりますが、改正案では、その中の「市内を活動の拠点とする者」を削除するとなっております。提案者の説明によると、その理由は、沖縄の基地問題を例に挙げ、沖縄の基地問題では県外から来た人々が過激な反対運動の中心と言われるとして、居住者でもない、通勤・通学者でもない市内を活動の拠点とする者はこの条例の対象としないということのようです。

現条例では、市を初め、事業者や事業所で働く人、通学する人、そして、市内でいろいろなボランティア活動やサークル活動など、本市を拠点として活動している全ての人々がそれぞれの役割を担い合いながら、協働して男女共同参画を推進することを趣旨としているものであり、市内を活動の拠点として活動する者をこの条例の対象とすることで、現条例の施行において沖縄の基地問題のような事態が起きるとは私は考えていません。

また、男女共同参画社会基本法では、国民は、職域、学校、地域、家庭その他のあらゆる社会の分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならないとしています。こうしたことから、市内を拠点として活動する人々をこの条例の対象外とすることは法令及び条例の趣旨からも適切ではないと考えています。そして、何より観光都市を目指す本市において、また、柳川市に行ってみたい、柳川市に住んでみたいという交流人口から定住人口への増加を掲げる本市において、本市を活動の拠点として活動する者を削除するという今回の条例改正案は、部外者を受け入れない排他的なまちであるという間違ったイメージを発信することにつながるのではないかと危惧するものです。

そしてまた、改正案で削除されている市内を活動の拠点とする者は、これから本市が目指す都市に必要な市民であろうと私は考えております。

以上のことから、私はこの条例案に反対するものであります。議員の皆様の御理解をよろしくお願いいたします。

議長（田中雅美君）

次に、緒方議員の発言を許します。

15番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。議案第35号 柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場での討論を行います。

初めに、現時点での私の考え方を述べます。

現代社会に目を向けますと、さまざまな分野への女性の進出は目覚ましいものがあり、男性中心であった分野への女性の進出、そして、女性中心であった分野への男性の進出も進んでいます。また、家庭生活の家事、育児におきましても、男女が共同して役割を分担するという家庭がふえております。女性の活躍、そして、能力を発揮できる場がふえることを大いに期待いたします。

以上のような基本的な考え方のもと、条例の一部改正に対して賛成討論を述べさせていただきます。

まず、条例第1条の目的についてです。

市の現行の条例文では「この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」とされております。そこで、現行条例の条文の中では「市、市民及び事業者の責務」となっておりますが、今回、この条例を「市の責務並びに市民及び事業者の役割」と改正する提案が2月26日の今議会開会日に議員提案にて提出されておまして、このことに賛成いたします。

それはなぜか。それは改正提案の賛成理由として、市民である個人、そして、家庭はそれぞれ個性、考え方に特徴があり、それは基本的人権として尊重されるべきものであり、また、事業者については、職業、業種によって男女それぞれに偏る分野もあり、事業者として最も大事なことは、事業を継続させ、存続させていくことが大前提と考えるからであります。そこで、責務という言葉で縛ってしまうのではなく、役割という表現にすべきと考えております。

さらに申し上げますと、地方公共団体は法律に基づき責務がありますが、市民及び事業者は憲法に基づくさまざまな個人の自由、権利があり、責務はふさわしくなく、役割とすべきと考えます。

ちなみに、責務とは、自分の責任として果たさなければならない事柄、務めであり、大変責任の重いものとなります。そこで、市民と事業者については役割に改正すべきと考えます。

また、市の現行条例の第5条、市民の責務、また、第6条、事業者の責務も、先ほど申し上げました改正理由と同じように考えます。市民の役割、事業者の役割と改正する提案に賛成いたします。

次に、市の現行条例の第2条の市民の定義についてであります。

現行条例では、1項の市民として「市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。」とされてあります。そこで、この条例条文については、「市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者」に改正することに賛成し、「市内を活動の拠点とする者」の条文を現行条例から省く改正提案に賛成します。

なぜか。改正提案への賛成の理由は3つあります。

1つ目の理由です。これまで男女共同参画推進につきましては、平成17年、ちょうど今から13年前ですが、当時、ジェンダーフリーという名のもと、全国各地で過激な性教育や条例制定の動きがあり、大変大きな問題となりました。具体的には男女共同参画社会基本法、基本計画の中にはっきりとは書かれていないのですが、あらゆる思想家などがジェンダーフリーという定義もない、定義もわからない言葉を使ってひとり歩きさせ、全国の教育現場などで大混乱が起きました。例えば、盛岡では林間学校、5年生で男女を同じテントで寝かせ、このことに対し、保護者がおかしいなどの文句を言い、結論として県の教育委員会は問題とされました。また、沼津市では16校中9校が男女ごちゃまぜの部屋で寝かせたり、山形市では36校中19校が、仙台市でも202校中33校が男女同じ部屋で寝かせるなど、全国の教育現場で大混乱が起り、全国の地方自治体の議会でも大きな問題となりました。さらには、福岡のある高校では、男子と女子が同じ教室で日常的に平然と着がえをするという驚くべき事態も起こっております。

要は男らしさ、女らしさなど、男女の性差を否定、解消しようとするようなジェンダーフリー教育と思われるようなことが全国各地の教育現場に、保護者などが全く気がつかないうちに浸透し、大混乱が起きたケースは山ほどあります。このような動きは、組織的な動きが背景にあったと言われております。

また、この問題は平成17年3月4日の参議院予算委員会でも取り上げられ、自民党国会議員が質問され、そのことに対し、当時の小泉総理は答弁の中で、初めて実態を知った、大変ひどい、教育のあり方をもっと考えてほしいと答弁され、当時の細田大臣も男女の性差は厳然としてある、しっかり守る必要があると答弁されております。また、昨今の基地問題の反対運動などにつきましても、県外などから来た方々が過激な反対運動の中心になっているとも言われています。

そしてまた、県内の市町村はそれぞれが男女共同参画に関する条例、計画を策定されてあります。

以上の理由から、ここの市民の定義は市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学

する者で十分だと考えます。

まとめて簡単に申し上げますと、本市の現行条例の条文での市内を活動の拠点とする者となれば、何人も対象となり、さまざまな過激な思想を持った活動家などが今後本市の取り組みに対し関与してくる可能性もあることなどから、この部分の条例条文は削除すべきで、改正提案に賛成をいたします。

最後に、現行条例の第3条、基本理念の2項についてです。

市の現行条例では、社会制度や慣行による固定的な男女の役割分担意識によって、「個性や能力を制限されることなく、家庭・職場・地域において男女が様々な活動ができること。」とされています。そこで、この条文につきましては、「個性や能力を制限されることなく」の条文の後に「、互いの特性を認め生かしながら」を挿入し、「個性や能力を制限されることなく、互いの特性を認め生かしながら、家庭・職場・地域において男女が様々な活動ができること。」への改正提案に賛成します。

なぜか。先ほど理由でも述べましたように、ジェンダーフリーというような思想などを男女共同参画を進める中において入り込ませてはならないと考えます。特に、男女共同参画を進めるに当たり、市内の学校の教育現場などで混乱を起こさせないようにしなければならないと考えます。

さらには、男女には持って生まれた性の差のみならず、それぞれが持つ特性というものが、さまざまな場面で特徴が出てくることも事実であります。好みの色、遊びや、そして、職域、伝統文化にも特徴が出ます。特に、家庭生活においても、父性、母性が大きく役割を果たしますし、現実として家事、育児、また、専業主婦を生きがいとされてある女性の方々も市内にはおられます。そこで、あえて申し上げるとすれば、男性は仕事、女性は家事という慣行により制限されることは今のこの時代にはそぐわないものですが、現在も現実として家事に生きがいを感じてある女性の割合も少なくありません。また、男女それぞれ特性があり、それぞれの特有の能力として生かされ、さまざまな分野で貢献している部分が少なからずなく、それが社会制度、慣行となっている部分があります。行政が社会制度、慣行による役割分担を一くくりにして全てを決めつけるようなことではなく、男女の特性という大事な要素を盛り込み、家庭、職場、地域において男女がさまざまな活動ができることとすべきではないでしょうか。

結びになりますが、既に近隣市であります筑後市におきましては、平成21年4月1日施行、今から9年ほど前ですが、筑後市男女共同参画推進条例において、今回、私ども7名が今議会に提案させていただいております条例の一部改正の内容などが既に盛り込まれており、スタートされており、男女共同参画を進められていることをここに申し添えます。

以上が柳川市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定に対しての賛成の立場での私の討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、賛同いただきます

ようよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（田中雅美君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。数を確認しますので、そのままにしてください。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第6号 平成30年度柳川市一般会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで10分間休憩をとりたいと思っております。

午前10時58分 休憩

午前11時7分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案の上程について

議長（田中雅美君）

日程3．議案の上程について。

議案第36号及び議案第37号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（樽見孝則君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．議案第36号 柳川市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、平成30年3月31日をもって成松宏副市長が退任されるため、後任の副市長に酒見勇次氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第37号 柳川市教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本案は、本市教育委員会の日高良教育長が平成30年3月31日で任期満了となりますので、後任の教育長に沖毅氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時11分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第36号 柳川市副市長の選任について採決いたします。

本案は原案どおり酒見勇次氏の柳川市副市長の選任に同意することに賛成の方の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり酒見勇次氏の柳川市副市長の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号 柳川市教育委員会教育長の任命について採決いたします。

本案は原案どおり沖毅氏の柳川市教育委員会教育長の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり沖毅氏の柳川市教育委員会教育長の任命に同意することに決定いたしました。

日程第4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

議長（田中雅美君）

日程4 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事項調査を平成30年10月20日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を平成30年10月20日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を平成30年10月20日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

ここで先ほど選任及び任命に同意いたしました酒見勇次氏並びに沖毅氏より挨拶を受けたいと思います。

まず初めに、酒見勇次氏お願いをいたします。

酒見勇次氏（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶させていただきます。

ただいま全会一致により副市長の選任に同意いただき、まことにありがとうございます。

ここ柳川の地は、高校時代3年間過ごした思い出のあるまちです。このたび、この柳川の地で仕事をさせていただく機会を設けていただき感謝申し上げます。

もとより、私、微力ではございますが、今後、金子市長を補佐し、市の直面する行政課題の解決と住民福祉のさらなる向上のため、誠心誠意務めてまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、格別の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（田中雅美君）

続いて、沖毅氏お願いをいたします。

沖 毅氏（登壇）

御紹介いただきました沖毅でございます。議長のお許しをいただきましたので、御挨拶を一言申し上げます。

先ほど教育長任命の同意を全会一致でいただき、厚くお礼を申し上げます。

ここ柳川は、生まれてから現在まで過ごしてきたかけがえのない地であります。その間、柳川の美しい掘割、干潟の広がる有明海、また広く広がる田園のある文化的で自然豊かな環境は、たくさんの思い出とともに私自身を育んできました。このたび、この柳川で仕事をさせていただける機会を与えていただいたことに深く感謝を申し上げます。

もとより、私、微力ではございますが、柳川市の教育がより一層充実し、市民の皆様が安心して暮らせるまちになりますよう、誠心誠意努力してまいる所存でございます。

どうぞ議員の皆様のご格別の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

議長（田中雅美君）

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて平成30年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 佐々木 創 主

柳川市議会議員 諸 藤 哲 男